事 業 概 要

令 和 3 年 版

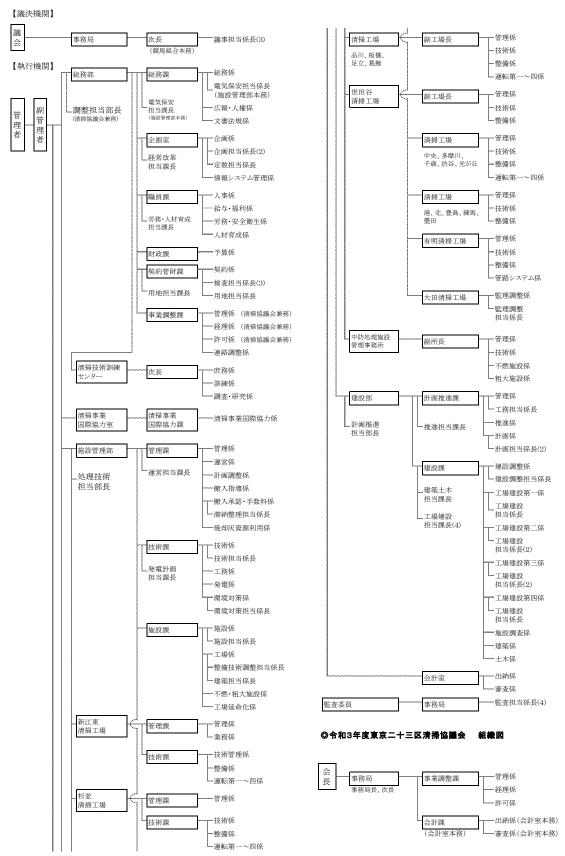


東京二十三区清掃一部事務組合

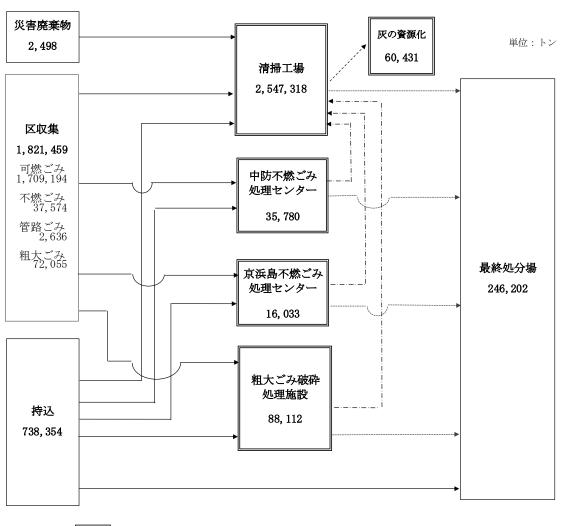
	令和 3 年度 東京十二区淯掃一部事務組合 機構図 · · · · · · ·	1
	令和2年度 ごみ処理実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	令和2年度 し尿処理実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	令和3年度・令和2年度 歳入歳出当初予算比較(一般会計)・	4
I 循環	型ごみ処理システムの推進	
第1章	事業の運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章	清掃一組の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	計画体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	基本計画・実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	- 一般廃棄物処理基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	区のごみ量	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
1	ごみ量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	ごみの処理・処分量······	14
第2章		15
217		
Ⅲ 事業	内谷	
第1章	ごみの中間処理・し尿等の処理	17
1	ごみ処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2	廃棄物の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	し尿等の処理の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第2章	循環型ごみ処理システムの推進に向けた施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1	ごみ処理過程における資源・エネルギー回収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	ごみ処理過程における環境対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3	最終処分場の延命化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第3章	施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
1	施設整備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2	清掃工場の建替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
3	清掃工場の延命化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
4	大田清掃工場第一工場の再稼働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第4章	広報・広聴・情報公開・国際協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
1	施設見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
2	情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
3	広聴事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
4	情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
5	国際協力事業	53
6	区民との意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
IV 事業	推進体制	
第1章	組織・人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	OT 6th	

	2	議決機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	3	執行機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	4	分掌事務	60
	5	附属機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	6	人員	61
	第2章	施設	63
	1	施設	63
	2	運営協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	第3章	人事管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	64
	1	職員の構成、給与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	2	基本的人権の擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	3	研修・人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	4	安全衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	第4章	危機管理·····	71
	1	危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
V	事悉	奴弗	
V	事業		
	第1章	予算・決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	1	令和3年度予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	2	令和3年度予算における主要事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	3	令和元年度決算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	第2章	廃棄物処理原価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	1	廃棄物処理原価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	2	対象となる経費(処理処分部門)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	3	対象となる廃棄物量(処理処分部門)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	4	原価計算表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	- 資	料 —	
	•	2 3 区の清掃事業の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
		2.3 区の有価事業の反割方担	86
		循環空社云形成のための伝体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		東京二十三区清掃一部事務組合規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		東京二十二〇信冊一部事務組	
		有冊 ^一 組分争事務(組織規則等) 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		東京二十二〇侗冊一部事務組合廃棄物処理采例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		清掃工場一覧(表VI-1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		灰溶融施設・不燃・粗大ごみ処理施設・し尿施設 (表W-2) ·····	
		令和2年度清掃施設見学者数(表VI-3) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		主な貸出し用資料 (表VI-4)	
		東京二十三区清掃一部事務組合事業史年表(表VI-5) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	♦	東京二十三区清掃一部事務組合施設配置図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	118

令和3年度 東京二十三区清掃一部事務組合機構図(令和3年4月1日現在)



令和2年度 ごみ処理実績〈総務部企画室〉

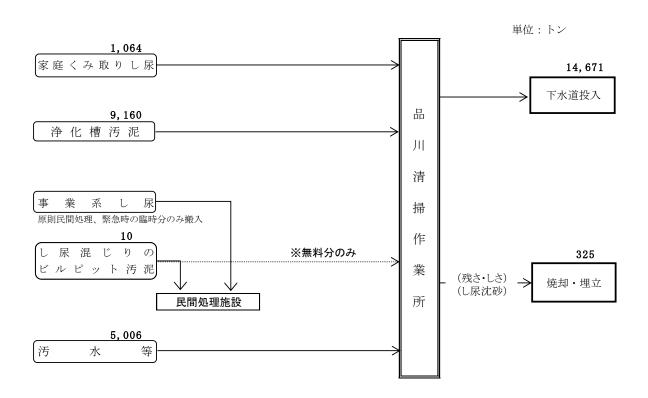




- ※ 売却分及び有効利用分は除く。
- ※ 欠却の及い有別利用力は除く。 ※ 災害廃棄物は、令和元年台風第19号に伴う宮城県大崎市から受け入れたもの。 ※ 各施設搬入量は、し尿残さ、中小企業者等の産業廃棄物を含む。 ※ 中防灰溶融施設での飛灰固化及び灰の積替えについては、省略をしている。

- ※ 各数値は速報値である。

令和2年度 し尿処理実績〈総務部企画室〉



※ □□□は清掃一組所管施設

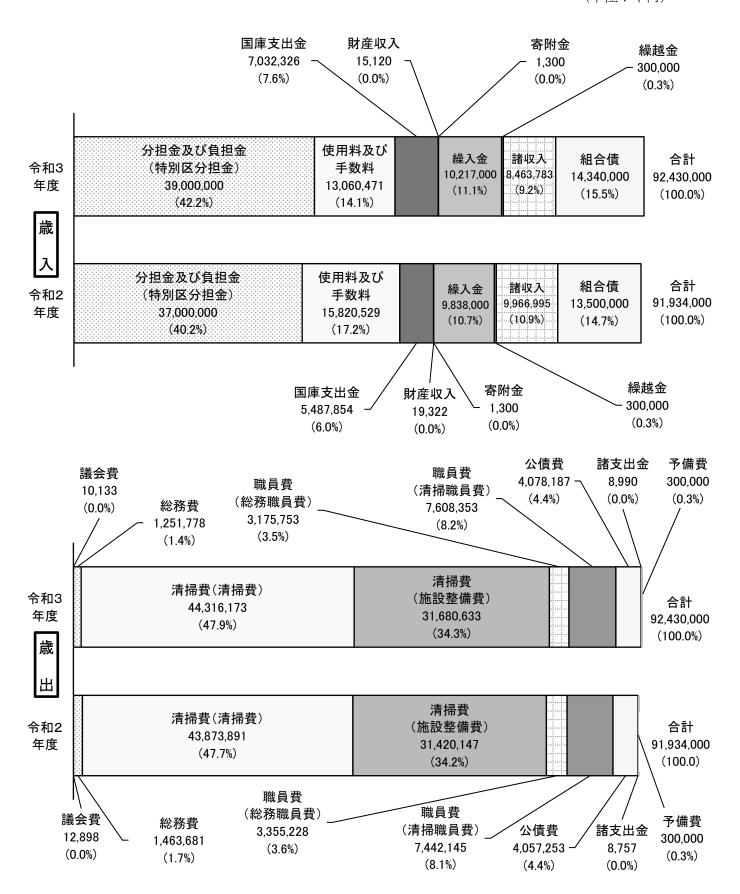
※浄化槽汚泥には、東京都下水道局に届出されたディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥(6,312t)を含む。

※汚水等とは、主に品川清掃作業所の洗浄によるもの。

※各数値は速報値である。

令和3年度・令和2年度 歳入歳出当初予算比較 (一般会計) (総務部財政課)

(単位:千円)



I 循環型ごみ処理システムの推進

第	1	章	事業の	り運営	方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
Antr-	_	<u> </u>	·= 13	40 0	=1 ==																					_

第1章 事業の運営方針〈総務部企画室〉

東京二十三区清掃一部事務組合(以下「清掃一組」という。)は、平成 12 年 4 月の設立以来、2 3 区の区民から排出される一般廃棄物の中間処理を安全かつ安定的に行うため、清掃工場での焼却処理、施設整備等を着実に実施し、特別区清掃事業の一翼を担っている。

この20年間において、社会・経済・環境情勢は大きく変容してきた。

23区では、待機児童の解消、超高齢社会への対応、社会インフラの老朽対策、 災害リスクへの備えなど山積する課題に加え、新型コロナウイルス感染症への対策が急務となっている。

国際的には、平成 27 年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」への取組、気候変動枠組条約締約国会議(COP)をはじめとする地球温暖化対策への取組も求められている。

こうした状況を踏まえ、23区民の衛生的で快適な生活環境を維持・向上していくため、一般廃棄物の中間処理を担う清掃一組の中長期的な取組の方向性として、「東京二十三区清掃一部事務組合基本計画・実施計画」を策定(令和3年2月)した。

また、「基本計画・実施計画」を踏まえ、清掃一組の中間処理等に関する具体的 取組について定めた「一般廃棄物処理基本計画」を改定(令和3年2月)し、循環 型ごみ処理システムの推進に取り組んでいる。

清掃一組は、これらの計画を着実に推進し、循環型社会形成に向けた施策と、限りある財源の有効活用など、効率的・効果的な事業運営を進めていく。

第2章 清掃一組の計画〈総務部企画室〉

1 計画体系

清掃一組の計画の体系は下図のとおりである。



区民の信頼に応える安全で安定した 清掃工場等の効率的運営

図 I - 1 清掃一組計画の体系図

2 基本計画・実施計画

(1) 計画の位置づけ及び内容

基本計画は、経営理念である「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営」の実現に向け、清掃一組を取り巻く環境と清掃一組の現状から、取り組むべき課題と方向性を示した総合的な計画として令和3年2月に策定した。清掃一組の基幹的な計画である「一般廃棄物処理基本計画」「財政計画」「人材育成計画」及び個別の分野別の事業計画や方針を包括した最上位の計画として位置づけている。

実施計画は、基本計画で示している計画の方向に従い、事業運営の取組において5つの施策、行財政運営の取組において7つの施策を設定し、その施策を実現するための70の個別事業を設定している。

事業運営の取組

施策 1	安全で安定的な中間処理施設の運営
施策 2	計画的な清掃工場等の整備
施策 3	最終処分量の削減
施策 4	熱エネルギーの有効利用
施策 5	清掃事業国際協力の推進

行財政運営の取組

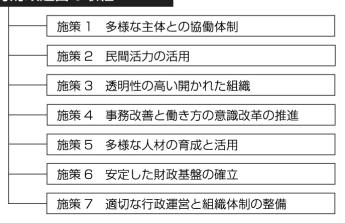


図 I - 2 実施計画の体系

(2) 計画期間

基本計画は、令和3年度から令和17年度までの15年間を計画期間とし、 社会・経済情勢等に適応し、計画期間に捉われることなく必要に応じて見直 しを行う。

実施計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて 計画内容を見直す。

(3) 個別事業の進行管理

効率的かつ効果的な行政運営に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的として、主要な個別事業について年度ごとに目標を定め進行管理を行う。

表 I - 1 進行管理の対象事業

		施策	No.	個別事業
-th-	1	安全で安定的な中間	1	予防保全の推進
事業		処理施設の運営	2	プラント設備等の保全方法の改善に関する検討
運営			3	搬入物検査の実施
の			4	不適正搬入防止月間の実施
取組			5	搬入不適物の持込事業者周知
\\ar			6	安否確認訓練の実施

		7	参集訓練の実施
		8	通信訓練の実施
		9	災害時の廃棄物発電電力活用の検討
2	計画的な清掃工場等	10	目黒清掃工場の建替工事
	の整備	11	江戸川清掃工場の建替工事
		12	北清掃工場の建替工事
		13	世田谷清掃工場の建替工事
		14	港清掃工場の延命化工事
		15	千歳清掃工場の延命化工事
		16	新江東清掃工場の延命化工事
		17	大田清掃工場第一工場の再稼働工事
3	最終処分量の削減	18	焼却灰の資源化
4	熱エネルギーの有効	19	清掃工場における廃棄物発電
	利用	20	自己託送の活用
		21	災害時の廃棄物発電電力活用の検討 (No.9 再掲)
5	清掃事業国際協力の	22	海外諸都市への技術的助言
	推進	23	海外人材の育成支援

		施策	No.	個別事業
	1	多様な主体との協働	24	共同訓練事業の実施
		体制	25	共同実験の実施
			26	不適正搬入防止月間の実施 (No. 4 再掲)
			27	区と連携した排出事業者への周知・啓発
	2	民間活力の活用	28	清掃工場等の業務委託
			29	受付業務等委託業者の選定
			30	委託工場の業務履行評価
	3	透明性の高い開かれ	31	ホームページにおける情報発信の充実
行		た組織	32	23区の広報紙の活用
行財			33	清掃工場における環境フェア等の実施
財政運営			34	区が実施する環境フェア等への参加
営			35	清掃工場建替協議会の開催
の 取			36	区民との意見交換会の実施
組	4	事務改善と働き方の 意識改革の推進	37	働き方改革への対応 (テレワーク等の環境整備)
	5	多様な人材の育成と	38	各種研修の実施
		活用	39	清掃技術訓練センターの訓練の実施
	6	安定した財政	40	自己託送の活用(No.20 再掲)
		基盤の確立	41	廃棄物処理手数料の確実な徴収
			42	循環型社会形成推進交付金等の活用
	7	適切な行政運営と組	43	クラウドサービスの活用
		織体制の整備	44	情報セキュリティポリシーの見直し
			45	適正な組織・定数の管理

3 一般廃棄物処理基本計画

本計画は、令和3年2月に改定したものである。内容は、焼却処理等のごみの中間処理とし尿の下水道投入となっており、概要は以下のとおりである。

(1) 計画の性格

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条の規定により策定するものであり、清掃一組の基本計画に基づき、一般廃棄物の中間処理等に関する具体的な取組について定めるものである。

(2) 計画期間

計画期間は令和3年度から令和16年度までの14年間とした。

また、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿い、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。

(3) 計画の主な内容

ア施策の体系

本計画については、前計画の取組を継続して実施していくことが目標である「循環型ごみ処理システムの推進」に繋がることから、前計画の体系を基本的に維持する。

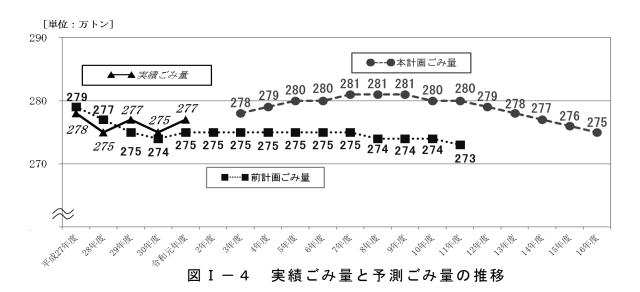
さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大、大型台風や集中豪雨による水害のほか、今後想定される震災等の有事に備え、新たに「災害等発生時の体制確保」を追加し、5項目の施策と16の取組としている。

目標	施 策	取 組
循環型ごみ処理システ	1 効率的で安定した全量 処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保(2) 収集に配慮した受入体制の確保(3) 不適正搬入防止対策(4) 計画的な施設整備の推進(5) ごみ処理技術の動向の把握
	2 環境負荷の低減	(1) 環境保全対策(2) 環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化防止対策 の推進	(1) 熱エネルギーの一層の有効利用 (2) 地球温暖化防止対策への適切な対応 (3) その他の環境への取組 (緑化、太陽光発電、雨水利用等)
テムの推	4 最終処分場の延命化	(1) 焼却灰の資源化(2) ごみ処理過程での資源回収(3) 破砕処理残さの最終処分量削減
進	5 災害対策の強化	(1) 災害等発生時の体制確保(2) 清掃工場の強靭化(3) 地域防災への貢献

図 I - 3 計画の施策体系

イ ごみ量予測

家庭ごみは人口動態、事業系ごみは経済動向の推移を踏まえて予測し、 令和 16 年度の予測ごみ量は、令和元年度実績の 277 万トンに対し、2 万 トン減の 275 万トンと推計した。



ウ 施設整備計画

(ア)清掃工場

平成初頭に集中して建設された 16 工場が耐用年数を迎え、今後、建替時期が重複することから、ごみの全量焼却に必要な焼却能力を確保することが困難となる。このため、施設整備計画の策定に当たっては、収集・運搬の効率性に考慮し、隣接する施設の整備時期ができる限り重ならないように配慮するとともに、延命化の手法を取り入れつつ、施設規模や整備時期を見直すことで、必要な焼却能力を確保できるようにした。

_	10 6	I.D. I.H.	計画期間													
L	場名	規模	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
練	馬	250トン×2炉	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
杉	並	300トン×2炉	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
光	が丘	150トン×2炉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
大	新	300トン×2炉	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
田	第一	200トン×3炉	再整備	工事※1	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
目	黒	300トン×2炉	建替工	事 (600トン)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
有	明	200トン×2炉	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
千	歳	600トン× 1 炉	26	27	延命化	と工事 しんしん	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
江	戸川	300トン×2炉			建替工	工事(60	0トン)			1	2	3	4	5	6	7
墨	田	600トン×1炉	24	25	26	* 27	28	29	30	31		3	建替工事	(500トン)		
;	北	600トン×1炉	24				建替工事	(600トン)				1	2	3	4	5
新	江東	600トン×3炉	23	24	25	26		延命(上工事		31	32	33	34	35	36
1	港	300トン×3炉	延命化	比工事	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
豊	島	200トン×2炉	22	23	24	25	26	27	28	延	≦命化工	事	32	33	34	35
中	央	300トン×2炉	* ² 20	21	22	23	24	25	26	27	延	≦命化工		31	32	33
渋	谷	200トン×1炉	20	21	22	23	24	25	延命(比工事	28	29	30	31	32	33
板	橋	300トン× 2 炉	19 (47)	20 (48)	21 (49)	22 (50)	★ 23 (51)	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)		建替工	事(600ト	・ン ^{※3})	
多	摩川	150トン×2炉	18 (48)	19 (49)	20 (50)	21 (51)	22 (52)	* 23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	建 [:]	替工事(300トン ^{※3}	3)
足	<u> </u>	350トン×2炉	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
品	JII	300トン×2炉	16	(45) 17	(46) 18	(47) 19	20	(49) 21	(50) 22	(51)	(52) 24	(53) 25	(54)	(55)	(56)	(57) 29
			(48) 15	(49) 16	(50) 17	(51) 18	(52) 19	(53) 20	(54) 21	(55) * 22	(56) 23	(57) 24	(58) 25	(59)	(60)	(61)
葛	飾	250トン×2炉	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	建替工事(500トン ^{※3})	
世	田谷	150トン×2炉	★ 14	15	16	17	18			建替.	工事(60		1	2		

[※] 枠内の数字は稼働年数を示す。また、()内の数字は建物の建築年数を、★は、建替事業開始年度を示す。

図 I - 5 清掃工場等の整備スケジュール

(イ) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

令和4年度から中防不燃ごみ処理センター第一プラント跡地に中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備することとした。また、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備完了後は、粗大ごみ破砕処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントは休止とし、災害発生時の処理に備えることとした。

施設名	規模	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
中防不燃・粗大ごみ処理施設	-				70トン/時			注 ₁	2	3	4	5	6	7	8
中防不燃ごみ処理センター 第二プラント	48トン/時×2系列	25	26	27	28	29	30	休止							
京浜島不然ごみ処理センター	8 シ/時×4系列	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
粗大ごみ破砕処理施設	32.1 シ/時×2系列	42	43	44	45	46	47	休止							
															,
破砕ごみ処理施設	180トン/日×1炉	休止中													

※ 枠内の数字は稼働年数を示す。

工事期間
₹ 環境影響評価手続

注:令和9年度は第二期工事として建屋の工事を実施する。

図 I - 6 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備スケジュール

^{※1}大田清掃工場第一工場は、1炉目を令和2年度までに整備している。

^{※2} 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う停止期間。

^{※3} 施設規模については、今後のごみ量の実績等を踏まえ次回の計画改定の際(令和6年度末改定予定)に改めて見直す。

エ 最終処分場の延命化

焼却灰の資源化の取組として焼却灰を溶融処理してきたが、東日本大震災の影響に伴う焼却灰溶融処理施設の運営方針の見直しにより、溶融処理を停止し、主灰のセメント原料化等の他の資源化事業による取組を推進することとした。

焼却灰の資源化量は、計画最終年度である令和 16 年度までに焼却灰の発生予測量の約 53%にあたる 16 万 2 千トンまで増加する計画とした。

また、最終処分量は、予測ごみ量及び焼却灰の資源化の取組を踏まえ、令和16年度には17万3千トンまで削減する計画とした。

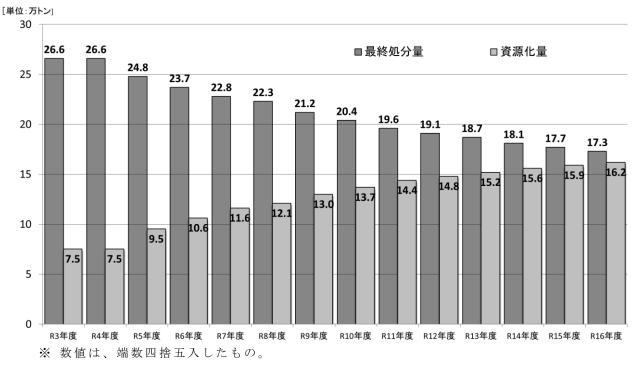


図 I - 7 焼却灰の資源化量及び最終処分量の予測

才 生活排水処理基本計画

23区における下水道普及率は、概成 100%となっており、し尿を含む生活排水は、原則として公共下水道によって処理されている。

残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、23区が収集・運搬を行い、清掃一組が管理する品川清掃作業所(下水道投入施設)において、固形物等の除去や希釈を行い、下水道に投入している。また、し尿混じりのビルピット汚泥などについては、一般廃棄物処理業者が処理することを原則とする。

搬入量は減少傾向であるが、今後も継続して受け入れていく。

II 23 区 の ご み 量

第1章	ごみ量と処理・	処乡	量	ŧ•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3	
第2章	ごみの組成調査				•		•	•		•		•		•		-			•	1	5	

第1章 ごみ量と処理・処分量〈総務部事業調整課〉

1 ごみ量

令和2年度における23区のごみ量は、区収集及び持込ごみ量を合わせて、255万9,813トンであった。前年度と比較して、20万6,503トン減少した。

表Ⅱ-1 ごみ量の推移

(単位:トン)

年度	合 計	区収集計	区	収		集	持 込	次派同山
午及	(a)+(b)	(a)	可 燃	不 燃	管 路	粗大	(b)	資源回収
平成12	3, 501, 053	2, 412, 337	1, 827, 565	514, 296	5, 349	65, 127	1, 088, 716	344, 577
平成13	3, 523, 757	2, 380, 309	1,807,034	514, 849	5, 364	53, 062	1, 143, 448	363, 746
平成14	3, 500, 739	2, 336, 048	1, 763, 369	516, 094	5, 157	51, 428	1, 164, 691	354, 385
平成15	3, 487, 717	2, 332, 322	1, 751, 857	521,692	5, 109	53, 664	1, 155, 395	328, 855
平成16	3, 403, 483	2, 270, 000	1, 687, 661	525, 529	4,778	52, 032	1, 133, 483	324, 739
平成17	3, 389, 616	2, 242, 988	1,670,610	512, 260	4,920	55, 198	1, 146, 628	331,695
平成18	3, 333, 618	2, 209, 111	1, 640, 836	507, 287	4, 461	56, 527	1, 124, 507	336, 338
平成19	3, 222, 876	2, 126, 000	1, 631, 876	433, 431	4, 158	56, 534	1, 096, 876	330, 377
平成20	3, 057, 973	2, 030, 690	1, 787, 754	184, 132	4, 285	54, 519	1, 027, 283	337, 996
平成21	2, 947, 255	1, 971, 257	1, 822, 598	88, 763	4,043	55, 853	975, 998	349, 881
平成22	2, 876, 434	1, 941, 924	1,791,080	88, 314	3, 759	58,770	934, 511	337, 172
平成23	2, 841, 435	1, 927, 220	1, 780, 256	80, 917	3,841	62, 206	914, 215	337, 014
平成24	2, 830, 538	1, 893, 490	1, 753, 545	74, 150	3,831	61, 965	937, 049	330, 587
平成25	2, 816, 809	1,870,022	1, 734, 199	70, 751	4,074	60, 998	946, 787	337, 608
平成26	2, 783, 318	1, 832, 492	1, 708, 453	64, 793	4,077	55, 169	950, 826	332,069
平成27	2, 783, 984	1, 823, 783	1, 704, 480	58, 245	4, 236	56, 822	960, 201	333, 460
平成28	2, 754, 293	1, 788, 208	1, 674, 359	51, 817	4, 132	57, 901	966, 085	326, 167
平成29	2, 765, 568	1, 782, 644	1, 673, 063	46, 715	4, 191	58, 676	982, 924	323, 967
平成30	2, 754, 296	1, 766, 177	1,660,332	42, 209	4, 125	59, 512	988, 119	322, 629
令和元	2, 766, 316	1, 782, 161	1, 675, 942	37, 781	3, 930	64, 508	984, 155	531, 480
令和2	2, 559, 813	1,821,459	1, 709, 194	37, 574	2,636	72,055	738, 354	_

[※] 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

[※] 資源回収量は、平成30年度までは、ステーション(集積所)回収・拠点回収の合計量を、令和元年度からは、さらにピックアップ回収量及び集団回収量を加えて集計している。令和2年度の資源回収量は、現在23区で集計中である。

[※] 特定家庭用機器再商品化法に基づき、平成 13 年 4 月からエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機が、平成 16 年 4 月から冷凍庫が、平成 21 年 4 月からテレビ(液晶式・プラズマ式)及び衣類乾燥機が粗大ごみの収集対象外となった。また、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、平成 15 年 10 月から家庭系パソコンが粗大ごみの収集対象外となった。

[※] 災害廃棄物の受入量は、平成23年度は1,550.64トン、24年度は23,861.11トン、25年度は810.01トン、26年度は2,820.12トン、令和元年度は483.40トン、令和2年度は2,497.82トンである(表中のごみ量には含まない)。

2 ごみの処理・処分量

表 II-2 ごみの処理・処分量の推移(清掃一組処理施設で処理したもの)

(単位:トン)

		処	理	量		処	分	量		
年度	焼却タ	処理	破砕・減	容積処理	合計	焼却残さ	処理残さ	合計	資源化	
	直接搬入	処理残さ	直接搬入	処理残さ	合計	埋立	埋立	合計		
平成12	2, 862, 805	119, 515	665, 583	1, 143	3, 649, 046	353, 888	499, 431	853, 319	51, 036	
平成13	2, 882, 915	130, 041	689, 948	1,077	3, 703, 981	368, 238	537, 426	905, 664	40, 785	
平成14	2, 862, 822	152, 966	700, 195	654	3, 716, 637	333, 913	536, 966	870, 879	34, 801	
平成15	2, 844, 304	157, 072	689, 764	807	3, 691, 947	310, 891	509, 955	820, 846	31, 784	
平成16	2, 763, 455	170, 211	683, 944	1, 370	3, 618, 980	305, 816	521, 218	827, 034	36, 022	
平成17	2, 761, 512	161,844	665, 762	1, 794	3, 590, 912	281, 488	511, 564	793, 052	34, 144	
平成18	2, 717, 582	160, 721	658, 663	1,841	3, 538, 807	254, 845	472, 732	727, 577	84, 910	
平成19	2, 687, 392	135, 333	562, 512	1,710	3, 386, 947	217, 860	410, 817	628, 676	105, 854	
平成20	2, 776, 035	54, 709	302, 272	758	3, 133, 775	219, 677	233, 949	453, 625	121,062	
平成21	2, 766, 494	51, 989	193, 099	1,646	3, 013, 228	225, 633	131, 243	356, 876	126, 017	
平成22	2, 697, 902	52, 915	188, 276	992	2, 940, 085	228, 207	124, 869	353, 076	110, 476	
平成23	2,671,009	56, 361	179, 938	1, 236	2, 908, 544	293, 022	120, 975	413, 997	63, 894	
平成24	2, 668, 644	70, 704	170, 631	411	2, 910, 390	264, 553	94, 490	359, 043	71, 555	
平成25	2, 657, 916	67, 778	166, 883	557	2, 893, 134	264, 017	90, 175	354, 192	74, 816	
平成26	2, 638, 530	66, 695	152, 337	245	2, 857, 807	270, 879	81, 918	352, 797	62, 424	
平成27	2, 644, 883	75, 341	147, 202	276	2, 867, 702	294, 467	66, 815	361, 282	41, 906	
平成28	2, 621, 625	76, 001	140, 430	249	2, 838, 305	282,000	62, 720	344, 720	41,015	
平成29	2, 637, 168	77, 629	135, 481	338	2, 850, 616	275, 883	57, 612	333, 495	49, 997	
平成30	2, 630, 467	78, 153	132, 845	338	2, 841, 803	247, 236	53,006	300, 242	63, 545	
令和元	2, 641, 206	86, 655	136, 573	353	2, 864, 787	245, 678	49, 327	295, 005	76, 058	

[※] 区収集ごみ及び持込ごみのほか、し尿処理残さ、中小企業対策として政策的に受け入れている産業廃棄物等、処理 施設に直接搬入された廃棄物を含む(災害廃棄物は除く)。

[※] 資源化量は鉄・アルミニウム等回収量、スラグ有効利用量(平成 18 年度から計上)及び灰資源化有効利用量(平成 26 年度から計上)の合計である。

[※] 平成18年度以降の処理・処分量は小数点以下四捨五入したものである。

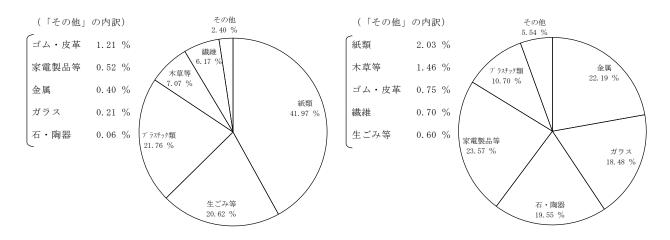
第2章 ごみの組成調査〈施設管理部技術課〉

ごみの組成は、経済活動や生活様式などを反映している。

ごみ組成調査の結果は、排出状況を把握し、処理施設の設計、維持管理、公害対策、資源化等の基礎資料として活用している。

清掃工場に搬入されたごみ

不燃ごみ処理センターに搬入されたごみ



※ 端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。

.

図Ⅱ-1 ごみの組成(令和2年度)

表Ⅱ-3 ごみの組成一覧(年度別)

清掃工場に	清掃工場に搬入されたごみの組成一覧 (単位:%)								
年度	紙類	生ごみ等	プラスチック類	木草等	繊維	その他			
平成30	42. 24	22. 58	20. 15	7.08	5. 69	2.26			
令和元	42. 52	20.39	21. 32	7.36	6.06	2.36			
令和 2	41.97	20.62	21.76	7.07	6. 17	2.40			

不燃ごみ処	<u>し理センターに</u>	「搬入されたこ	ごみの組成ー	·覧		<u>(単位:%)</u>
年度	金属	ガラス	石 • 陶器	家電製品等	プラスチック類	その他
平成30	21.42	21.82	20.69	21.33	9.64	5. 10
令和元	20.74	22. 10	19.61	20.48	11. 46	5. 61
令和2	22. 19	18.48	19.55	23.57	10.70	5. 54

[※] 端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。

Ⅲ 事 業 内 容

第	1	章	ごみ	の	中	間:	処	理	•	し	尿	等	の	処	理		•	•			•	•	•	•	•	•	•	1	7
第	2	章	循環	型	ご	み	処	理	シ	ス	テ	ム	の	推	進	に	向	け	た	施	策				•	•	•	2	6
第	3	章	施設	整	備			•	•				•	•	•	•	•	•				•	•	•				4	1
第	4	章	広報	•	広	聴		情	報	公	開		国	際	協	力												5	2

第1章 ごみの中間処理・し尿等の処理

1 ごみ処理の流れ

(1) ごみの収集・運搬〈施設管理部管理課〉

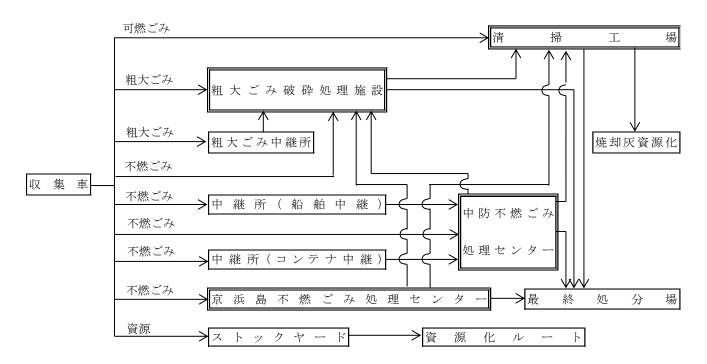
ごみの収集・運搬は、23区がそれぞれ行っている。

可燃ごみについては、清掃工場が23区内に分散して設置されているため、安定的かつ効率的な運搬体制が確保されている。これに対し、不燃ごみ・粗大ごみは処理施設が限られているため、効率的に輸送している。

不燃ごみについては、処理施設への直接輸送だけでなく、内陸部のコンテナ中継所(新宿)と河川に面した船舶中継所(三崎町)において、コンテナ中継車や船舶に積み替えて輸送している。

粗大ごみについても同様に、処理施設への直接輸送だけでなく、小型ダンプ車により収集されたものを、破砕・圧縮機能を持った中型プレス車及び大型プレス車に積み替えて輸送している。

資源は、ストックヤードを経るなどして資源化ルートに乗せている。



- ※ 令和3年4月1日現在
- ※ は清掃一組所管施設

図Ⅲ-1 ごみの輸送経路

(2) 可燃ごみの処理〈施設管理部管理課〉

可燃ごみを焼却することにより、衛生的な環境を維持し、かつ最終処分量を削減できる。

また、清掃工場では、焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して熱供給や発電を行っている。

令和3年4月現在、稼働している清掃工場は、19 工場である (112 ページ・表VI-1 参照)。令和2年度のごみ処理量は約255 万トンであった。

表 II 一 1 処理量

平成30年度	令和元年度	令和2年度(速報)				
2,708,621トン	$2,728,345$ \vdash $>$	2,547,318トン				

表Ⅲ-2 決算額

平成29年度	平成30年度	令和元年度				
27, 104, 011, 758円	27, 391, 827, 529円	29, 428, 630, 703円				

< 令和元年度決算額(溶融処理経費を含む)の主な内訳>

- ◆焼却作業管理 6,711,630,142 円 可燃ごみの中間処理作業経費
- ◆焼却技術管理 3,297,683,956 円 清掃工場の環境対策等に要した経費
- ◆焼却施設管理 17,969,104,573 円 清掃工場の中間点検、定期点検、修繕及び運転管理委託に要した経費

(3) 不燃ごみの処理〈施設管理部施設課〉

不燃ごみは、中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターで破砕・減容化するなどの中間処理を行い、鉄・アルミニウムは選別して資源化し、できる限り量を少なくした後、焼却処理及び埋立処分している。

不燃ごみ処理センターは、不燃ごみを破砕したのち、磁気及びふるいにより、鉄・アルミニウム、不燃物、その他ごみ*等に選別する施設である。

不燃ごみ処理センターで選別した鉄・アルミニウムは売却し(30~31 ページ参照)、不燃物は埋立処分、その他ごみは清掃工場にて焼却処理している。※「その他ごみ」とは、破砕した不燃ごみから鉄・アルミニウムを選別し、さらに陶磁器くず等の不燃物を除去したのちに残ったものをいう。

表Ⅲ-3 中防不燃ごみ処理センター決算額

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,629,817,059円	1,555,631,365円	1,500,699,529円

表Ⅲ-4 京浜島不燃ごみ処理センター決算額

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1, 292, 303, 138円	1,316,438,421円	1,247,185,218円

表Ⅲ-5 中防不燃ごみ処理センター処理量

平成30年度	令和元年度	令和2年度(速報)
42,708トン	38,713トン	35, 780トン

表Ⅲ-6 京浜島不燃ごみ処理センター処理量

平成30年度	令和元年度	令和2年度(速報)
14,901トン	14,857トン	16,033トン

(4) 粗大ごみの処理〈施設管理部施設課〉

粗大ごみは、中央防波堤内側埋立地にある粗大ごみ破砕処理施設で破砕・減容化等の中間処理を行っている。この施設には、区収集粗大ごみのほか廃材などの可燃系持込粗大ごみが搬入される。搬入された粗大ごみは破砕処理し、処理過程で回収される鉄は売却している(30~31ページ参照)。

破砕処理した後の粗大ごみの残さのうち焼却できるものは、清掃工場に搬送して焼却処理している。また焼却に適さないものは、埋立処分している。

表Ⅲ-7 粗大ごみ破砕処理施設決算額

平成29年度	平成30年度	令和元年度
2, 147, 166, 177円	2,231,541,927円	2,434,816,574円

表Ⅲ-8 破砕ごみ処理施設決算額

平成29年度	平成30年度	令和元年度
25, 168, 274円	21,987,918円	24, 426, 361円

表Ⅲ-9 粗大ごみ破砕処理施設処理量

平成30年度	令和元年度	令和2年度(速報)
75,574トン	83, 356トン	88,112トン

(5) 焼却灰の溶融〈施設管理部施設課〉

焼却灰の溶融処理は、灰中のダイオキシン類や重金属等を無害化する。さらに、生成物である溶融スラグを有効利用*することで、最終処分場の延命化や環境負荷の低減に寄与してきた。

※ 性状が砂に似ていることから、砂の代替材料として利用している。

しかし、清掃一組では溶融処理にあたって大量のエネルギー使用や維持管理コストなどの課題に加え、平成23年3月11日の東日本大震災の発生に伴う電力のひっ迫や放射能問題への対応を求められた。このため、「今後の灰溶融施設の運営方針」を決定し、溶融処理施設の操業は、スラグの利用量に見合った操業とすることとした。

この運営方針に基づき、平成28年度以降は、多摩川清掃工場及び葛飾清掃工場の2工場にある溶融処理施設で溶融処理を操業してきたが、今後の灰溶

融施設の運営について検討した結果、平成 31 年 3 月に休止する方針が決定 し、令和元年度末をもって休止した。

(6) 事業系一般廃棄物の持込承認 〈施設管理部管理課〉

事業者の事業活動に伴って特別区内で発生した事業系一般廃棄物は、排出 した事業者が自ら又は許可業者に委託して運搬し、清掃一組の処理施設で受 け入れている。

持込みは頻度により継続持込み(定期的又は概ね1週間に1回以上継続的) と臨時持込みとに分けられる。

継続持込みについては、事業者からの継続持込申請に対し、審査基準に適合しているかを審査し、承認する場合は一般廃棄物継続持込承認カード(ICカード)を交付する。事業者は別途定められた搬入計画に従い持ち込む。なお、処理手数料の納入は、1か月単位が原則である。

臨時持込みについては、清掃事務所が書類と廃棄物の内容を事前確認し、 清掃一組の処理施設で申請書を受理の上承認し、処理手数料とともに受け入 れている。

項目		平成31年4月1日現在 令和2年4月1日現在		令和3年4月1日現在	
継続	持込み承認件数(件)	672	663	645	
内	自己持込業者(件)	225	226	214	
訳	許可業者 (件)	447	437	431	
承認	車両台数(台)	2, 649	2,660	2,638	

表 II - 10 持込承認件数内訳

(7) 産業廃棄物の受入れ〈施設管理部管理課〉

産業廃棄物の中間処理及び最終処分は、本来排出事業者が自らの責任において行うものであり、事業者が自ら又は許可事業者に委託する等の方法で行うことが原則である。しかしながら、事業者が自ら施設を設置することが困難な場合等、適正処理確保の観点から公共による処理対策が一定の範囲で必要となる。

清掃一組では、中小企業者が特定の事業活動に伴って排出する産業廃棄物のうち、紙くず・木くず・繊維くずを粗大ごみ破砕処理施設で受け入れている。

搬入に当たって、排出事業者は事前に搬入申請をする必要があり、清掃一組では事業者についての審査基準を設けている。また、搬入できる産業廃棄物の量、種類等に関する受入基準も設けており、各基準を満たすものに限り受け入れることとしている(110~111ページ参照)。

(8) 災害廃棄物の受入れ〈施設管理部管理課〉

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、宮城県大崎市、東京都及び宮城県が締結した協定書に基づき、令和元年 10 月の台風第 19 号に伴い発生し

た大崎市の災害廃棄物について、令和2年2月から10月まで清掃一組の清掃 工場で受入処理を実施した。

災害廃棄物は稲わら等であり、期間中における搬入量は2,981.22トンである。

(9) 最終処分〈施設管理部管理課〉

清掃一組で中間処理した後の残さは、東京都が設置・管理する最終処分場 (中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場)で埋立処分される。

しかし、最終処分場は限りある空間であり、都市化の進んだ23区部においては、将来新たな処分場を確保することは極めて困難である。

このため、清掃一組では中間処理過程において、最終処分場の延命化に向けた施策を進めている(38~40ページ参照)。

表面-11 埋立処分量

平成30年度	令和元年度	令和2年度(速報)
301,979トン	296, 338トン	246,202 トン

表 II - 12 埋立処分委託決算額

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
埋	立処分委託料	2, 333, 166, 714 円	2, 258, 354, 328 円	2,473,014,300円
内	排水処理経費	1,594,000,000円	1,594,000,000 円	1,584,000,000円
訳	埋立処分委託	739, 166, 714 円	664, 354, 328 円	889,014,300円

[※] 排水処理経費は、東京都が管理する埋立処分場の排水処理経費に係る負担分

2 廃棄物の受入れ 〈施設管理部管理課〉

(1) 搬入調整の概要

清掃一組の所管する中間処理施設は、建替え等により、年度ごとに稼働する処理施設数が変動する。また、定期点検等に伴う計画的な炉停止や、突発的な故障等により、各処理施設の受入可能量は常に変動する。

そこで、各区における円滑な収集運搬作業や施設の安定的な運営を確保するため、廃棄物の搬入先を施設の稼働状況や地域性を踏まえ迅速かつ適切に指示する搬入調整を行っている。

清掃一組の行う搬入調整業務には、大きく分けて以下の2つがある。

① 施設のごみバンカ状況や焼却灰排出状況等、日々の運営状況を把握し、 ごみ排出量の季節的変動等の分析も踏まえた適切な焼却計画等を策定す る。

[※] 埋立処分委託は、焼却灰等、破砕ごみ等の埋立処分に要した経費

② 各年度当初に策定した基本搬入計画に基づき週単位で搬入計画の調整 を行い、各施設、各区、継続持込事業者等に、廃棄物の搬入先や搬入計画 量を指示及び連絡する。

(2) 早朝・夜間・日曜・昼休み搬入

清掃工場では、繁華街等における街の美観の維持、イメージアップ等を目的に区や持込業者が行っている早朝収集、夜間収集、日曜収集に対応するとともに、清掃工場周辺の車両集中による道路交通の渋滞を緩和する目的で早朝・夜間及び日曜の搬入受付を実施している。

また、平成24年4月から、稼働中の全清掃工場で昼休み搬入受付を実施している。

今後も、清掃工場等に搬入している各区や約 700 事業者の要望等を踏まえ、必要に応じて搬入受付時間を拡大する等、柔軟な対応を図っていく。

表Ⅲ-13 早朝·夜間·日曜·昼休み搬入受付の実施内容(令和3年4月現在) 早朝 (月曜~土曜)

工場名		受付時間
	中央	午前5:00~午前8:00
	港	午前5:00~午前8:00
	品川	午前5:00~午前8:00
大田	(新) (第一) ※	午前5:00~午前8:00
	世田谷	午前5:00~午前8:00
	千歳	午前5:00~午前8:00
	渋谷	午前5:00~午前8:20
	豊島	午前5:00~午前8:20
	板橋	午前5:00~午前8:00
	墨田	午前5:00~午前8:00
新江東		午前5:00~午前8:00
有明		午前5:00~午前8:20
	足立	午前5:00~午前8:00

夜間 (月曜~土曜)

工	場名	受付時間
大田	(新) (第一) ※	午後3:45~午後9:45

日曜

工場名		受付時間
大田	(新)	午前7:00~午前8:00
八田	(第一) ※	午前8:20~正午
Ž	新江東	午後1:00~午後3:45

※ 大田(第一)工場は、大田(新)工場の点検などで搬入先の変 更を指示する場合のみ受け入れる。

昼休み (月曜~十曜)

全工場・所で、正午~午後1:00に受付対応している。

(3) 不適正搬入防止

不適正搬入防止のために、清掃工場等で搬入物検査を実施している。また、各区と排出状況の情報共有を行い、各区の排出指導との連携を図りながら、一斉搬入物検査を各区と共同して実施している。さらに、一層の適正搬入を確保するため、平成22年7月から業務委託による常時搬入物検査を実施している。これらの搬入物検査の結果は、排出指導の参考とするため、23区に定期的に報告している。平成30年度に、清掃工場不適正搬入防止啓発用映像を制作し、令和2年度以降、清掃一組ホームページで公開をおこない不適正搬入防止に取り組んでいる。

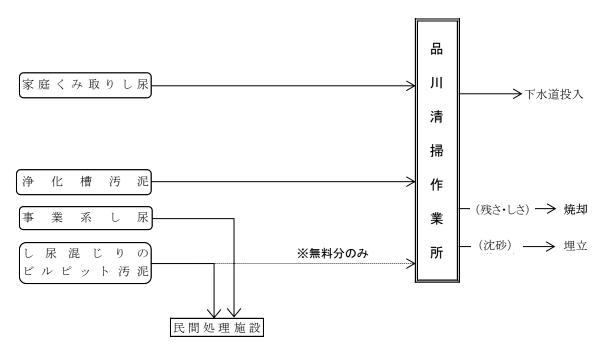
水銀混入ごみによる焼却炉の停止事案については、発生の都度、23区と作成した対応マニュアルによって対応を協議しているが、原因者の特定は困難である。23区と清掃一組では、広報紙、チラシ・リーフレット、ホームページ等の広報媒体の活用や、啓発活動に取り組んでいる。平成25年度からは、23区と連携して不適正搬入防止月間を実施している。

3 し尿等の処理の流れ

(1) し尿等の収集と処理〈施設管理部管理課〉

清掃一組は、23区内の家庭等から排出されるくみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理(下水道投入等)を行っている。

家庭くみ取りし尿の収集は、各区が行っている。その他の浄化槽汚泥、事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚泥の収集は一般廃棄物収集運搬業者が行っている。



※令和3年4月1日現在

※ □□□は清掃一組所管施設

※浄化槽汚泥には、東京都下水道局に届出されたディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥を含む。

図Ⅲ-2 し尿等の輸送経路

事業活動に伴って発生するし尿の収集・処理及びし尿混じりのビルピット汚泥の処理については、事業者処理責任の徹底及び民間業者への移行を図ることを目的として、平成10年7月から有料化した。その後、事業系し尿等については、民間処理施設での全量受入体制が整ったため平成13年4月から受入れを行っていない。

現在、清掃一組は23区のし尿等の処理事業として、家庭くみ取りし尿の処理、浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥の処理を行っている。

また、東京都下水道局に届出されたディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥は、浄化槽汚泥に準じて平成15年度から受入処理している。

	表面 11 0が引の収集 たなのに対							
区分		区分	収集運搬の主体		処理処分の主体			
_	家	くみ取りし尿	各区	無料	清掃一組	無料		
般	庭	浄化槽汚泥	許可業者※1	有料	清掃一組	無料		
廃	事	し尿	許可業者※1	有料	許可業者※2	有料		
棄	業	し尿混じりの	許可業者※1	有料	許可業者※2	有料		
物	系	ビルピット汚泥	計刊来有"	1 付 付	清掃一組	無料※3		

表Ⅲ-14 し尿等の収集・処理の区分

※1 一般廃棄物収集運搬業者

※2 一般廃棄物処分業者

※3 もっぱら居住用の建築物から排出されたもので、排出元の各区の承認を受けたものに限り無料で受け入れる。

(2) し尿等の処理〈施設管理部施設課〉

下水道投入施設である品川清掃作業所では、しさ等のきょう雑物を取り除いた後、固液分離、脱水を行い、排水は希釈し、下水排除基準を満たして、下水道投入を行っている。また、取り除いたしさ等のきょう雑物及び処理残さ(脱水汚泥)は、清掃工場へ搬入し焼却処理している。

表Ⅲ-15 し尿処理にかかる決算額

平成29年度	平成30年度	令和元年度
201,049,234円	212, 181, 624円	240, 159, 796円

表Ⅲ-16 し尿等処理量内訳

(単位:トン)

	収集·	内 訳			加田島	処理処分内訳	
年度	持込量	し尿	浄化槽	2014	処理量 ※ 2	下水道	焼却·
	※ 1	区収集	汚泥※3	その他		投入	埋立
平成30	13, 333	1, 248	8, 283	3,802	13, 260	12,932	328
令和元	14,671	1, 197	8,663	4,811	14,560	14,219	341
令和 2 (速報)	15,240	1,064	9, 169	5,006	14,996	14,671	325

- ※ 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- ※1 収集・持込量は、前年度末の未処理量を除く。
- ※2 処理量には、前年度末の未処理量を含み、当該年度末の未処理量を除く。
- ※3 浄化槽汚泥には、東京都下水道局に届出されたディスポーザ排水システムから 発生する汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥 (無料分のみ)を含む。

第2章 循環型ごみ処理システムの推進に向けた施策

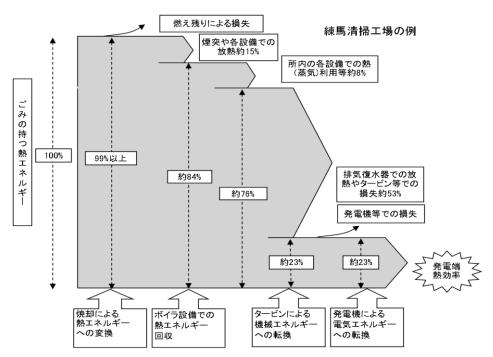
1 ごみ処理過程における資源・エネルギー回収

(1) ごみ焼却熱の有効利用〈施設管理部技術課〉

ごみ焼却により発生する熱エネルギーは、焼却プラントの運転に利用するほか、近隣公共施設等への熱供給にも利用している。また、発生する蒸気を利用して発電を行い、工場内の使用電力をまかなうとともに、一部の余剰電力は、自己託送制度を活用して清掃一組内の別の施設に供給する電力として使用し、残りの余剰電力は電気事業者に売却している。

また、令和2年度から国が構築した非化石証書制度を利用して、二酸化炭素排出量ゼロの環境価値を証明する非化石証書の発行に取り組んでいる。

これらのごみ焼却熱の有効利用は、省エネルギーに加えて環境負荷の低減にも大きく貢献することから、今後も清掃工場の建替え等にあわせ、ボイラ設備等の高温・高圧化による発電効率の向上を図るとともに設備の改善を行い、熱エネルギーの一層の有効利用に努めていく。



図Ⅲ-3 清掃工場における熱効率イメージ図

ア廃棄物発電

清掃工場での発電は、昭和 44 年から石神井 (現 練馬清掃工場)・世田 谷清掃工場で始められ、令和 2 年度は 19 の清掃工場で発電を行ってい る。

令和2年度の発電出力は年度当初の合計 288,150 キロワットであり、 全工場で約12億5千万キロワット時を発電した。これにより工場使用電 力量のおよそ 91%、約 5 億キロワット時をまかなうとともに、約 7 億 5 千万キロワット時の電力を電気事業者に売却した。

また、平成13年度から、電力小売自由化により特定規模電気事業者への売電が可能となり、港清掃工場の売電先を東京電力㈱から特定規模電気事業者へ変更した。その後、順次拡大し、令和2年度では全19工場で売却している。

さらに、平成 15 年度には電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法が施行され、電気の価値に上乗せとなる環境価値が認められ、電気事業者に環境価値を売却している。

一方、平成24年7月には、再生可能エネルギー特措法(以下「FIT制度」という。)が新たに施行され、清掃工場の発電がバイオマス発電として認定された。既設の工場についても、平成24年11月1日までに申請手続きを行い、15工場(千歳・江戸川・墨田・北・新江東・港・豊島・渋谷・中央・板橋・多摩川・足立・品川・葛飾・世田谷清掃工場)のFIT制度への移行が認められた。

令和2年度末では、11工場がFIT制度で電力を売却している。

年度※1	発電 発電出力※2		発電総量※3	電力量利用内訳		
十段 一	工場数	光电山力"	光电松里	場内消費	売電	
	※ 2	(kW)	(千kWh)	(千kWh)	(千kWh)	
平成30	19	290, 150	1, 280, 022	502, 494	777, 528	
令和元	19	285, 640	1, 305, 544	523, 171	782, 373	
令和2 (速報)	19	288, 150	1, 245, 964	497, 210	748, 754	

表 II - 17 発電量等内訳

- ※1 年度は各年(3月~翌2月)を示す。
- ※2 発電工場数及び発電出力は年度当初を示す。 ただし、中防処理施設管理事務所は除く。
- ※3 発電総量は太陽光発電量等を含む。

表 II - 18 売電収入金額

年度	売 電 収入金額	
	(千円)	
平成30	10, 599, 112	
令和元	10,659,357	
令和2 (速報)	9, 469, 881	

- ※1 年度は各年(3月~翌2月)を示す。
- ※2 売電収入金額は、非化石証書による収入及び自己託送における 余剰電力量分の収入を含む。

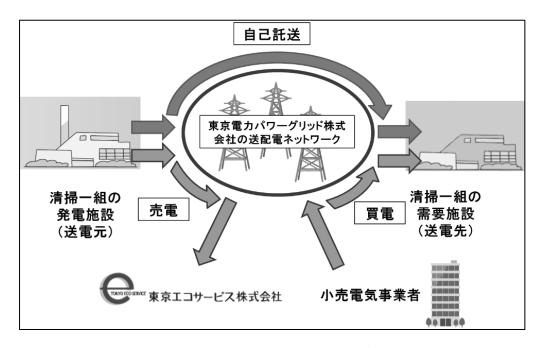
イ 自己託送

平成 31 年 4 月から清掃一組で発電された余剰電力の一部を送配電事業者の送電網を介して、中防処理施設管理事務所に送電する自己託送制

度を活用し、電力の地産地消を可能とするほか、需要施設における電力購入料金の削減及び二酸化炭素排出量の削減を図る取組を行っている。

令和元年度は、中防処理施設管理事務所に清掃一組から 1,500 キロワット、それ以外は小売電気事業者が送電する部分供給形態を採用し、送電元の新江東、港、北、江戸川清掃工場から合計約 1 千 2 百万キロワット時を自己託送送電電力量として送電した。この取組効果として、約 3 千 3 百万円の財政効果及び約 5,722 トン-CO₂ の二酸化炭素排出量の削減効果があった。

令和2年度も引き続き自己託送による送電を行い、新江東、港、北、江戸川、千歳清掃工場から合計約1千3百万キロワット時を自己託送送電電力量として送電し、約5千4百万円の財政効果及び約5,979トン-CO2の二酸化炭素排出量の削減効果があった。



図皿-4 自己託送のイメージ図

	自己託送送	財政効果	CO2排出量
年度	電電力量		削減
	(kWh)	(千円)	(t-CO ₂)
令和元	12, 386, 271	33, 110	5, 722
令和2 (速報)	13, 287, 677	53, 532	5, 979

表皿-19 自己託送による効果

※ 年度は各年(3月~翌2月)を示す。

ウ 非化石証書

国は、エネルギーを安定的かつ適切に供給するために資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない太陽光、バイオマス発電といった再生可能エネルギー源や原子力などを含む非化石エネルギー源の導入促進を行う目的とした非化石取引市場を構築している。この市場において、

二酸化炭素排出量ゼロの電源については、化石燃料由来の電源でないことを証明する「非化石証書」を発行することで、売買取引を可能としている。

また、制度上、電力価値と二酸化炭素排出量ゼロの環境価値は分離されるため、令和2年度から環境価値を証明する非化石証書を発行し、電力価値と併せて環境価値の売却を行っている。

非化石証書には、「再エネ指定」及び「指定なし」の2種類が存在し、 FIT制度対象有無及びバイオマス比率に応じて仕分けられる。

令和2年度は、19工場(中央、港、北、品川、大田、多摩川、世田谷、 千歳、渋谷、杉並、豊島、板橋、練馬、墨田、新江東、有明、足立、葛飾、 江戸川清掃工場)が発行対象であり、FIT制度対象外の8工場(港、 北、千歳、豊島、墨田、新江東、江戸川、有明清掃工場)のバイオマス分 は非化石証書「再エネ指定」数量に該当し、合計約8千9百万キロワッ ト時となっている。また、19工場のバイオマス分以外は非化石証書「指 定なし」数量に該当し、合計2億6千万キロワット時となっている。

工 熱供給

令和3年4月現在、温水プール、区民館等の近隣公共施設に無償で熱供給を行っている清掃工場は表Ⅲ-20のとおりである。

また、地域冷暖房事業を営む熱供給会社には、有償で熱供給を行っている。昭和58年度から、大井清掃工場(現 品川清掃工場)から品川八潮団地地区(供給戸数約5,300戸)へ、光が丘分工場(現 光が丘清掃工場)から光が丘団地地区(供給戸数約12,000戸)へ、さらに平成7年度からは有明清掃工場から臨海副都心地区へ熱供給を行っている。平成14年度からは新江東、板橋清掃工場から都の施設への熱供給を有償とした。令和2年度は、4工場あわせて約35.1万ギガジュールの熱を供給した。

表Ⅲ-20 無償供給内訳

工	場	名	供給先	
有		明	有明スポーツセンター	
千		歳	千歳温水プール	
墨		田	すみだスポーツ健康センター	
	北		元気ぷらざ	
豊		島	健康プラザとしま	
中		央	ほっとプラザはるみ	
板		橋	高島平温水プール、熱帯環境植物館、高島平ふれあい館	
多	摩	Ш	矢口区民センター	
足		立.	スイムスポーツセンター、悠々会館	
葛		飾	水元学び交流館、水元総合スポーツセンター	
世	田	谷	世田谷美術館	
練		馬	三原台温水プール、三原台児童館、三原台敬老館	
杉		並	高井戸地域区民センター、高井戸温水プール、高齢者活動支援センター	

表 II - 21 有償供給内訳

年度	工場数	熱供給量 (ギガジュール)	供給先	
平成30	4	約32.9万	地域熱供給 (有明清掃工場、品川清掃工場)、都立夢の島熱帯植物館、東京辰	
令和元	4	約33.9万	巳国際水泳場、東京スポーツ文化館(新	
令和 2 (速報)	4	約35.1万	(板橋清掃工場)、都立板橋特別支援学 (板橋清掃工場)	

[※] 年度は各年(3月~翌2月)を示す。

表 II - 22 有償供給売払収入金額

年度	売払収入金額(千円)
平成30	139, 524
令和元	144, 630
令和2(速報)	151, 645

[※] 年度は各年(3月~翌2月)を示す。

(2) 鉄・アルミニウムの回収〈施設管理部管理課〉

鉄については、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕選別過程で磁力選別により、 回収している。

アルミニウムについては、不燃ごみの破砕選別過程で永久磁石を回転させて発生する電磁誘導により、回収している。

回収後は、それぞれ民間業者に売却している。

表Ⅲ-23 鉄売却量

施 設 名	年度	売却量(トン)
	平成30	4, 254
中防不燃ごみ処理センター	令和元	3,787
	令和2	3, 335
	平成30	2,910
京浜島不燃ごみ処理センター	令和元	2,856
	令和2	3, 433
	平成30	11,066
粗大ごみ破砕処理施設	令和元	9, 944
	令和2	12,303

[※] 数値は、トン未満を四捨五入している。

表 II - 24 鉄売却収入金額

施 設 名	年度	売却収入金額(万円)
	平成29	14,030
中防不燃ごみ処理センター	平成30	13, 258
	令和元	9, 282
	平成29	6, 328
京浜島不燃ごみ処理センター	平成30	7, 426
	令和元	6, 579
	平成29	2,367
粗大ごみ破砕処理施設	平成30	1, 171
	令和元	108

[※] 数値は、万円未満を四捨五入している。

表Ⅲ-25 アルミニウム売却量

施 設 名	年度	売却量(トン)
	平成30	653
中防不燃ごみ処理センター	令和元	553
	令和2	629
	平成30	478
京浜島不燃ごみ処理センター	令和元	436
	令和2	507

[※] 数値は、トン未満を四捨五入している。

表Ⅲ-26 アルミニウム売却収入金額

施 設 名	年度	売却収入金額(万円)
	平成29	9, 651
中防不燃ごみ処理センター	平成30	6, 643
	令和元	3,717
	平成29	5, 246
京浜島不燃ごみ処理センター	平成30	4,634
	令和元	2,650

[※] 数値は、万円未満を四捨五入している。

2 ごみ処理過程における環境対策〈施設管理部技術課〉

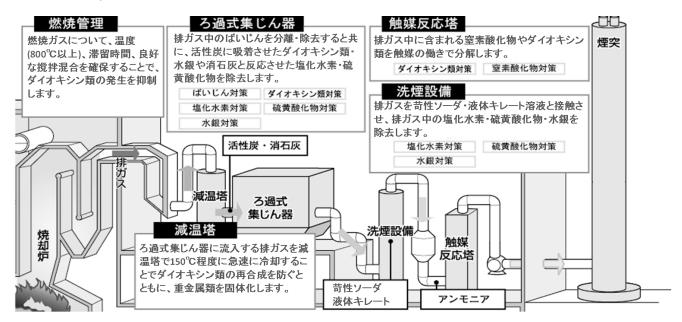
(1) 清掃工場等の環境対策

工場等では、排ガス中の窒素酸化物や塩化水素などを除去する排ガス処理 設備や排水中の汚濁物質を除去する汚水処理設備を設置している。それらを 含めた工場設備全体を適正に維持管理することに加えて、適切な燃焼管理に よるダイオキシン類の発生抑制などを行い、環境負荷の低減を図っている。

法令を遵守した安全かつ適正なごみの焼却や周辺環境への影響及び公害防止設備の健全性を確認するため、計量法に基づき調査・分析を行う計量証明事業者による測定を実施している。測定結果は、廃棄物処理法で定める維持管理状況とともに清掃一組のホームページ等で公表している。

ア 大気汚染防止対策

ごみの焼却処理過程で発生する排ガスに含まれるばいじん、塩化水素 (HC1)、硫黄酸化物 (SOx)、窒素酸化物 (NOx) 及びダイオキシン類などは、ろ過式集じん器等の排ガス処理設備により処理した後に大気へ放出している。(図III-5参照)特に、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物は、法令による規制基準値より厳しい自己規制値を設定し、大気汚染の防止に努めている。(定期測定の結果は表III-30 のとおり)



図Ⅲ-5 大気汚染防止対策の概略図

イ 水質汚濁防止対策

ごみの焼却処理過程で発生する排水には重金属類などの汚濁物質が含まれているので、薬剤を使用した凝集沈殿・ろ過方式による汚水処理設備でそれらを除去した後に下水道へ放流している。(定期測定の結果は表Ⅲ-30のとおり)

ウ 悪臭防止対策

ごみバンカ内の臭気を帯びた空気は、燃焼用として焼却炉に送っている。燃焼用空気に含まれている悪臭物質は、燃焼時に熱分解される。さらに、プラットホーム出入口には、空気の流れで建屋内と外部とを遮断するエアカーテンと自動的に開閉する扉を設置して、臭気が外部に漏れないようにしている。また、定期点検補修による焼却炉の停止時等には、脱臭装置を稼働させている。

エ 騒音・振動防止対策

工場等では、各機械設備及び設備室に防音・防振動対策を施している。 また、工場の周辺には防音壁や緩衝帯となる緑地などを設けて、周辺環境への影響を抑えている。

オ ダイオキシン類削減対策

(ア) ダイオキシン類の規制基準

ダイオキシン類の発生を抑制するために、廃棄物処理法により、焼却施設の構造基準及び維持管理基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法により排ガスの排出基準及び焼却灰等の処理基準が、下水道法により排水の排出基準値が定められている。

	項目		既 設 炉	新 設 炉 *1
排	ガ	ス	$1 \text{ ng-TEQ/m}^3 N$	0.1 $ng-TEQ/m^3N$
排		水	10 p	g-TEQ/L
焼	却灰	等	3 ng-	-TEQ/g * 2

表Ⅲ-27 ダイオキシン類の規制基準

- ※1 平成9年12月2日以降に設置工事に着手した炉
- ※2 平成12年1月15日時点で既に設置されている施設(設置工事に着手している施設を含む)には、ダイオキシン類対策特別措置法で定めた方法により処理を行う場合、この基準値は適用されない。

(イ) 工場等でのダイオキシン類削減対策

廃棄物処理法の維持管理基準に基づき、排ガス中の一酸化炭素濃度、 焼却炉の燃焼ガス温度、集じん器入口燃焼ガス温度を常時監視し、徹底 した燃焼管理によりダイオキシン類の発生を抑制している。ダイオキシ ン類対策特別措置法等を受けて取り組んできた既設工場の排ガス処理設 備の改造は完了し、新しい工場では建設時に排ガス中のダイオキシン類 の削減対策を施している。これらの取り組みにより、工場の排ガス中の ダイオキシン類濃度は、排出基準を大幅に下回っている。

また、排水と焼却灰等も、それぞれの性状に応じた処理を行うことで 排出基準・処理基準を下回っている。

力 放射能対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、焼却灰等の放射能濃度並びに工場等の敷地境界及び場内灰処理設備等の空間放射線量率を定期的に測定し、影響を確認している。放射性物質汚染対処特措法の施行以降は、同法に基づき測定している。

また、「放射線障害防止指針」を策定し、放射性物質に汚染されたおそれのある焼却灰等の取り扱いに従事する作業者の労働安全衛生対策に取り組んでいる。

(2) その他環境対策

ア 緑化の推進

工場等では、景観の美化、騒音対策、ヒートアイランド現象などに配慮して、敷地内と建物の屋上や壁面等の緑化を推進している。

イ 自然・エネルギーの活用

工場等に太陽光発電パネルや風力発電設備等を設置し、自然エネルギーの活用による環境負荷の低減に取り組んでいる。

ウ 雨水の有効利用

工場敷地内に雨水利用施設を設置し、雨水を散水等に利用することで水道水の節約を図っている。

表Ⅲ-28 その他環境対策の状況

施 設 名	緑化の)推進	自然エネル	ギーの活用	雨水の有効利用
千歳清掃工場					0
有明清掃工場	屋 約38				0
墨田清掃工場					0
北清掃工場					0
新江東清掃工場	屋 約20				0
港清掃工場					0
豊島清掃工場		上 00㎡			0
渋谷清掃工場	屋 約80		太陽光 約10		0
中央清掃工場	屋 約2,4	上 :00㎡	太陽光 約25		0
板橋清掃工場	屋上 約2,000㎡	壁面 約2,000㎡	太陽光 約10		0
多摩川清掃工場	屋上 壁 約210㎡ 約30		太陽光発電 約14kW	風力発電 約2.5kW	0
足立清掃工場	屋上 約100㎡	壁面 約450㎡	太陽光 約50		0
品川清掃工場	屋上 約650㎡	壁面 約850㎡	太陽光 約104		0
葛飾清掃工場	屋上 約1,900㎡	壁面 約300㎡	太陽光 約15 ⁴		0
世田谷清掃工場	屋上 約1,400㎡	壁面 約1,100㎡	太陽光 約104		0
大田清掃工場	屋上 約1,658㎡	壁面 約1,209㎡	太陽光 約10 地中熱和 暖房41.8kW/	5kW J用空調	0
練馬清掃工場	屋上 約1,200㎡	壁面 約840㎡	太陽光 約60		0
杉並清掃工場	屋上 約3,906㎡	壁面 約2,106㎡	太陽光 約110 地中熱和 暖房50.0kW/	0kW J用空調	0
中防灰溶融施設	屋 約1,2		太陽光発電 約140kW	風力発電 約40kW	0
光が丘清掃工場	屋上 約817㎡	壁面 約756㎡	太陽光 約54		0

(3) 環境マネジメントシステムの推進

清掃一組が所管する中間処理施設は、ごみ処理に伴う環境への影響を、自主的に管理及び点検し、継続的に低減していくため、平成11年度から、国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を計画的に導入し、認証取得の上運営している。現在、建替え中の清掃工場を除いて、18の清掃工場及び中防処理施設管理事務所で、ISO14001の認証取得している。

なお、認証取得した清掃工場等は、清掃一組職員による内部監査と、外部 審査機関による審査により、環境管理が適切に行われていることを毎年確認 している。

表 I - 29 I S O 14001の認証取得状況

認証取得年度	施設名
平成12年度	有明、大田、千歳、中防処理施設
平成13年度	墨田、港、豊島、北、新江東
平成15年度	中央、渋谷
平成17年度	多摩川、板橋
平成18年度	足立
平成20年度	品川
平成21年度	葛飾
平成22年度	世田谷
平成30年度	練馬
令和2年度	杉並

[※] 光が丘清掃工場は認証取得に向け準備中。目黒及び江戸川清掃工場は建替えのため 認証登録を取り下げた。

令和2年度清掃工場等におけるガス・排水測定結果 表 III — 30

	1				排ガス	.,							排水	*				
施設名	発部/t 七二 エンコ	種次 副さm	ばいじん g/m³N	SOx	NOx	HCl	全水銀 μ g/m³N	ダイオキシン類 ng-TEQ/m³N	放流先	排水量 m³/日	Hd	BOD mg/L	浮遊物質量 mg/L	総水銀 mg/L	给 mg/L	亜鉛 mg/L	カドミウム mg/L	六価クロム mg/L
〇清掃工場																		
有明	400	140	不検出 (0.08)	不検出 (34)	38 (85)	不検出 (430)	0.09	0.0000041	下水道	96	7.4	32 (600)	4 (600)	不検出 (0.005)	不養丑 (0.1)	0.01	- 大横田 (0.03)	不檢丑 (0.5)
十級	009	130	不檢出	5 (130)	49	8 (430)	1.3	0.000018	下水道	93	7.3	51 (600)	6 (009)	不検圧 (0 005)	不検出(0.1)	不檢出	不検出 (0.03)	不換田 (0.5)
川戸江	009	150	不檢出 (0.08)	不検出 (113)	34 (84)	不檢出 (430)	0.24	0.000025	下水道	201	7.4 (5~9)	10 (600)	4 (600)	不豫压 (0.005)	不検出 (0.1)	不養田 (2)	不檢出 (0.03)	不豫压 (0.5)
田 빼	009	150	不檢出 (0.08)	不検出 (30)	35 (84)	不檢出 (430)	0.67	0.0000083	三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	144	7.1 (5~9)	14 (600)	3 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	不横出 (2)	不検出 (0.03)	不檢出 (0.5)
뀨	009	120	不檢出 (0.08)	不検出 (60)	29 (84)	不檢出 (430)	0.21	0.0000083	下水谱	128	7.6 (5~9)	64 (600)	(009)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	不横出 (2)	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
新江東	1800	150	不檢出 (0.08)	不検出 (28)	39 (80)	不檢出 (430)	0.64	0.0000049 (1)	下水谱	316	7.5 (5~9)	2 (600)	不検出 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	不横出 (2)	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
典	006	130	不檢出 (0.08)	不検出 (37)	35 (83)	不檢出 (430)	0.24	0.0000030 (1)	三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	189	7.6 (5~9)	28 (600)	(009) 8	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.01	不検出 (0.03)	不檢出 (0.5)
副	400	210	不檢出 (0.08)	不検出 (41)	32 (86)	不檢出 (430)	0.41	0.000016 (1)	担水上	101	7.6 (5~9)	不檢出 (600)	不検出 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.03	不検出 (0.03)	不檢压 (0.5)
浆	200	150	不検出 (0.04)	不検出 (46)	32 (89)	不検出 (430)	0.24	0.0000015	下水道	40	7.8	2 (600)	- 大横田 (600)	不検出 (0.005)	→ 大 (0.1)	不検出 (2)	→ 大 (0.03)	☆ 大 ☆ 田 (0.5)
#	009	180	不検出 (0.04)	不検出 (60)	36 (84)	不検出 (430)	0.39	0.0000031	下水道	107	7.6	13 (600)	2 (600)	不檢出 (0.005)	不検出 (0.1)	不檢出 (2)	不検出 (0.03)	不養圧 (0.5)
板橋	009	130	不検出 (0.04)	不検出 (79)	33 (84)	不検出 (430)	0.30	0.00000070 (0.1)	下水道	190	7.3 (5~9)	不檢出 (600)	不検出 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.01	不検出 (0.03)	不豫田 (0.5)
多摩川	300	100	不検出 (0.04)	不検出 (84)	34 (87)	不檢出 (430)	0.38	0.0000086 (0.1)	一下小道	150	7.4 (5~9)	1 (600)	不検出 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	不検圧 (2)	不検出 (0.03)	不檢出 (0.5)
足立	700	130	不検出 (0.04)	不検出 (54)	37 (82)	不検出 (430)	0.21	0.0000012 (0.1)	下水道	234	7.8 (5~9)	(000)	不検出 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.01	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
川田	009	06	不檢出 (0.04)	不検出 (61)	38 (83)	不檢出 (430)	0.10	0.0000040 (0.1)	一大小	28	7.6 (5~9)	1 (600)	1 (600)	不檢出 (0.005)	不検出 (0.1)	不檢出 (2)	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
克第	200	130	不檢出 (0.04)	不検出 (80)	29 (84)	不檢出 (430)	0.28	0.000017 (0.1)	一大小	126	7.8 (5~9)	2 (600)	2 (600)	不檢出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.05	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
中田公	300	100	不檢出 (0.04)	不検出 (151)	32 (87)	不檢出 (430)	0.14	0.000017 (0.1)	一大小	118	7.5 (5~9)	2 (600)	1 (600)	不檢出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.03	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
大田(新)	009	47	不檢出 (0.04)	不検出 (63)	29 (84)	不檢出 (430)	0.66	0.0000087 (0.1)	下水谱	278	7.7 (5~9)	3 (600)	2 (600)	不豫出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.04	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
練馬	200	100	不檢出 (0.04)	不検出 (91)	32 (85)	不檢出 (430)	0.34	0.00000047 (0.1)	下水谱	109	8.0	3 (600)	1 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	不検出 (2)	不檢出 (0.03)	不檢出 (0.5)
松	009	160	不檢出 (0.04)	不検出 (123)	36 (84)	不檢出 (430)	0.67	0.0000085 (0.1)	一大小	180	7.9	4 (600)	1 (600)	不檢出 (0.005)	不検出 (0.1)	0.01	不検出 (0.03)	不検出 (0.5)
光が丘	300	150	不檢出 (0.04)	不検出 (140)	32 (87)	不檢出 (430)	0.04	(0.1)	下水谱	20	7.6 (5~9)	1 (600)	1 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	不検出 (2)	不檢出 (0.03)	不檢压 (0.5)
大田第一	600 (200t)	41	ı	ı	ı	ı	ı	ı	一大小	86	7.4 (5~9)	32 (600)	4 (600)	不検出 (0.005)	不検出 (0.1)	不檢出 (2)	不檢出 (0.03)	不檢出 (0.5)
〇灰溶融処理加	施設										1					1		
中防灰溶融施設	ı	ı	I	ı	ı	I	ı	ı	下水道	39	7.3 (5~9)	→ 大極 (600)	不檢圧 (600)	不檢压 (0.005)	不檢圧 (0.1)	↑ ★ E	↑ 横田 (0.03)	☆ 大 本 正 (0.5)
注1 () 2 SOx,)内は、規制基準値である。 x、NOxの()内は、総量タ	制 基 () り が ()	[である。 、、総量規制	()内は、規制基準値である。 SOx、NOxの()内は、総量規制値を濃度に換算した値である。	8算した値で	. 8 5°.				7 m ³ N 8 原則	/(ノルマル立 Jとして、排え	:カメートル) バスは2か.月 に	m³N(ノルマル立方メートル)とは、0℃、1気圧の標準状態における気体の体積を表す。 原則として、排ガスは2か月に1回、排水は1か月に1回、ダイオキシン類は年4回測定した	気圧の標準/ t1か月に1回	犬態における 、ダイオキシ	5気体の体積 ン類は年4回	を表す。 引測定した	
						1	1	1			1							

^()内は、規制基準値である。 刊

結果の平均値である。

大田清掃工場第一工場の、処理能力の()内は、再稼働中の1炉分の処理能力である。

12

SOx、NOxの()内は、総量規制値を濃度に換算した値である。

[「]不検出」とは定量下限値未満を表す。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量 下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とする。

排ガスの測定値は、酸素濃度12%換算値である。

ng (ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す。 5

TEQとは毒性等量を表す。

中防灰溶融施設は平成26年4月から溶融を休止しているが、汚水処理設備は稼働している。 大田清掃工場第一工場は京浜島不燃ごみ処理センターの汚水を処理しているため、排水 は他工場と同様に測定している。排ガスは令和3年3月再稼働のため、測定していない。 光が丘清掃工場は令和3年3月しゅん工のため1か月間の値である。 9 10 111

3 最終処分場の延命化

清掃一組で中間処理した後の残さは、東京都が設置・管理する最終処分場で埋立処分される。しかし、最終処分場は限りある空間であり、都市化の進んだ23区部において、将来、新たな処分場を確保することは極めて困難である。

このため、平成20年度から23区全域で廃プラスチックのサーマルリサイクルが本格実施されたが、中間処理過程においては最終処分場の延命化に向けた次の施策を推進している。

(1) 焼却灰の資源化

ア 主灰のセメント原料化〈施設管理部管理課〉

主灰のセメント原料化とは、清掃工場で発生した主灰を民間のセメント工場まで鉄道や船舶などで輸送し、セメントの原料として有効利用するものである。主灰は、セメントの原料である粘土の代替材料として利用され、一般的な土木建築工事に広く活用され、最も汎用性の高い普通ポルトランドセメントが製造される。

清掃一組では、平成25年度から安全・安定性、効率性、経済性などを 検討する実証確認に取り組み、平成27年度から本格実施を進めている。 令和2年度は約50,600トンのセメント原料化を実施した。

輸送にあたっては、鉄道貨物、船舶輸送、焼却灰運搬用車両による輸送を、それぞれの特性にあわせて効率的に組み合わせている。

また、セメント工場で主灰に含まれる鉄くず等セメント原料に適さないものを選別した上でセメントに焼成する。

今後も、一般廃棄物処理基本計画にのっとり、段階的にセメント原料 化量を増加させ、最終処分量の削減を推進していく。

 項目		実 績	
切口 	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
本格実施	29, 930	39, 820	50, 135
実証確認	3,030		496

表 🛮 - 31 主灰のセメント原料化実績 (単位: トン)

イ 飛灰のセメント原料化〈施設管理部管理課〉

飛灰のセメント原料化とは、清掃工場で発生した飛灰を民間のセメント工場まで船舶で輸送し、セメントの原料として有効利用するものである。

飛灰は塩基濃度が高くセメント原料化には不向きな性状であるが、飛灰の洗浄設備を有したセメント工場に搬入して安全・安定性、効率性、実用性の検証を行っている。令和2年度では約50トンの実証確認を実施した。

表 II - 32 飛灰のセメント原料化実績 (単位:トン)

項目		実 績	
以 口	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実証確認			50

ウ 焼却灰の徐冷スラグ化〈施設管理部管理課〉

焼却灰の徐冷スラグ化とは、清掃工場で発生した焼却灰(主灰・飛灰・不燃物)を民間の資源化施設まで鉄道、船舶などで輸送し、徐冷スラグとして有効利用するものである。徐冷スラグは石灰石等の添加剤を加え、1,200~1,800℃の高温で溶融して2~3日かけてゆっくりと冷却(徐冷)すると大きな岩状のスラグが生成される。これを破砕・分級することで道路用骨材や護岸材など幅広く有効利用されている。

清掃一組では、平成30年度から安全・安定性、効率性、経済性など を検討する実証確認を行い、令和2年度から本格実施を進めている。令 和2年度では約7,200トンの徐冷スラグ化を実施した。

今後も主灰のセメント原料化と同様に最終処分量の削減を推進する。

 東間
 実績

 平成 30 年度
 令和元年度
 令和2年度

 本格実施
 6,469

 実証確認
 1,817
 5,473
 735

表 🗆 - 33 焼却灰等の徐冷スラグ化実績 (単位: トン)

エ 焼却灰溶融スラグの有効利用〈施設管理部管理課〉

平成24年9月に「溶融処理施設の運営方針」を策定し、溶融処理施設の運営を見直した。それまでは最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の全量溶融処理を進める方針としていた。

しかし、従前からエネルギーの大量使用による多額の維持管理コストやCO2の排出、スラグの利用拡大が進まないことなどの課題を抱えてきた。加えて、平成23年3月の東日本大震災の発生により、電力需給のひっ迫や放射能問題など新たな課題への対応を求められた。

これにより施設の縮小を余儀なくされ、溶融処理量は減少することとなった。平成28年度以降のスラグの生成量については、溶融処理施設の運営方針により、利用量に見合った操業をしてきたが、平成31年3月に多摩川清掃工場及び葛飾清掃工場の2工場にある灰溶融施設は休止する方針が決定し、令和元年度末をもって休止した。

			実績		
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (速報)
生成量**	0.9	1.2	0.9	1.3	0.3
うち有効利用量	0.9	1.2	0.9	1.3	0.3

[※] 世田谷清掃工場(ガス化溶融炉)で生成されたスラグのうち、施設から外に搬出された 量を含む。

表 🛮 - 35 令和 2 年度スラグ有効利用実績 (単位:トン)

使用団体	供給量 (速報)	主な用途
東京都	2, 546	地盤改良材等
合 計	2, 546	

[※] 端数処理により、合計が合わない場合がある。

(2) 粗大ごみ・不燃ごみの減容化〈施設管理部施設課〉

粗大ごみは、23区が収集・運搬し、粗大ごみ破砕処理施設で破砕・減容化している。破砕処理した破砕ごみは、可燃系のものは焼却処理し、不燃系の破砕ごみは、これまで埋立処分していた。

そこで埋立量を削減するため、可燃系破砕ごみと不燃系破砕ごみから金属などの不燃物を取り除き、混合して焼却することとした。

不燃ごみについては、「水銀に関する水俣条約」の発効や都が一般廃棄物の 廃プラスチック類及び廃蛍光管等の埋立終了を示したことにより、23区で は令和元年度末までに水銀含有ごみを別途回収する等の取組が進められた。

これにより、不燃ごみ中の水銀含有ごみが無くなることから、清掃一組では令和元年度に不燃ごみ処理残さ(その他ごみ)の焼却実験を行い安全性を確認した上で、令和2年度から本格的に焼却処理を行っている。

表 II - 36 埋立量

(単位:トン)

施設名	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度 (速報)
中防不燃ごみ処理センター	38, 122	34, 804	11, 103
京浜島不燃ごみ処理センター	11,699	11,980	10, 138
粗大ごみ破砕処理施設	3, 184	2, 543	457

第3章 施設整備

1 施設整備の概要

一般廃棄物処理基本計画に基づき、清掃工場の施設整備を進めている。

_	III A	TO 744-						計	画	期	間					
	場名	規模	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
練	馬	250トン× 2 炉	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
杉	並	300トン×2炉	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
光	が丘	150トン×2炉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
大	新	300トン×2炉	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
田	第一	200トン×3炉	再整備	工事※1	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
目	黒	300トン×2炉	建替工	事 (600トン)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
有	明	200トン×2炉	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
千	歳	600トン×1炉	26	27	延命(七工事	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
江	戸川	300トン×2炉			建替二	工事 (60	0トン)			1	2	3	4	5	6	7
墨	田	600トン×1炉	24	25	26	* 27	28	29	30	31		3	建替工事	(500トン)		
	北	600トン×1炉	24				建替工事	(600トン)				1	2	3	4	5
新	江東	600トン×3炉	23	24	25	26		延命(と工事		31	32	33	34	35	36
	港	300トン×3炉	延命化	と工事	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
豊	島	200トン×2炉	22	23	24	25	26	27	28	延	E命化工₹		32	33	34	35
中	央	300トン×2炉	* ² 20	21	22	23	24	25	26	27	延	≟命化工	事	31	32	33
渋	谷	200トン×1炉	20	21	22	23	24	25	延命化	と工事	28	29	30	31	32	33
板	橋	300トン×2炉	19 (47)	20 (48)	21 (49)	22 (50)	★ 23 (51)	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)		建替工	事(600ト	·ソ ^{※3})	
多	摩川	150トン×2炉	18	19	20	21	22	★ 23	24	25	26	27		替工事(300トン ^{※3}	3)
足	<u> </u>	350トン×2炉	(48) 17	(49) 18	(50) 19	(51) 20	(52) 21	(53)	(54) 23	(55)	(56) 25	(57) 26	27	28	29	30
品品][]	300トン× 2 炉	(44) 16	(45) 17	(46) 18	(47) 19	(48)	(49)	(50) 22	(51)	(52) 24	(53) 25	(54) 26	(55) 27	(56) 28	(57) 29
			(48) 15	(49) 16	(50) 17	(51) 18	(52) 19	(53) 20	(54) 21	(55) * 22	(56) 23	(57) 24	(58) 25	(59) 26	(60)	(61)
葛	飾	250トン×2炉	(45) ★	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	建替工事(
	田谷	150トン×2炉 ごは稼働年数を	14 == = ================================	15	16	17	18	建替事業開			∟事(60	0トン)			1	2

[※] 枠内の数字は稼働年数を示す。また、()内の数字は建物の建築年数を、★は、建替事業開始年度を示す。

図Ⅲ-6 清掃工場等の整備スケジュール〈再掲〉

施設名	規模	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
中防不燃・粗大ごみ処理施設	_				70トン/時			注 1	2	3	4	5	6	7	8
中防不燃ごみ処理センター 第二プラント	48トン/時×2系列	25	26	27	28	29	30	休止							
京浜島不然ごみ処理センター	8 シ/時×4系列	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
粗大ごみ破砕処理施設	32.1トン/時×2系列	42	43	44	45	46	47	休止							
破砕ごみ処理施設	180トン/日×1炉	休止中													

※ 枠内の数字は稼働年数を示す。

注:令和9年度は第二期工事として建屋の工事を実施する。

図Ⅲ一7 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備スケジュール〈再掲〉

^{※1} 大田清掃工場第一工場は、1炉目を令和2年度までに整備している。

^{※2} 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う停止期間。

^{※3} 施設規模については、今後のごみ量の実績等を踏まえ次回の計画改定の際(令和6年度末改定予定)に改めて見直す。

2 清掃工場の建替え

(1) 清掃工場の建替工事〈建設部建設課〉

可燃ごみの安定的な全量焼却体制を維持するため、老朽化した既設清掃 工場の建替えを順次計画的に進めている。

令和2年9月には、新たに江戸川清掃工場の建替工事に着工した。

また、令和3年3月15日には、平成28年6月から建替工事を行っていた光が丘清掃工場がしゅん工した。

令和3年度は、引き続き目黒清掃工場、江戸川清掃工場の建替工事を進めていく。

工場名	焼却炉	旧工場	計画	年 次
上场石	整備規模	規 模	着工	しゅんエ
目黒	600トン/日	600トン/日	平成29年6月	令和5年3月
江戸川	600トン/日	600トン/日	令和2年9月	令和9年5月

表 II - 37 建替工事中の清掃工場一覧

表 II - 38 年 度 別 清 掃 工 場 整 備 費 決 算 額

平成29年度	平成30年度	令和元年度		
15,903,167,448円	11,666,202,423円	15,750,646,526円		

ア 目黒清掃工場

(ア) 概要

目黒清掃工場は、解体工事と建設工事を一体工事として新工場を建設する。

				表Ⅲ-	39	目黒清	掃工	場建	・	要
工	事	場	所		目黒	区三田	二丁	一目 19	9番43号	
	_	ш	JT.			00 1 0	По		Λ τ =	H (

工 事	場別	目黒区二田二丁目19番43号
工	期	平成29年6月27日~令和5年3月15日
敷地	面積	約29,000㎡
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 高さ約24メートル
建築	管理棟	鉄筋コンクリート造 高さ約14メートル
	煙 突	鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒型 高さ約150メートル
	焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉 (廃熱ボイラ付)
プラント	焼却能力	600トン/日 (300トン/日・炉×2基)
	発電設備	蒸気タービン発電機 (21,500kW)

(イ) 特徴

① 地域環境との調和

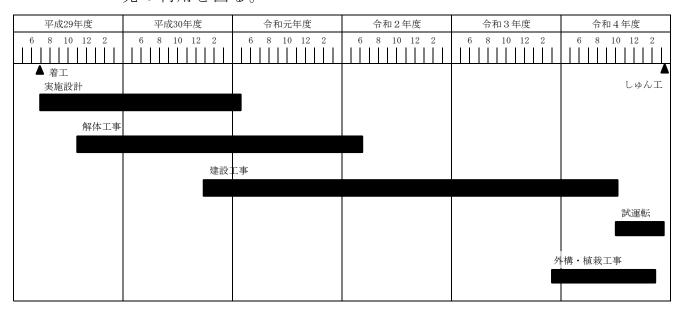
建物高さを抑え、階段状にして圧迫感の軽減を図るとともに、周辺環境と調和したデザインとする。また、構内道路に覆蓋や防音壁を設置し、収集車両の走行音等の低減を図る。

② 緑化

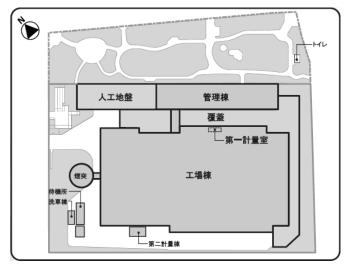
工場棟や管理棟、煙突等の屋上や壁面を緑化し、景観に配慮するとともにヒートアイランド対策や冷暖房使用電力の低減を図る。また、緩衝緑地や目黒川との連続性のある緑化により、緑のネットワーク形成を図る。

③ 自然エネルギー

再生可能エネルギーである太陽光発電やトップライトによる自然 光の利用を図る。



図Ⅲ-8 目黒清掃工場建替工事工程



図Ⅲ-9 目黒清掃工場配置図



図Ⅲ-10 目黒清掃工場完成予想図

イ 江戸川清掃工場

(ア) 概要

江戸川清掃工場は、解体工事と建設工事を一体工事として新工場を建設する。

工	工事場所		江戸川区江戸川二丁目36番1号		
エ		期	令和2年9月30日~令和9年5月31日		
敷士	地	面積	約28,000㎡		
建業		工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート 造・鉄骨造 高さ約26.4メートル		
		煙 突	鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒型 高さ約150メートル		
	焼却炉		全連続燃焼式火格子焼却炉 (廃熱ボイラ付)		
プラント	ト 焼却能力		600トン/日 (300トン/日・炉×2基)		
		発電設備	蒸気タービン発電機 (約21,000kW)		

表 II - 40 江戸川清掃工場建替工事概要

(イ) 特徴

① 水と緑との調和

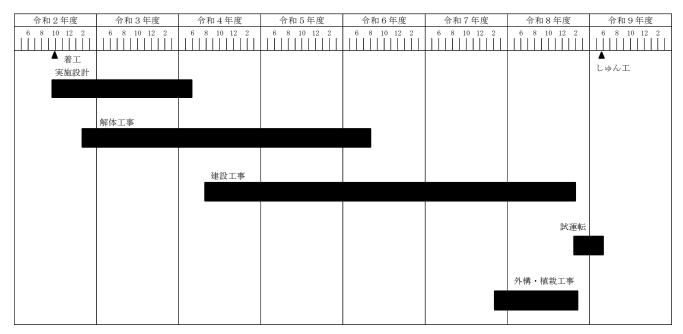
旧江戸川の河川景観にとけ込んだデザインとし、建物高さを抑えて周辺への圧迫感を軽減するとともに、緩衝緑地の整備・拡充により地域コミュニティの充実を図る。

② 地球温暖化の防止

従来よりも効率の高い廃棄物発電設備、高断熱複層ガラスによる空調負荷低減及び大型機器のインバータ化やLED照明による省エネルギー化によりCO2排出量の削減に取り組む。

③ 自然エネルギーの利用

太陽光発電、雨水、自然光を積極的に利用する。



図Ⅲ-11 江戸川清掃工場建替工事工程



図Ⅲ-12 江戸川清掃工場完成予想図

(2) 清掃工場の建替計画策定等〈建設部計画推進課〉

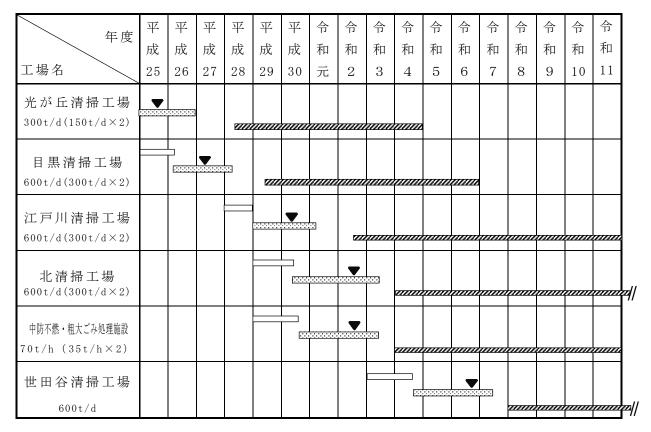
清掃工場の建替えは、一般廃棄物処理基本計画に基づき、建替計画等の 策定から始まり、東京都環境影響評価条例による環境影響評価手続を経て、 工事着手に至る。また、工事着手以降は、東京都環境影響評価条例に基づ く事後調査手続を行う。

令和3年度は、光が丘清掃工場、目黒清掃工場及び江戸川清掃工場の建替えに係る事後調査手続を進め、北清掃工場及び中防不燃・粗大ごみ処理施設については引き続き環境影響評価手続を進める。また、世田谷清掃工場の建替計画の策定を開始する。

① 光が丘清掃工場は、平成 25 年 2 月に建替計画を策定した。この建替計画に基づき環境影響評価手続を進め、平成 27 年 3 月に環境影響評価書、平成 28 年 7 月に事後調査計画書を都知事に提出し、工事完了後の事後

調査手続を進めている。

- ② 目黒清掃工場は、平成 26 年 6 月に建替計画を策定した。この建替計画に基づき環境影響評価手続を進め、平成 28 年 6 月に環境影響評価書、平成 29 年 7 月に事後調査計画書を都知事に提出し、工事施行中の事後調査手続を進めている。
- ③ 江戸川清掃工場は、平成29年3月に建替計画を策定した。この建替計画に基づき環境影響評価手続を進め、令和元年7月に環境影響評価書、令和2年10月に事後調査計画書を都知事に提出し、工事施行中の事後調査手続を進めている。
- ④ 北清掃工場は、平成30年8月に建替計画を策定した。この建替計画に基づき環境影響評価手続を進め、令和2年9月に環境影響評価書案を都知事に提出し、令和2年10月に環境影響評価書案の説明会を開催した。令和3年度は、環境影響評価書を作成し、都知事に提出する予定である。
- ⑤ 中防不燃・粗大ごみ処理施設は、平成30年9月に整備事業計画を策定した。この整備事業計画に基づき環境影響評価手続を進め、令和2年9月に環境影響評価書案を都知事に提出し、令和2年10月に環境影響評価書案の説明会を開催した。令和3年度は、環境影響評価書を作成し、都知事に提出する予定である。
- ⑥ 世田谷清掃工場は、令和3年度から建替計画の策定を開始する。



凡例:□□計画策定 逕逦 環境影響評価手続 躞躞 環境影響評価事後調査手続 ▼評価書案説明会

図Ⅲ-13 清掃工場等環境影響評価手続スケジュール

(3) 建替協議会〈建設部計画推進課〉

清掃工場の建替え等に関する協議体として設置している建替協議会は、 地域住民、工場所在区及び清掃一組の三者による委員で構成される。

当該清掃工場の整備工事を安全・円滑に進めるために、工事工程や施工 方法などについての情報提供を適時、適切に行うとともに、地域住民等の 意見、要望を受ける場として設置、運営している。

ア 設置について

- (ア) 光が丘清掃工場については、令和3年3月のしゅん工に伴い、建 替協議会は令和3年3月22日の開催をもって終了した。
- (イ) 目黒清掃工場については、臨時運営協議会において整備事業に係る協議をしていたが、より具体的に協議するため、平成27年10月 23日に建替協議会を設置した。
- (ウ) 江戸川清掃工場については、運営協議会が未設置であったことから、工場所在区及び地元町会等の了承を得て、平成27年11月20日に建替協議会を設置した。
- (エ) 北清掃工場については、平成 28 年 12 月 7 日の運営協議会において最初の建替事業の説明を行った。地域住民等に対し建替事業に特化した協議を行うため、平成 29 年 5 月 17 日に建替協議会を設置し

た。

(オ) 世田谷清掃工場については、令和3年2月に改定された一般廃棄物処理基本計画に基づき建替事業を開始する。地域住民等に対し建 替事業に特化した協議を行うため、令和3年度中に建替協議会の設 置を予定している。

イ 建替協議会における協議実績(令和2年度)

(ア) 光が丘清掃工場

協議体	出席者	実施日	主な事項
	建替協議会	10月28日	・建替工事の進捗状況について ・建替工事だよりの発行について ・光が丘清掃工場の組織及び搬入出 ルート等について
建替協議会	委員	3月22日※	・光が丘清掃工場建替工事のしゅん 工について ・建替協議会の終了と運営協議会の 再開について ・建替工事だよりの発行について

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とした。

(イ) 目黒清掃工場

協議体	出席者	実施日	主な事項		
建替協議会	建替協議会	8月4日※	・建替工事の進捗状況について ・建替工事だよりの発行について		
建省励战云	委員	3月8日※	・建替工事の進捗状況について ・建替工事だよりの発行について		

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とした。

(ウ) 江戸川清掃工場

協議体	出席者	実施日	主な事項
建替協議会	建替協議会委員	11月4日	・環境影響評価手続の進捗状況について・建替工事について・江戸川清掃工場解体工事説明会について

(エ) 北清掃工場

協議体	出席者	実施日	主な事項
建替協議会	建替協議会 委員	10月12日※	・北清掃工場建替事業環境影響評価 書案説明会について

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とした。

3 清掃工場の延命化〈施設管理部施設課〉

一般廃棄物処理基本計画に基づき、清掃工場の延命化工事を実施する。令和 3年度は、港清掃工場において、プラント設備(3号炉、2号炉)、電気設備及 び建築関係の更新工事等を行う。また、千歳清掃工場において、長寿命化計画 を策定する。

(1)港清掃工場

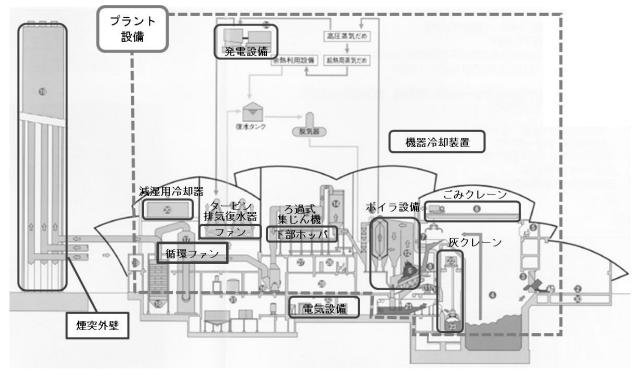
令和元年度に策定した長寿命化計画に基づき、令和2~4年度に延命化工事を実施する。主な工事の工程は図Ⅲ-14、主な工事項目は図Ⅲ-15のとおりである。

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	事業期間			
		▲機器製作·施工計画	3号炉工事	
プラ	プラント設備	機	器製作 <u>2</u> 号炉工事	
ント			機器製作	1号炉工事
関係	電気設備	▲機器製作_A部分工事 機器	製作 B部分工事 機器	製作 C部分工事
7 3	外壁	▲煙突外壁の改修工事	▲建物外壁の改修工事	
建築関係	設備	給水設備更新 ▲ 工事ほか	▲ 空調設備更新工事	エレベーター改修 本 工事
	外構			▲ 舗装ほかの改修工事

図Ⅲ-14 港清掃工場延命化工事の主な工程

注1 これらのほかに定期点検補修工事及び中間点検を実施する。

注2 △は契約時期(予定を含む)を示す。



図Ⅲ-15 港清掃工場延命化工事の主な項目

(2)千歳清掃工場

令和5年度からの延命化工事実施に向け、長寿命化計画を策定する。

4 大田清掃工場第一工場の再稼働〈施設管理部施設課〉

大田清掃工場第一工場は平成2年3月にしゅん工し、約24年の稼働期間を経て平成25年度末に休止となった。しかしながら、平成29年度の清掃工場処理量の実績が一般廃棄物処理基本計画の予測量を上回り、将来的にもこの傾向が続く見込みである。ごみの安定的な全量焼却体制の確保に万全を期すため、大田清掃工場第一工場を再稼働することとした。

1 炉目は令和 2 年度後半までに整備を完了し、再稼働した。残りの 2 炉についても令和 4 年度までに整備を完了させることで、今後のごみ量の変化や不測の事態等にも対応できる体制を確保する。

	令和3年	F 度		令和4年度	
交付金等手続					
					l
	申請	報告	申請	報告	î
プラント設備整備工事					_
1 炉目		稼	働		- ` ¬и
0 45 15			#	予 備	ار_
2 炉目		整備工	事	. J / 1/用	7
3 炉目		整備工	事	予備	- √
その他整備工事	建築物等整	備工事		建築物等整備工事	
(建築物等、建築設備等)	(二) (在来初节正)	加 土 尹		在来10 寸正開工事	
	建築設備整備	備工事		建築設備整備工事	

図Ⅲ-16 大田清掃工場第一工場再稼働事業の主な工程

第4章 広報・広聴・情報公開・国際協力

清掃一組の事業を円滑に実施するためには、23区や区民・事業者との連携が欠かせない。清掃一組では、事業運営の透明性を確保し、区民・事業者が清掃行政についての理解を深められるよう、広報・広聴活動を23区との連携のもとに実施している。

1 施設見学〈総務部総務課〉

清掃一組施設の役割、運営状況等の具体的理解の一助として、清掃工場等の 見学会を実施している。見学を希望する団体(10名以上)及び小・中学校の申 込に基づく「団体見学」の受入れや清掃一組が主催する「個人見学会」(1人で も参加可能)がある。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、清掃 工場等の見学は当面の間、制限され中止としている。このことから、オンライン見学会の検討を進めている。

「個人見学会」の開催日時等のお知らせは、清掃一組ホームページに掲載するとともに各区広報紙に掲載を依頼している。また、行政視察も実施している。 (114ページ・表VI-3参照)

2 情報発信〈総務部総務課〉

(1) 広報用印刷物の配布

清掃一組事業全般や23区のごみ処理の現状を解説した「ごみれぽ23」 (外国語版 英語・中国語・韓国語を含む)、小学生向けの「ごみれぽ23Kids」、また、清掃一組設置の経緯・目的、予算、ごみ処理の流れ、施設配置などを掲載したリーフレットなど広報用印刷物を作成し、工場見学来場者や視察者、報道機関などに配布している。

(2) ホームページ

清掃一組のホームページを開設し、区民・事業者等に向けて情報発信を行っている。

内容としては、施設案内、各種計画、ごみ処理状況、各清掃工場の環境測 定結果、施設見学会のお知らせ、議会会議録等を掲載している。

また、各区及び東京都等関係団体のホームページとリンクを行い、情報の相互活用を図っている。

なお、ホームページへのアクセス件数は、令和元年度は 147,622 件、令和 2 年度は 156,368 件であった。

(ホームページアドレス https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/)

(3) 報道機関等への情報の提供と取材協力

報道機関への情報提供や取材協力等パブリシティ手法をもって区民等への 情報提供を行っている。 また、国内外の自治体や各種機関からの調査・研究への協力依頼に対し、 事務事業に関する情報提供も行っている。

このほか、「清掃一組だより」の発行や「区政会館だより」等特別区関連刊行誌への出稿を通じて事業情報を提供している。

(4) DVD・展示パネル・写真の貸出

清掃一組が保有する、清掃事業やごみ減量・リサイクルへの取組紹介 D V D や展示パネルについて、貸出しや施設見学等の機会での活用を図っている。 $(115\,\%-ジ・表 W-4\,$ 参照)

また、清掃工場の外景写真や資料画像等についても必要に応じて貸出しを 行っている。

3 広聴事業〈総務部総務課〉

(1) パブリックコメント制度

清掃一組の事業に関する計画又は指針の策定にあたり、区民等からの多様な意見・要望等を活かすことを目的にパブリックコメント制度を設けている。

(2) 「区民の声」メール受付・広聴はがき

区民等から寄せられる意見・要望等を事業運営に反映させるため、手紙、電話、清掃一組のホームページから電子メールで受け付けている。さらに、各施設に広聴はがきを備えている。特に、清掃工場の運営等に関する区民の関心は高く、寄せられる区民の声に対しては、誠実かつ適切に対応している。

4 情報公開〈総務部総務課〉

区民等に対する説明責任を果たし、開かれた清掃行政を実現するため、「東京 二十三区清掃一部事務組合情報公開条例」を定め、公文書の開示請求に応じて いる。また、公文書の開示等についての実施状況を毎年度公表している。

5 国際協力事業〈清掃事業国際協力室〉

23区と清掃一組は、平成23年から連携・協力し、海外諸都市における廃棄物問題の解決を支援するため、東京23区の清掃事業の経験や廃棄物処理の技術・ノウハウを活かした国際協力事業を展開している。

(1) 清掃事業国際協力の推進

令和3年2月に策定した清掃一組「基本計画」で事業運営の取組として「清掃事業国際協力の推進」を位置付けるとともに、以下の2事業を実施計画として推進している。

ア 海外諸都市への技術的助言

環境省等が進める海外諸都市への支援事業に継続的に参加し、現地行政 担当者等に対して、ごみの分別・収集や清掃工場の建設・運営に関する知 見を伝え、環境対策等を助言していく。

イ 海外人材の育成支援

国や各種関係機関(独立行政法人国際協力機構: JICA 等)からの研修生の受入れ要請に対し、収集現場や清掃工場の視察、座学による講義等を交え、効果的な学習の機会を提供していく。

なお、基本計画を最上位とした分野別計画等に位置付けられている「東京23区清掃事業の国際協力に関する基本方針」については、令和3年度に計画期間が満了することから、これまでの成果・課題を整理し、新たに「東京二十三区清掃事業国際協力アクションプログラム」として策定していくことを予定している。

(2) 国際協力に関する関係機関との連携

ごみの分別に関する啓発活動、収集・運搬、中間処理、最終処分など清掃 事業に係る総合的な技術的助言や、人材育成への支援を行うため、23区を はじめとする関係機関と連携を図りながら、国際協力事業に取り組んでいる。

ア 清掃事業国際協力検討委員会

23区と連携・協力して国際協力を推進していくにあたり、清掃事業の国際協力に関する具体策、海外諸都市の人材育成への協力のあり方、清掃工場等への海外からの行政視察対応の充実化施策の検討などを行う場として、平成23年度から清掃事業国際協力検討委員会を設置している。委員会の委員は、23区と清掃一組で構成されている。

	12、皿 41	有所事未曾际励力快的女員女の用作大 傾
年度	開催回数	主な議題・報告事項
平成30	9 回	●清掃事業の国際協力に関する具体策について
令和元	5 回	●環境省事業等への協力状況について
令和 2	3 回	●国際協力事業に係る区民向けの啓発について ●東京二十三区清掃事業国際協力アクションプログラム(骨子案)について ●環境省事業等への協力状況について

表Ⅲ-41 清掃事業国際協力検討委員会の開催実績

イ 清掃事業国際協力に関する推進会議

東京23区の清掃事業において保有・蓄積している技術やノウハウ等を

活用した国際協力・海外展開を推進していくにあたり、関係機関による情報交換を行う場として、令和2年度から清掃事業国際協力に関する推進会議を設置している。会議の委員は、国の海外展開戦略や国際貢献を担う省庁や東京都、国際協力実施機関、清掃一組で構成されている。

表Ⅲ-42 清掃事業国際協力に関する推進会議の開催実績

年度	開催回数	主な議題・報告事項
令和 2	1 回	●各団体の取組について(情報交換)

(3) 主な取組実績

年度	取組実績
平成30	 ア 海外諸都市への技術的助言 ●環境省「我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業」 インド国テランガナ州に職員を派遣し、事業実施可能性調査の調査内容等に対する技術的助言を行った。 ●アジア開発銀行「モルディブ国の都市廃棄物管理のための能力向上プログラム」 モルディブ国の行政担当者等に対し、環境省、東京都、葛飾区などの関係機関と連携し、日本国内では視察や講義等を行った。また、モルディブ国に職員を派遣し、現地での課題等に対する技術的助言を行った。 ●環境省「アジア地域における3R・適正処理の二国間協力に関する調査業務」 インドネシア国ジャカルタ特別州及びカタール国ドーハ市に職員を派遣し、東京23区の廃棄物処理に関する経験をテーマにワークショップ等で講演を行った。
	イ 海外人材の育成支援 ●JICA「廃棄物発電導入に向けた廃棄物処理に係る技術能力向上」 ベトナム国の行政担当者等を研修生として受け入れ、杉並区と連携し、収集現場や杉並清掃工場でごみの分別・収集やリサイクル、中間処理等に関する視察や講義を行った。 ○上記以外の23区との連携港区、大田区、世田谷区、荒川区、練馬区
令和元	 ア 海外諸都市への技術的助言 ●環境省「我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業」 ベトナム国ハノイ市に職員を派遣し、事業実施可能性調査の調査内容等に対する技術的助言を行った。 ●環境省「アジア地域における3R・適正処理の二国間協力に関

する調査業務」

ベトナム国ハノイ市に職員を派遣し、東京23区の廃棄物処理に関する経験をテーマに日越合同委員会及びワークショップで講演を行った。

●環境省「気候技術センター・ネットワーク (CTCN) 等案件 発掘等委託業務」

ベトナム国ハノイ市に職員を派遣し、ベトナム国のCTC N案件のリクエストフォーム作成を支援するため、作成内容 等に対する技術的助言を行った。

イ 海外人材の育成支援

● JICA「インド国コルカタ都市圏廃棄物管理改善事業促進 プロジェクト」

インド国コルカタ都市圏の行政担当者等を研修生として受け入れ、荒川区と連携し、あらかわリサイクルセンターや足立清掃工場でごみの分別・収集やリサイクル、中間処理等に関する視察や講義を行った。

○上記以外の23区との連携 港区、墨田区、江東区、世田谷区、杉並区、練馬区、葛飾区

ア 海外諸都市への技術的助言

●環境省、国際連合地域開発センター共催「第10回アジア太平 洋3R・循環経済推進フォーラム」

オンライン形式で開催されたフォーラムに出席し、各国政府、国際機関、研究機関等、幅広い関係者とともに、3Rと循環経済推進に係る情報共有を行った。

イ 海外人材の育成支援

●環境省「我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修」 オンライン形式による研修生の受入れを6か国に実施した。

このうち、モザンビーク国の行政担当者等に対しては、港区と連携し、ごみの分別・収集やリサイクル等に関する講義や質疑応答を行った。このほか、インドネシア国など5か国に対しては、清掃工場の仕組み等を紹介し質疑応答を行った。

● J I C A 「廃棄物発電導入に向けた廃棄物処理に係る技術能力向上」

多国籍の行政担当者等に対するオンデマンド形式での研修 実施にあたり、資料提供と質疑応答による協力を行った。

令和2

6 区民との意見交換会〈総務部企画室〉

「基本計画」の行財政運営の取組である透明性の高い開かれた組織を推進するため、清掃一組の事業に関して区民等の関心の高い事項又は時事にふさわしい事項をテーマに「区民との意見交換会」を開催し、区民の理解を深めるとともに、区民からの意見や要望を受けて清掃一組の考え方を説明するなど、積極的なコミュニケーションを図っている。

「区民との意見交換会」は平成 22 年度から試行的に実施し、平成 23 年度から本格実施しており、年間 3 回を目途に開催している。

表 II - 43 区民との意見交換会開催実績

年度	開催日	テーマ
平成22	11月19日	水銀混入ごみの搬入について
		①平成23年度予算のあらまし
	6月9日	②清掃一組の地球温暖化防止対策
平成23		③東日本大震災の影響と夏季電力逼迫への対応
, ,,,	10月13日	放射性物質を含む焼却灰の処理について
	2月27日	①平成24年度予算のあらまし
		②災害廃棄物の受入れについて
	7月31日	①今後の焼却灰溶融処理施設の運営について
		②災害廃棄物の受入れについて
平成24	12月 5 日	不燃ごみ、粗大ごみ処理の状況について
	3月14日	①平成 25 年度予算のあらまし
	0 /1 11 1	②清掃工場の電力売却
	7月11日	①杉並清掃工場の建替事業について
		②今後の灰溶融処理の休止について
	11月 26日	23区の廃棄物処理の現況について
平成25		~一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて~
		①平成26年度予算のあらまし
	3月20日	②大島町の災害廃棄物の受入れ
		③一般廃棄物処理基本計画改定の検討状況
	5月28日	一般廃棄物処理基本計画改定の中間報告
平成26	10月8日	一般廃棄物処理基本計画(原案)について
	3月12日	①平成 27 年度予算のあらましについて
	9 /1 12 д	②一般廃棄物処理基本計画について
	6月10日	①焼却灰の資源化~東京湾埋立処分場の延命化に向けて~
	0 / 10	②新清掃工場を見に行こう!~大田清掃工場見学~
	11月6日	①杉並清掃工場建替事業について
平成27		②清掃工場ができるまで~杉並清掃工場建設現場見学~
	_	①平成28年度予算のあらまし
	3月3日	②ごみ発電による電力売却の取組 ~電力システム改革へ
		の対応~

引報告について
冬報告について
又組
†策について
1
5用について

[※]令和元年度第3回及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止した。

Ⅳ 事 業 推 進 体 制

第	1	章	組組	職	•	人。	員	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	5	9
第	2	章	施言	设				•	•	•				•	•			•	•				•	•				6	3
第	3	章	人	事¹	管	理		•	•				•					•									•	6	4
第	4	章	危机	機「	管	理			•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			•			•	7	1

第1章 組織・人員

1 組織〈総務部総務課〉

特別地方公共団体である清掃一組は、議決機関である議会と執行機関である管理者で構成されている。

2 議決機関〈総務部総務課〉

(1) 清掃一組議会の構成

議員は、23区の区議会議長により構成されている。 また、議員の任期は、各区の議長の任期による。

(2) 会議

議会の会議には、定例会と臨時会があり、いずれも管理者が招集している。 定例会は条例により年4回、臨時会は必要のある時に招集している。

	. 113 1113 1122	10000000000000000000000000000000000000
会議名	開会日	主 な 議 決 内 容
令和2年第2回	6 8 96 8	東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の
定例会	6月26日	選任同意について等
令和2年第3回	9月29日	令和元年度東京二十三区清掃一部事務組合
定例会	9月29日	一般会計歳入歳出決算の認定について等
令和2年第2回	11月25日	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与
臨時会		に関する条例の一部を改正する条例等
令和2年第4回	10 🗏 04 🗆	令和 2 年度東京二十三区清掃一部事務組合
定例会	12月24日	一般会計補正予算(第2号)等
令和3年第1回	2月26日	令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合
定例会	2月20日	一般会計予算等
令和3年第1回	2 日 10 □	中央清掃工場焼却炉補修及びその他整備工
臨時会	3月18日	事請負契約の締結について等

表 IV - 1 清掃一組議会の開催実績(令和2年度)

(3) 委員会

議会には、条例により、3つの常任委員会を設置している。

委員会名	定数	所 管 事 項
総務・事業委員会	9 人	総務及び事業に関する事項
財務委員会	9 人	財務に関する事項
運営委員会	5 人	議会の運営連絡等に関する事項

表Ⅳ-2 常任委員会の名称及び所管事項

(4) 傍聴・その他

会議は、議会が秘密会とする場合を除き公開している。また、委員会については、委員会が秘密会とする場合を除き委員長の許可を得て、傍聴することができる。

会議の審議内容や議案などは、会議録としてまとめ、清掃一組のホームページに掲載するとともに、写しを各区等へ送付している。

なお、会議の開催日程については、清掃一組のホームページに掲載すると ともに、各区に広報紙への掲載を依頼している。

3 執行機関〈総務部総務課〉

(1) 管理者等

清掃一組は、代表者である管理者を1人、副管理者を2人置いている。 管理者は、23区の区長のうちから互選により選出している。副管理者は、 23区の区長から1人、知識経験者から1人を管理者が議会の同意を得て選 任している。

管理者及び副管理者の任期は、いずれも2年である。

(2) 経営委員会

経営委員会は、経営に係る特に重要な事項、評議会から依頼を受けた事項 及び議会に関することを審議するため設置され、管理者、副管理者、その他 の区長会役員区長により、構成されている。

(3) 評議会

評議会は、管理者及び副管理者を除いた23区の区長により構成され、議会に提案する議案や清掃一組の運営にかかる重要事項を審議している。

(4) 監査委員

清掃一組の事務の執行を監査するため、監査委員を3人置いている。

監査委員は、議会の議員のうちから1人、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから2人を、管理者が議会の同意を得て選任している。

任期は、議会の議員のうちから選任される者は清掃一組議会議員の任期、 その他の者は2年である。

(5) 組織(令和3年4月1日現在)

執行機関の組織として、管理者の権限に属する事務を処理する本庁の4部 (室)12課(室)、清掃技術訓練センター、19清掃工場及び中防処理施設管 理事務所並びに会計管理者の権限に属する事務を処理する会計室と監査委員 の事務を補助する監査事務局が置かれている。

また、議決機関である議会には、議会事務局が置かれている。

4 分掌事務〈総務部総務課〉

清掃一組の分掌事務は、98~100ページのとおり。

5 附属機関〈総務部総務課〉

(1) 行政不服審査会

情報公開制度における開示決定や処分等に対する審査請求に係る審査庁からの諮問事案を審議する「東京二十三区清掃一部事務組合行政不服審査会[※]」を設置している。

審査会は、管理者が委嘱する委員3人(情報公開及び個人情報保護制度並びに地方自治に関して学識経験のある者)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合行政不服審査会条例に基づく。

(2) 個人情報保護審議会

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護審議会^{*}」を設置している。

審議会は、管理者が委嘱する委員5人(学識経験者その他必要と認める者)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例に基づく。

(3) 財産価格審議会

財産の取得、管理及び処分に関し、適正な価格及び料金を評定するため、 「東京二十三区清掃一部事務組合財産価格審議会*」を設置している。

審議会は、管理者が委嘱又は任命する委員6人以内(学識経験者5人以内、清掃一組職員)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合財産価格審議会条例に基づく。

(4) 退職手当審査会

退職した職員や遺族等に対する退職手当の支給制限及び返納命令に係る手続の適正化を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合退職手当審査会^{*}」を設置している。

審査会は、管理者が委嘱する委員3人(学識経験者)で組織している。

※ 東京二十三区清掃一部事務組合退職手当審査会条例に基づく。

6 人員〈総務部企画室·職員課〉

(1) 条例定数

条例で定める職員定数は、1,523人である。なお、各業務の区分による内訳は下表のとおりである。

表Ⅳ-3 条例定数

(単位:人)

業		務		条 例 定 数
管	理	事 務		336
	み	処 理		1, 178
内訳		焼	却	(1, 161)
		不燃•	粗大	(17)
l	尿	処 理		9
合		計		1, 523

(2) 現員

職員の現員数は、1,155人である。なお、機構別職員数及び職務・年齢階層別職員構成は下表のとおりである。

表 IV - 4 清掃一組の人員 (機構別職員数)

(令和3年4月1日現在)(単位:人)

本庁舎	
総務部	115
清掃事業国際協力室	8
施設管理部	96
建設部	70
会計室	8
監査事務局	5
議会事務局	4
計	306

(1741 0 1771 日 20 区) (中区:八)								
清掃工場等								
清掃技術訓練センター								
中防処理施設管理事務所								
中央清掃工場 50 豊島清掃工場								
港清掃工場	35	板橋清掃工場	52					
北清掃工場	23	練馬清掃工場	28					
品川清掃工場	53	光が丘清掃工場	55					
大田清掃工場	19	墨田清掃工場	22					
多摩川清掃工場	51	新江東清掃工場	92					
世田谷清掃工場	25	有明清掃工場	28					
千歳清掃工場	47	足立清掃工場	52					
渋谷清掃工場	43	葛飾清掃工場	52					
杉並清掃工場	57	計	849					

※ 港・北・大田・世田谷・豊島・練馬・墨田・ 有明清掃工場の8清掃工場については、運転 管理業務の全部を委託している。

合計 1,155人

表 Ⅳ - 5 職務・年齢階層別職員構成

(令和3年4月1日現在)(単位:人)

区	\wedge	20~	25~	30∼	35~	40~	45~	50~	55~	60~	⇒ 1.	平均
	分	24	29	34	39	44	49	54	59		計	年齢
事	務	18	39	46	21	25	19	27	15	18	228	39.6
一般	技術	18	88	142	93	99	54	46	31	19	590	38.6
技	能	3	5	10	13	7	52	108	91	48	337	52.1
合	計	39	132	198	127	131	125	181	137	85	1, 155	42.7

第2章 施設〈施設管理部管理課〉

1 施設

清掃一組が管理・運営する清掃工場、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設は、112 ページ・表VI-1 及び 113 ページ・表VI-2 のとおり。

2 運営協議会

清掃工場を建設する際には、地域住民及び清掃工場所在区との間での相互理解を深め、公害発生を防止し、地域環境を保全することを目的として、操業協定等を締結している。

運営協議会は、操業協定書や運営協議会設置要綱等に基づき、清掃工場の操業について協議する場として設置されている。運営協議会の委員は、地域住民代表、清掃工場所在区、清掃一組の三者で構成されている。

運営協議会では、清掃工場の操業状況や各種環境調査結果を報告している。 また、清掃工場設備の重要な変更や清掃工場の運営に関わる事項について協 議が行われ、住民の理解を深めていくことで、円滑な清掃工場の操業が行われ ている。

さらに、運営協議会では、収集を担当する区と連携して、23区と清掃一組 の清掃事業全体の計画や重要な施策の変更についても情報提供を行っている。

			衣 IV 一 0	
工	場	名	令和 2 年度開催状況	第1回開催日
杉		並	定例2回(6、12月)	昭和58年 2月 2日
光	が	丘	(建替工事中)	昭和60年 2月 12日
大		田	定例1回(7月)	平成2年 10月 23日
目		黒	(建替工事中)	平成3年 9月 26日
練		馬	定例2回(5、11月)	平成12年 7月 31日
墨		田	定例1回(3月)	平成10年 6月 8日
	北		定例 2 回 (7、12月)	平成10年 5月 6日
	港		定例2回(9、2月)	平成11年 3月 17日
豊		島	定例2回(7、2月)	平成11年 6月 29日
渋		谷	定例1回(5月)	平成13年 7月 26日
中		央	定例1回(7月)	平成13年 7月 23日
板		橋	定例2回(6、2月)	昭和50年 2月 6日
多	摩	Ш	定例 1 回 (10月)	昭和48年 11月 21日
足		立	定例1回(7月)	昭和48年 1月 12日
葛		飾	定例2回(7、12月)	昭和53年 4月 10日
世	田	谷	定例2回(5、11月)	平成20年 7月 11日

表Ⅳ-6 運営協議会開催実績

第3章 人事管理

1 職員の構成、給与等〈総務部職員課〉

(1) 職員の構成、身分の取扱い

清掃一組が設立された平成 12 年度は、多くの東京都からの派遣職員(以下「都派遣職員」という。)で構成されていた。その後、6 年間の派遣期間中(平成 12 年度から 17 年度まで)に都派遣職員が段階的に派遣を終了して都に戻り、各区からの派遣職員(以下「区派遣職員」という。)が順次清掃一組へ派遣されるようになった。(表IV-7 参照)

平成 18 年 4 月の政令による身分切替時には、清掃一組の人事上の取扱い (平成 17 年 4 月区長会総会)に基づき、清掃事業従事を希望した都派遣職員 が特別区への身分切替えを経て清掃一組固有職員となるとともに、人事交流 による特別区職員の身分切替及び新規採用ができることとされた。

今後、安全で安定的な工場運営を図るためには、清掃技術・技能の維持・ 継承が不可欠であり、これに必要な人材を確保し、育成していくことが求め られている。

表Ⅳ-7 職員の構成

(各年度4月1日現在)

	1X IV /		(行中反4月1日現任)
年度	各区からの派遣職員	 清掃一組固有職員 	東京都からの派遣職員
平成 12	87 人	29 人	1,397 人
平成 13	116 人	27 人	1,333 人
平成 14	206 人	28 人	1,200 人
平成 15	308 人	28 人	1,068 人
平成 16	472 人	26 人	913 人
平成 17	560 人	25 人	777 人
平成 18	605 人	730 人	_
平成 19	587 人	733 人	_
平成 20	547 人	721 人	_
平成 21	464 人	761 人	3 人
平成 22	413 人	769 人	3 人
平成 23	358 人	800 人	4 人
平成 24	321 人	830 人	3 人
平成 25	300 人	844 人	5 人
平成 26	283 人	866 人	7 人
平成 27	263 人	869 人	8 人
平成 28	210 人	916 人	7 人
平成 29	172 人	952 人	7 人
平成 30	154 人	966 人	4 人
平成 31	129 人	996 人	4 人
令和2	117 人	1,029 人	4 人
令和3	113 人	1,038 人	4 人

[※] 清掃一組固有職員は、平成17年度までは本庁等に勤務する幹部職員のみ。

[※] 清掃一組固有職員は、再任用フルタイム職員を含む。

(2) 給与等

職員の給与制度は、清掃一組を組織する特別区の人事委員会勧告等にのっとって定めている。また、ごみ等を取り扱うことから労働環境が特殊なものもあるため、職務に応じた特殊勤務手当の支給を行っている。

(3) 昇任制度

清掃一組における昇任制度は、職員のモラールの高揚を図るため、特別区と同様に能力主義に基づく公平な昇任制度を整備している。

行政系職員の管理職昇任選考は特別区の規定を準用して実施し、係長職昇任能力実証、主任職昇任選考等、また、技能系職員の技能長職昇任選考、技能主任職昇任選考においても、特別区と同様の昇任等に関する一般基準に準じて整備している。

(4) 表彰制度

勤務成績が優秀で、職員として他の模範となり、功績が顕著な者を表彰することにより、職員の勤労意欲の向上や自己啓発を促し、もって清掃事業の円滑な運営・発展を目的として実施している。

また、東京都生活環境改善事業功労者表彰の実施及び叙勲候補者の推薦等については、清掃一組における勤務成績等をもとに東京都において行うこととなる。

2 基本的人権の擁護〈総務部総務課〉

等しく職員がその能力を発揮し適正に職務を遂行することができるように、 基本的人権の擁護を図り、良好な職場環境を確保することに努めている。

そのための活動の一つとして、ハラスメントに関する苦情・相談窓口及びハラスメント対策委員会を設置している。また、人権に関する認識を深め、啓発の一助とするために、研修等への積極的参加を図っている。

3 研修・人材育成〈総務部職員課〉

職員研修は体系図 (68 ページ・図 IV - 1 参照) に示すように、清掃一組研修、特別区職員研修所による共同研修及び区派遣職員を対象とした派遣元区における研修等に分類される。

清掃一組研修は、職員課人材育成係が実施する職員の能力・資質の向上を目的とした研修と、少人数実践方式で技術・技能を習得させる清掃技術訓練センターでの訓練に大別され、それぞれの目的にしたがって実施している。

(1) 令和3年度実施方針

清掃一組研修の役割は、清掃一組が直面するさまざまな課題を克服し、清掃事業の未来を果敢に切り開いていくために、問題意識と情熱を持って職務に精励する職員を育て、組織の生産性向上に貢献することにある。

職員一人ひとりが、職務を通じて、区民のために何をどのようにすべきかを自ら考え、かつ実践する能力を備えるため、研修においても職員の自己啓発意欲を喚起し、その能力開発と研鑚をサポートしていくことが求められている。

令和3年度においては、令和元年度において各職層に求められる期待役割の認識をより強化させるため新たに実施した研修及び見直した研修について、引き続き実施するとともに、必要に応じて内容を再検討する。

(2) 実施計画

ア 人材育成係が所掌する研修

(ア) 導入研修

a 新規採用職員、新規派遣等職員(管理職含む)対象

固有職員として採用された新規採用職員、区からの派遣により新たに配属された職員を対象に清掃一組の概要や清掃事業などに関する基礎的知識を付与し、職務遂行能力向上の糧とする。

b 管理職対象

昇任した管理職を対象に危機管理、労務及び服務などに関する知識を付与し、職務遂行能力向上の糧とする。

(イ) 職層研修

a 主任研修

主任に必要な職場内調整能力の向上や後輩職員への指導・育成等に関するマネジメントスキルの向上を図る。

b 係長研修

部下へのコーチング能力や、職場全体を把握しながら自らの仕事をマネジメントしていく能力など、係長として必要とされる資質の向上を目指す。

c 管理職研修

管理職に求められる能力・役割等について理解を深め、管理職と して必要な実践的知識を付与し、部下の指導、育成能力の向上に資 する。

d ハラスメント防止研修 (係長、技能長昇任者)

ハラスメントを防止するとともに、働きやすい職場環境をつくる ために必要な知識を身に付ける。

e 昇任時研修(主任、係長、技能主任、技能長、統括技能長)

清掃一組固有職員で、新たに昇任した職員にそれぞれの職責に応じた職務遂行能力の向上を図る。

(ウ) 実務研修

職務に関連する幅広い知識を付与し、職務遂行能力を向上させるため、職員のニーズに対応する充実した研修科目を提供する。

(エ) 人権・同和問題研修

人権・同和問題研修は全職員に受講を義務付けて、隔年で本庁及び各工場・所で実施し、あらゆる差別の解消に努めている。なお、講師は外部専門講師及び所属長が行っている。また、この研修に講師として登壇する場合、清掃事業区移管時の都区間の協定により、研修講師は特別区職員研修所による講師養成研修の修了を必須としている。

(オ) その他研修

a 汚職等事故防止研修

公務員倫理の高揚及び汚職等事故の防止を図るため、各工場・所で実施する。

b コンプライアンス研修(管理監督者)

職員による信用失墜行為等を未然防止するため、倫理意識の徹底と高揚を図る。(ハラスメント・汚職・非行他)

(力) 派遣研修

他機関の実施する研修等への参加を通じて、専門知識の習得を図る。

イ 清掃技術訓練センターにおける訓練

清掃工場の安全で安定的な運営を担う職員を育成するため、職員の技術・技能の維持・向上を図る。

令和3年度は、さらに受講しやすい訓練日程を設定し、訓練生がスキルアップできる訓練課程の編成と、理解しやすい教材類による訓練を実施する。

常設訓練コースは、次のとおりである。

(ア) 運転管理コース

プラント運転管理実務、事故発生時対応について、清掃技術訓練センターのシミュレータ装置での模擬体験や清掃工場の実設備を使用して学ぶ。

(イ) 設計積算コース

公共工事及び定期補修工事に関する実務的な設計積算能力を身につける。

(ウ) 業務委託コース

運転管理等業務委託を中心に、日常業務のあり方や緊急対応・安全管理の取組などの実践的監理及び監督技術の習得を図る。

(エ) 整備実習コース

定期補修工事や中間点検時の工事監督業務や検査業務などについて、 現場実習を通じて学ぶ。

(オ) 整備技能コース

溶接、機器の分解整備、電気設備工事・工作等の実習により整備技能 の習得を図る実習をする。

(カ) 環境管理コース

環境関連法令並びにボイラ水質や排水、排ガスなどの化学分析・測定技術などを学ぶ。

清掃一組職員研修体系図

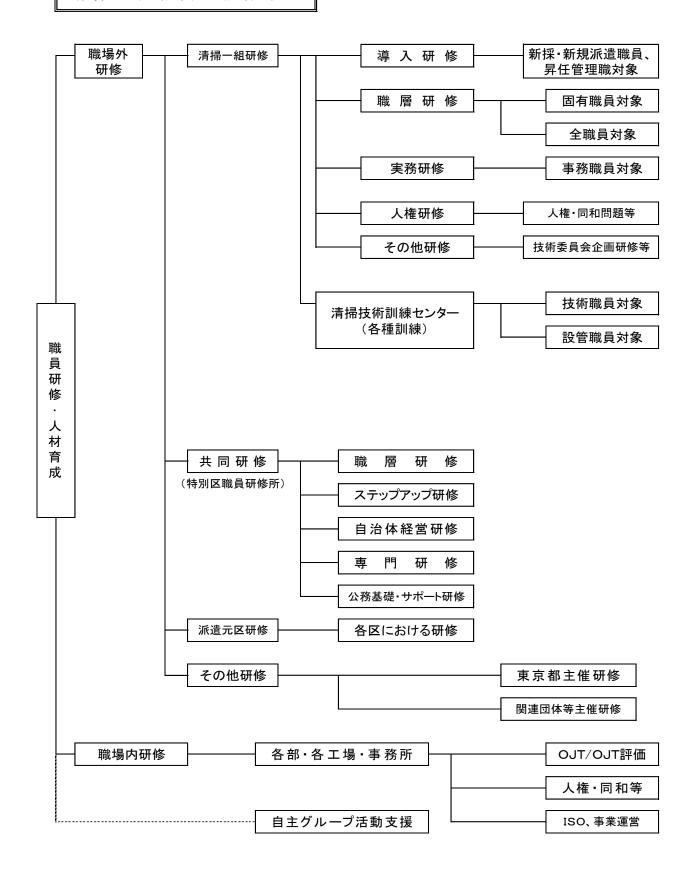


図 Ⅳ - 1 清掃一組職員研修体系図

4 安全衛生管理〈総務部職員課〉

令和2年度の清掃工場・所における公務災害の発生件数は8件であり、前年度より2件増加している。令和3年度の東京二十三区清掃一部事務組合労働安全衛生計画では、近年発生した災害を踏まえ、引き続き危険予知及びリスクアセスメントの推進により安全管理体制の強化を図るとともに、健康管理について、身体面と精神面、両面からの管理を体系的に行う。

災害の再発防止及び重大災害の根絶のため、作業管理、作業環境管理及び健康管理を基本として、職員の安全と心身の健康を確保し、ゼロ災害の実現を図る。

(1) 基本方針

次の3点を基本として、職員の安全と健康を確保する。

ア 作業管理

作業手順等の点検及び改善並びに保護具の適正着用

イ 作業環境管理

作業環境の把握、点検及び整備

ウ健康管理

職員の心身の健康状態の把握と適切な対応

(2) 事項別の目標

次の3点に重点を置いて施策を展開する。

ア 作業管理

適正な保護具着用と作業前の危険予知について徹底する。「安全第一」を基礎とした万全の安全対策を講じて、同種・類似災害の再発を防止していくこととする。また、高所作業時の墜落制止用器具の運用についても着実に対応していく。

イ 作業環境管理

職場環境や施設、設備の点検を定期的に実施し、改善を要するものについては順次、整備改善を図るとともに、リスクアセスメントの手法を有効に活用し、潜在的危険性の減少を含めた安全管理に努める。また、災害の恐れがある箇所の点検を確実に実施するとともに、危険個所が把握できるよう目印を付ける等、適切な対応により災害を防止する。

ウ 健康管理

身体面と精神面の両面から職員一人ひとりに的を絞ったきめの細かい健康対策を推進する。また、働き方改革の推進により、過重労働による健康障害を防止するとともに、近年増加している熱中症に対し、作業内容を踏まえた対策を講じる。

(3) その他実施事項

ア 労働安全衛生運動の推進

労働安全衛生意識の高揚及び災害防止の徹底を図るため、安全運動月間、労働衛生週間等を積極的に活用し、労働安全衛生の向上に努める。 また、安全衛生担当者連絡会を実施し、各所属における良い取組の水平展開と安全対策の推進を図る。

イ ダイオキシン類による健康障害の防止

工場職員のダイオキシン類のばく露防止を図るため、安全衛生管理体制の確立、作業環境の測定及び改善等、必要な対策を推進する。

ウ 関係機関等への速やかな報告及び届出の順守

法令等に基づく関係機関への報告や届け出等は速やかに関係機関等に 提出・報告する。また、発災報告や公務災害認定請求等の組織内での連 絡や事務処理についても迅速に行う。併せて、管理監督者不在時におけ る災害等発生時の連絡体制について整備する。

エ 各工場等労働安全衛生計画の作成

各工場等においては、各工場の労働安全衛生計画を作成し、職員の安全確保と健康の保持増進及び快適な職場環境づくりを推進していく。

第4章 危機管理〈総務部総務課〉

1 危機管理

清掃一組では、危機が発生したとき又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ円滑に組織的な対応ができるよう基本的事項を示した危機管理基本指針 (平成20年3月)を定めている。

この指針に基づき、危機発生予防のため、危機になりうる問題の早期発見に努め、清掃一組全体で情報の共有を図り、危機の発生へ至る前に解決するよう、 危機管理を推進するための全庁的な機関として危機管理委員会を設置すること としている。

また、危機の発生に際しては、危機の程度により、危機管理本部を設置し、全庁一体となって迅速に対応し、危機の解決を図ることとなっている。

(1)新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応について、清掃工場等の安定的な運営と職員の安全と健康の確保を図るため、清掃一組危機管理基本指針に基づき、新型インフルエンザ対策事業継続計画に準じ、危機管理委員会を設置、対策を講じることとなった。

令和2年1月にマスク・消毒薬等の備蓄物品の確認を行い、2月18日、第1回危機管理委員会を開催し、国等の状況や当組合における事業継続計画を確認した。2月25日には、急速な感染拡大を防ぐ重要な局面であるとの国等の見解を踏まえ、2月26日から3月14日までの間、清掃工場見学会、視察等の清掃一組主催事業について中止することを決定した。

3月の委員会では、主催事業の中止期間の延長、職員に対し海外への渡航の自粛及び渡航した場合は2週間の自宅待機を行うこと等を要請した。

4月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたことを受け、危機管理レベルを引き上げるとともに、感染防止対策の徹底及び2班体制や時差出勤等を取り入れた勤務体制の構築を行った。

5月においては、緊急事態宣言が 31 日まで延長されたことを受け、各種対応を継続するとともに、組合の各事業への影響に係る調査を行った。また、ごみ量の速報値をホームページにあげ、迅速な情報提供を行うこととした。

6月1日から緊急事態宣言が解除されたが、引き続き感染拡大への警戒を解くことなく、職員や来庁者の感染防止対策を徹底するとともに、感染発生時の後日連絡や情報提供ができるよう対応を行うこととした。

その後も、我が国における感染状況や政府・都の動きを注視しつつ、各種最新情報の収集・集約や、職員及び来庁者、公共工事における感染予防対策等に努めるとともに、刻々と変わる情勢に対応するため、委員会を中心に情報発信や対応方針の決定を行っている。

(2) 防災訓練の実施

清掃一組は、危機の未然防止、危機発生時の迅速な対応及び職員の危機管理意識の向上のため、危機管理に関する清掃一組組織及び職員の訓練を行っている。

災害時の混乱に備えて、システムを使用した安否確認訓練や交通機関が不通となったことを想定しての参集訓練等を年間で実施している。

ア 地図作成訓練(全職員)

自宅から勤務地や最寄りの工場への経路確認・地図作成

イ 参集訓練(参集場所まで8km圏内の職員)

年度内1回 自宅から勤務地や最寄りの工場へ参集する訓練

ウ 安否確認訓練(全職員)

年度内2回 安否確認システムによる安否回答及び回答状況確認訓練

エ その他(本庁職員)

年度内 2 回 東京区政会館が実施する防災訓練 (千代田区帰宅困難者対 応訓練を含む)

V 事 業 経 費

第1章	予算・決算		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	3
第 2 章	廃棄物処理原	原価				•											•	•				8	0

第1章 予算・決算〈総務部財政課〉

1 令和3年度予算の概要

(1)編成方針

令和3年度予算は、「安全で安定的な中間処理」を持続可能なものとするために、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大きく変化した社会経済状況に的確に対応し、中長期的な視点をもった財政運営を行っていくとの観点から、以下の8つの方針に基づき編成した。

- ① 各部(局、室)長、会計管理者においては、各々予算編成方針を明確に 定め、所管内に周知すること。また、計画事業の見直しを含め、最大限経 費の抑制、削減に努め、厳しく部(局、室)内査定を行うこと。
- ② 「経常的経費」については、義務的経費や一部の固定的な費用を除き、 原則として、前年度予算額を下回る予算要求とすること。

事業の必要性を見極め、実施時期を含めて再検討し、真に必要な経費の みを計上するとともに、創意工夫を発揮し、徹底的な無駄の排除を行うこ と。

- ③ 「臨時的経費」のうち、新規事業及びレベルアップ事業の要求は、原則として認めない。
- ④ 過去の決算状況を分析し、実績を踏まえた見積りを行うこと。 全ての契約行為の予算の見積りに当たっては、直近の契約実績を反映させ、より実績に近い金額で予算要求すること。
- ⑤ 職員定数については、別に定める「令和3年度組織及び職員定数について」に基づき適正化を図り、より効率的かつ効果的な執行体制を構築すること。
- ⑥ 施設の建設、改築及び改修については、仕様内容の十分な精査と社会状況の変化による影響分析を実施した上で、建設コスト等の縮減に努めること。
- ⑦ 複数の部課に関係する事業については、情報共有と調整の徹底により、 効率的な要求とするよう留意すること。
- ⑧ 歳入の見積りについては、国庫支出金に係る国の予算編成の動向等を注 視し、確実に財源を確保すること。自主財源については、精緻な分析を行 い、最大限の収入を見込むこと。

(2)予算規模等

令和3年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、前年度比0.5%増の924億3,000万円である。また、債務負担行為の限度額は、46億2,863万円、組合債の限度額は、143億4,000万円、一時借入金の借入最高額は、100億円となっている。

特別区分担金の歳入予算額は、前年度比5.4%増の390億円とした。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、廃棄物処理手数料やエネルギー売払収入等が大幅に減少する見込みの中で、令和2年3月改定の「財政計画2020」で示した計画額を超過しないように努めたものである。

75ページ・表V-1、76ページ・表V-2は、令和3年度一般会計予算及び令和3年度・令和2年度一般会計歳出予算比較である。

2 令和3年度予算における主要事業の概要

主要事業の概要は、次のとおりである。

(1) ごみ焼却作業

352億5.069万円

可燃ごみの焼却作業、清掃工場(プラント)の点検・修繕等を行う。

(2) 不燃・粗大ごみ処理作業

64億881万円

不燃ごみの処理、粗大ごみ等(産業廃棄物を一部含む。)の破砕処理作業等を行う。

(3) し尿処理作業

2億4.789万円

品川清掃作業所において、し尿の下水道投入処分を行う。

(4) 埋立処分委託

23億7,880万円

東京都へ焼却残灰等の埋立処分委託を行う。

(5) 清掃工場の建設等整備

316億7,901万円

目黒及び江戸川清掃工場の建替工事、港清掃工場の延命化工事、並びに大田清掃工場第一工場再稼働工事等を行う。

(6) 不燃・粗大ごみ処理施設の整備

162万円

不燃ごみ処理施設の整備に係る環境影響評価書等の印刷を行う。

表 V - 1 令和 3 年度一般会計予算

1. 歳入歳出予算(前年度比較) (歳 入)

(///)又	人)					
	款	令 和 3 年 度 当 初 予 算 額 千円		増(△)減額 千円	増(△)減率	備考
1 分 扫	担金及び負担金	39,000,000	37,000,000	2,000,000	5.4	特別区分担金
2 使月	用料及び手数料	13,060,471	15,820,529	△ 2,760,058	△ 17.4	廃棄物処理手数料等
3 国	庫 支 出 金	7,032,326	5,487,854	1,544,472	28.1	循環型社会形成推進交付金等
4 財	産 収 入	15,120	19,322	△ 4,202	△ 21.7	基金運用収入等
5 寄	附金	1,300	1,300	0	0.0	一般寄附金
6 繰	入金	10,217,000	9,838,000	379,000	3.9	財政調整基金繰入金
7 繰	越 金	300,000	300,000	0	0.0	前年度決算剰余金
8 諸	収入	8,463,783	9,966,995	△ 1,503,212	△ 15.1	エネルギー売払収入等
9 組	合值	14,340,000	13,500,000	840,000	6.2	清掃工場整備費
	計	92,430,000	91,934,000	496,000	0.5	

(歳出)

	款		令和3年度 当初予算額 1	令和2年度 当初予算額 千円	増(△)減額 千円	増(△)減率	備考
1 議	会	費	10,133	12,898	△ 2,765	△ 21.4	
2 総	務	費	1,251,778	1,463,681	△ 211,903	△ 14.5	
3 清	掃	費	75,996,806	75,294,038	702,768	0.9	
4 職	員	費	10,784,106	10,797,373	△ 13,267	△ 0.1	
5 公	債	費	4,078,187	4,057,253	20,934	0.5	
6 諸	支 出	金	8,990	8,757	233	2.7	
7 予	備	費	300,000	300,000	0	0.0	
	計		92,430,000	91,934,000	496,000	0.5	

2. 債務負担行為

4,628,630 千円 12件

3. 組合債

4 件 14, 340, 000 千円

表V一2 令和3年度・令和2年度一般会計歳出予算比較(款・項・目別)

Г							
		科 目	令和3年度	令和2年度	増(△)減額	令和3年度	対前年度
款	項	頁目	当 初 予 算 額 千円	当 初 予 算 額 千円	千円	構 成 比 %	増(△)減率 %
1	議	会 費	10,133	12,898	△ 2,765	0.0	△ 21.4
	1	. 議 会 費	10,133	12,898	△ 2,765	0.0	△ 21.4
		1 議 会 費	10,133	12,898	△ 2,765	0.0	△ 21.4
2	総	務費	1,251,778	1,463,681	△ 211,903	1.4	△ 14.5
***************************************	1	. 総務管理費	1,247,215	1,459,093	△ 211,878	1.3	△ 14.5
		1 一 般 管 理 費	1,243,757	1,456,841	△ 213,084	1.3	△ 14.6
		2 会 計 管 理 費	3,458	2,252	1,206	0.0	53.6
	2	2. 監 査 委 員 費	4,563	4,588	△ 25	0.1	△ 0.5
		1 監 査 委 員 費	4,563	4,588	△ 25	0.1	$\triangle 0.5$
3	清	掃費	75,996,806	75,294,038	702,768	82.2	0.9
	1	清掃费	44,316,173	43,873,891	442,282	47.9	1.0
		1清掃総務費	29,975	35,023	△ 5,048	0.0	△ 14.4
		2ご み 焼 却 費	35,250,692	34,921,277	329,415	38.1	0.9
		3 不燃・粗大ごみ処理費	6,408,812	6,250,747	158,065	6.9	2.5
		4し 尿 処 理 費	247,892	249,495	△ 1,603	0.3	\triangle 0.6
		5 埋 立 処 分 費	2,378,802	2,417,349	△ 38,547	2.6	△ 1.6
	2	2.施設整備費	31,680,633	31,420,147	260,486	34.3	0.8
		1清掃工場整備費	31,679,010	31,407,319	271,691	34.3	0.9
		2 不燃・粗大ごみ処理施設整備費	1,623	12,828	△ 11,205	0.0	△ 87.4
4	職	人	10,784,106	10,797,373	△ 13,267	11.7	△ 0.1
	1	. 総務職員費	3,175,753	3,355,228	△ 179,475	3.5	△ 5.3
		1総務職員費	3,175,753	3,355,228	△ 179,475	3.5	△ 5.3
	2	2清掃職員費	7,608,353	7,442,145	166,208	8.2	2.2
		1清掃 職 員 費	7,608,353	7,442,145	166,208	8.2	2.2
5	公	債 費	4,078,187	4,057,253	20,934	4.4	0.5
	1	. 公 債 費	4,078,187	4,057,253	20,934	4.4	0.5
	000000000000000000000000000000000000000	1 元 金	3,879,581	3,849,789	29,792	4.2	0.8
		2 利 子	198,606	207,464	△ 8,858	0.2	△ 4.3
6	諸	支 出 金	8,990	8,757	233	0.0	2.7
	1	財政調整基金積立金	8,990	8,757	233	0.0	2.7
$ldsymbol{f eta}$	000000000000000000000000000000000000000	1 財政調整基金積立金	8,990	8,757	233	0.0	2.7
7	予 T	備費	300,000	300,000	0	0.3	0.0
	1	. 予 備 費	300,000	300,000	0	0.3	0.0
	0000000000	1 予 備 費	300,000	300,000	0	0.3	0.0
L		合 計	92,430,000	91,934,000	496,000	100.0	0.5
	_						

3 令和元年度決算の概要

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入が855億6,818万円、歳出が817億9,009万円となった。歳入歳出差引額(形式収支)は、37億7,809万円で、翌年度へ繰り越すべき財源である4,519万円を差し引いた実質収支は、37億3,290万円の黒字となった。

予算現額853億4,200万円に対する歳入決算額の収入率は100.3%となった。

歳入の主な内訳は、特別区分担金が330億円 (構成比38.6%)、廃棄物処理手数料を主とする使用料及び手数料が157億1,478万円 (18.4%)、財政調整基金からの繰入金が87億7,247万円 (10.3%)、諸収入が113億1,135万円 (13.2%) である。

予算現額に対する歳出決算額の執行率は95.8%となり、翌年度繰越額は4,519 万円である。

また、財政調整基金に60億47万円の積立を行った。その結果、令和元年度末 基金現在高は、355億4,800万円である。

78ページ・表V-3、79ページ・表V-4は、令和元年度一般会計歳入歳出決算の内訳である。

表 V - 3 令和元年度一般会計歳入歳出決算 (歳入)

(単位:円)

				(=	単位:円)
	科 目	予算現額	収 入 済 額	予算現額に対する	収入率(%)
款:	項目	,	以 八 併 俄	収入済額の増(△)減額	以八平(/0)
1 分	う担金及び負担金	33, 000, 000, 000	33, 000, 000, 000	0	100.0
	1 分担金	33, 000, 000, 000	33, 000, 000, 000	0	100.0
	1 特別区分担金	33, 000, 000, 000	33, 000, 000, 000	0	100.0
2 使	 東用料及び手数料	16, 043, 475, 000	15, 714, 783, 050	△ 328, 691, 950	98.0
	1 使用料	7, 108, 000	7, 179, 004	71,004	101.0
	1 清掃使用料	7, 108, 000	7, 179, 004	71,004	101.0
:	2 手数料	16, 036, 367, 000	15, 707, 604, 046	\triangle 328, 762, 954	97. 9
	1 総務手数料	19,000	201, 850	182, 850	1, 062. 4
	2 清掃手数料	16, 036, 348, 000	15, 707, 402, 196	△ 328, 945, 804	97.9
3 国	国庫支出金	5, 540, 772, 000	5, 548, 687, 284	7, 915, 284	100.1
	1 国庫補助金	5, 538, 394, 000	5, 546, 315, 260	7, 921, 260	100.1
	1 清掃費国庫補助金	5, 538, 394, 000	5, 546, 315, 260	7, 921, 260	100.1
	2 国庫委託金	2, 378, 000	2, 372, 024	△ 5,976	99. 7
	1 清掃費国庫委託金	2, 378, 000	2, 372, 024	△ 5,976	99. 7
	才産収入	40, 495, 000	41, 223, 999	728, 999	101.8
	1 財産運用収入	35, 284, 000	35, 559, 247	275, 247	100.8
	1 基金運用収入	11, 364, 000	11, 639, 247	275, 247	102.4
	2 利子及び配当金	23, 920, 000	23, 920, 000	0	100.0
	2 財産売払収入	5, 211, 000	5, 664, 752	453, 752	108.7
	1 物品壳払収入	5, 211, 000	5, 664, 752	453, 752	108.7
·····	子附金	3, 892, 000	3, 892, 000	0	100.0
	1 寄附金	3, 892, 000	3, 892, 000	0	100.0
	1 一般寄附金	3, 892, 000	3, 892, 000	0	100.0
y	P 入金	8, 772, 467, 000	8, 772, 467, 000	0	100.0
	1 基金繰入金	8, 772, 467, 000	8, 772, 467, 000	0	100.0
	1 財政調整基金繰入金	8, 772, 467, 000	8, 772, 467, 000	0	100.0
	基本	3, 774, 772, 000	3, 774, 772, 273	273	100.0
	1 繰越金	3, 774, 772, 000	3, 774, 772, 273	273	100.0
0 =	1 繰越金	3, 774, 772, 000	3, 774, 772, 273	273	100.0
	看収入 1 77/# A	10, 765, 127, 000	11, 311, 353, 177	546, 226, 177	105. 1
_	1 延滞金、加算金及び過料	4, 468, 000	6, 147, 300	1, 679, 300	137.6
-	1 延滞金	4, 468, 000	6, 147, 300	1, 679, 300	137.6
	2 預金利子	155, 000	174, 498	19, 498	112.6
-	1 預金利子 3 有価物売払収入	155, 000	174, 498	19, 498	112.6
_	1 有価物売払収入	313, 250, 000 313, 250, 000	361, 985, 943 361, 985, 943	48, 735, 943 48, 735, 943	115. 6 115. 6
-	4 雑入	10, 447, 254, 000	10, 935, 552, 736	488, 298, 736	104. 7
-	1 納付金	18, 291, 000	18, 454, 402	163, 402	104.7
	2 庁舎管理等収入	56, 464, 000	58, 450, 598	1, 986, 598	103. 5
	3 自動車損害賠償責任保険金収入	1,000	00, 400, 030	△ 1,000	0.0
	4 エネルギー売払収入	10, 315, 944, 000	10, 803, 986, 515	488, 042, 515	104. 7
	5 違約金及び延納利息	1,000	93, 700	92, 700	9, 370. 0
	6 雑入	56, 553, 000	54, 567, 521	\triangle 1, 985, 479	96. 5
;	5 受託事業収入	0	7, 492, 700	7, 492, 700	-
	1 受託事業収入	0	7, 492, 700	7, 492, 700	-
9 組	1合債	7, 401, 000, 000	7, 401, 000, 000	0	100.0
	1 組合債	7, 401, 000, 000	7, 401, 000, 000	0	100.0
	1 清掃債	7, 401, 000, 000	7, 401, 000, 000	0	100.0
<u> </u>	歳 入 合 計	85, 342, 000, 000	85, 568, 178, 783	226, 178, 783	100. 3
	~/* H HI	00, 012, 000, 000	00, 000, 110, 100	220, 110, 100	100.0

表 V - 4 令和元年度一般会計歳入歳出決算 (歳出)

(単位:円)

		科 目										執行率
款	項	目	予 算	現	額	支 出	済	額	翌年度繰越額	不 用	額	(%)
-	議会		10	161,	000	ş	3, 580	7/19	0	1, 580	258	
		議会費		161,			3, 580		0	1, 580		
	-	1 議会費		161,			3, 580		0	1, 580		·
2	総務		4, 443,			4, 176			0	267, 394		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4, 439,			4, 172			0	267, 123		
		1 一般管理費	4, 437,			4, 170			0	266, 911		
		2 会計管理費		479,			, 266		0	***************************************	, 508	
	2	監査委員費		627,			, 356		0		, 607	
		1 監査委員費		627,			, 356		0	***************************************	, 607	•
3	清掃		70, 757,						45, 192, 000			
	·····	清掃費	47, 684,			45, 102			45, 192, 000	2, 536, 099		•
		1 清掃総務費	7, 644,			7, 296	5, 022	, 699	0	348, 151	, 301	95. 4
		2 ごみ焼却費	31, 432,	940,	000	29, 428	3, 630	, 703	0	2, 004, 309	, 297	93. 6
		3 不燃・粗大ごみ処理費	5, 830,	885,	000	5, 665	5, 031	, 432	45, 192, 000	120, 661	, 568	97. 2
		4 し尿処理費	242,	612,	000	240	, 159	, 796	0	2, 452	, 204	99.0
		5 埋立処分費	2, 533,	539,	000	2, 473	3, 014	, 300	0	60, 524	, 700	97. 6
	2	施設整備費	23, 073,	110,	000	22, 671	, 487	, 551	0	401, 622	, 449	98. 3
		1 清掃工場整備費	22, 808,	722,	000	22, 407	', 101	, 679	0	401,620	, 321	98. 2
		2 不燃・粗大ごみ処理施設整備費	264,	388,	000	264	, 385	, 872	0	2	, 128	100.0
4	公債	責費	3, 830,	306,	000	3, 830	, 280	, 612	0	25	, 388	100.0
	1	公債費	3, 830,	306,	000	3, 830	, 280	, 612	0	25	, 388	100.0
		1 元金	3, 596,	425,	000	3, 596	, 424	, 220	0		780	100.0
		2 利子	233,	881,	000	233	8, 856	, 392	0	24	, 608	100.0
5	諸支	で出金	6, 000,	467,	000	6, 000	, 467	, 000	0		0	100.0
	1	財政調整基金積立金	6, 000,	467,	000	6, 000	, 467	, 000	0		0	100.0
		1 財政調整基金積立金	6, 000,	467,	000	6, 000	, 467	, 000	0		0	100.0
6	予備	青費	300,	000,	000			0	0	300, 000	, 000	0.0
	1	予備費	300,	000,	000			0	0	300, 000	, 000	0.0
		1 予備費	300,	000,	000			0	0	300, 000	, 000	0.0
	歳	出 合 計	85, 342,	000,	000	81, 790	, 086	, 543	45, 192, 000	3, 506, 721	, 457	95.8

第2章 廃棄物処理原価〈総務部企画室〉

1 廃棄物処理原価

廃棄物処理原価は、廃棄物処理に要する経費から単位当たりの処理経費(ごみ、し尿について1トン当たり)を算定するものである。

廃棄物処理に要する経費は、大きく「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに、 処理過程に応じて「収集運搬部門」と「処理処分部門」とに細分化している。

23区における清掃事業は、収集運搬を各区が、可燃ごみ、不燃ごみ等の中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都が設置・管理する最終処分場を使用して行われていることから、処理経費も各実施主体がそれぞれ算定している。

なお、この廃棄物処理原価は、ごみの処理手数料を決定する際の基礎資料としている。

2 対象となる経費(処理処分部門)

人件費	報酬・給料・職員手当(退職手当を除く)・共済費等職員の人件
物件費	ごみを中間処理及び最終処分するための需用費・役務費・委託 料・使用料・工事請負費(減価償却分除く)など。
減価償却費	耐用年数により平準化すべき建物や工作物等について、取得価格から減価償却費を計上したもの。 ※ 建替え等により既存施設を廃止した場合には、残存価値分を 一括償却する。
償還利子	施設整備に伴う発行債の利子分
歳入	上記4項目の合計から差し引くもの。売電や有価物売払収入、減価償却の対象に係るものではない国庫支出金など。

3 対象となる廃棄物量(処理処分部門)

原価計算上、対象となる廃棄物量は、清掃一組施設に当初搬入されたごみ量で、施設間での移動分(例:粗大ごみ破砕処理施設で破砕処理後、可燃分を清掃工場で焼却処理する場合等)は除く。

また、廃棄物量には、一般廃棄物のほか一部の産業廃棄物を含む。

4 原価計算表

表 V - 5 令和元年度 ごみ処理原価 (処理処分部門)

(単位:千円)

<u></u> 処理区分 原価費目	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ その他	計
人 件 費	9, 578, 183	136, 280	900, 190	10, 614, 653
物件費	40, 091, 017	3, 171, 043	6, 641, 000	49, 903, 060
減価償却費	13, 923, 741	892, 834	2, 103, 684	16, 920, 259
償 還 利 子	390, 888	10, 400	32, 584	433, 872
小 計 (A)	63, 983, 829	4, 210, 557	9, 677, 458	77, 871, 844
歳 入(B)	12, 223, 837	240, 339	1, 206, 692	13, 670, 868
	51, 759, 992	3, 970, 218	8, 470, 766	(D) 64, 200, 976
廃棄物量(トン)	2, 641, 007. 80	53, 353. 14	102, 638. 00	(E) 2,796,998.94
トン当たりごみ処理原価(円) (D) / (E)		22,	954	

^{※ 「}粗大ごみ・その他」には、粗大ごみの破砕処理及び破砕した粗大ごみの可燃物を焼却する破砕ごみ処理、道路・公園ごみ等の選別処理、埋立処分、令和元年 10 月の台風第 19 号による災害廃棄物に係る経費・処理量を含む。

表 V - 6 令和元年度 し尿処理原価 (中間処理部門)

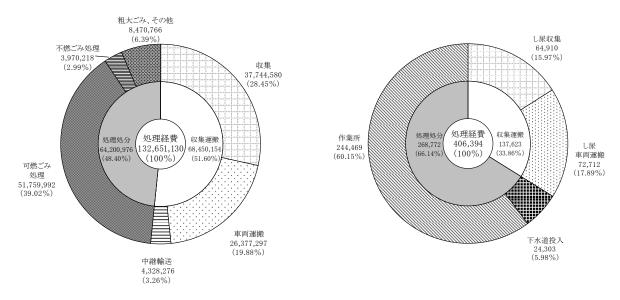
(単位:千円)

処理区分 原価費目	処理処分
人 件 費	11, 683
物件費	241, 168
減 価 償 却 費	16, 033
償 還 利 子	86
小 計 (A)	268, 970
歳 入(B)	198
	268, 772
処理量(トン)	(D) 14, 560. 25
トン当たりし尿処理原価(円) (C)/(D)	18, 459

[※] 端数処理のため、内訳と合計が合わない場合がある。

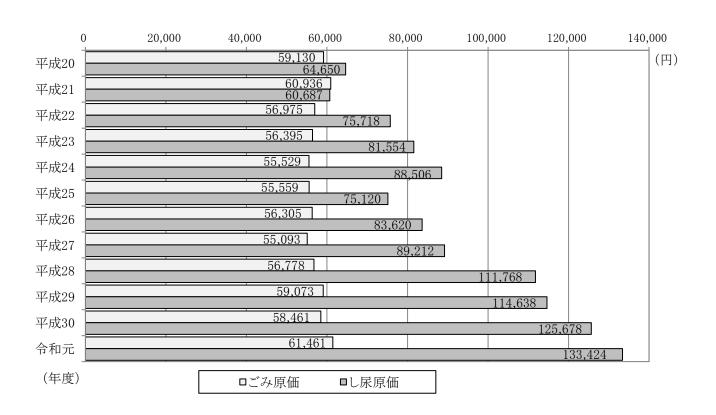
[※] 端数処理のため、内訳と合計が合わない場合がある。

ごみ処理し尿処理



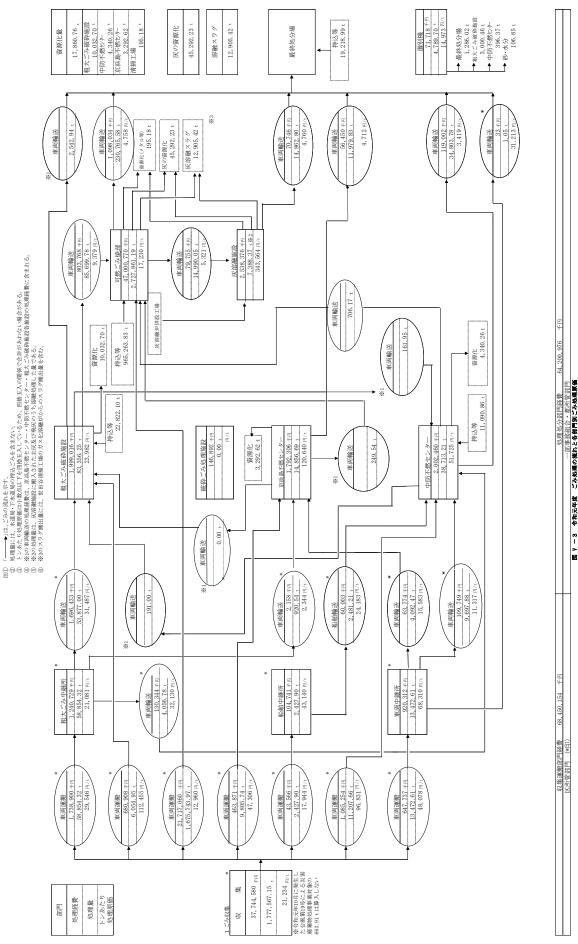
- ※ 単位は千円単位。端数処理のため内訳と合計が合わない場合がある。
- ※ 収集運搬部門の経費は、23区資料から作成している。

図 V - 1 令和元年度 廃棄物処理経費部門別分析図



※ ごみ、し尿原価は円/トン

図 V - 2 廃棄物処理原価の推移



資 料

23区の清掃事業の役割分担〈総務部企画室〉

	1	各 区	東京二十三区清掃協議会
ごみ処理の流れ	□●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	要物処理計画の策定 示の収集・運搬・中継 動利用、資源化の推進 農計画の策定 養廃棄物の分別収集の実施 排出事業者などに対する排出指導 を対して対する排出指導 を対しての指導 情掃業の指導 体の処理(飼い主などからの依頼分) など 東京二十三区清掃一部事務組合 といれがこの整備・管理・運営 が・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 が・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 が・地大ごみ処理施設の整備・管理・運営 を対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	●一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可●廃棄物収集及び運搬に係る請負契約の締結
	1	東京都	
	版 終 処 の 分 一般廃棄	型理計画の策定 分場の設置・管理・運営 対の廃棄物処理に関する財政的・技術的支援 そ物処理施設の設置の許可・届出受理・指導 を物に関する事務	など

循環型社会形成のための法体系〈総務部企画室〉

環 境 基 本 法

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

社会の物質循環の確保 天然資源の消費の抑制 環境負荷の低減

○基本原則 ○国・地方公共団体・事業者・国民の責務 ○国の施策

循環型社会形成推進基本計画

(国の他の計画の基本)

<廃棄物の適正処理>

<3Rの推進>

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定

資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材料等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

リデュース リサイクル → リユース リサイクル (1R) (3R)

個別物品の特性に応じた規制

容器包装 リサイクル法

容器包装に係る 分別収集及び再 商品化の促進等 に関する法律

家電 リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法

食品 リサイクル法

食品循環資源 の再生利用等 の促進に関す る法律

建設 リサイクル法

建設工事に係 る資材の再資 源化等に関す る法律

自動車 リサイクル法

使用済自動車 の再資源化等 に関する法律

小型家電 リサイクル法

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

- ▼容器包装の市町村 による分別収集
- ▼容器の製造・容器 包装の利用業者に よる再商品化
- ▼廃家電を小売店 等が消費者より 引取
- ▼製造業者による 再商品化
- ▼食品の製造・加 工・販売業者が 食品廃棄物等を 再生利用
- 工事の受注者が ▼建築物の分別解
- ▼建設廃材等の再 資源化

体

- コンクリート、 アスファルト、 木材
- ▼関係業者が使用 済み自動車の引 取、フロンの回 収、解体、破砕
- ▼製造業者等がエ アバッグ・シュ レッダーダスト の再資源化、フ ロンの破壊

自動車

▼使用済小型電子 機器等を認定事 業者等が再資源

携帯電話、ゲーム 機、デジタルカメ ラ等

びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

エアコン、テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥 食品残さ

グリーン購入法(国等が率先して再生品などの調達を推進)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

清掃事業の23区への移管と清掃一組〈総務部企画室〉

清掃事業の区移管に係る廃棄物処理法等の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」(平成 10 年 5 月 8 日公布)が平成 12 年 4 月 1 日に施行された。

平成11年度まで、23区の区域においては東京都がごみの収集・運搬・処理・処分を実施してきたが、この法改正により、23区は基礎的な地方公共団体に位置づけられ、他の市町村と同様に、住民に最も身近な行政サービスのひとつである清掃事業は、特別区が行うことになった。

1 地方自治法改正(平成10年5月)までの経緯

昭和39年(1964) 地方自治法改正

特別区の事務権能が拡充される。福祉事務所等列挙事務が 10 項目から 21 項目に拡充 (一部概括列挙) ごみの収集・運搬事務を特別区の事務に規定 (別に法律で定める日までは引き続き都が処理)

昭和49年(1974) 地方自治法改正

自治法施行令により、別に法律で定める日までの間は、特別区が行うのは公衆便所、公衆用ごみ容器の設置・維持 管理の事務のみ。

昭和61年(1986) 2月 都区協議会において「都区制度改革の基本的方向」を了承

『23区の内部団体的性格を改め、大都市区域における基礎的自治体として、普通地方公共団体に位置づける。一般廃棄物の収集・運搬に関する事務は、特別区に移管する。』

平成2年(1990) 9月 第22次地方制度調査会答申「都区制度の改革に関する答申」

『都区協議会の「都区制度改革の基本的方向」に掲げられている事項(一般廃棄物の収集・運搬に関する事務)については、概ねその方向で区に移譲すべきである。』

平成4年(1992) 10月 都区制度改革推進協議会「中間のまとめ」

『第 22 次地方制度調査会答申を踏まえ、検討経過を都区で発表、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「一般廃棄物の収集運搬に関する事務」の範囲を移管する。』

平成6年(1994) 9月 都区間で「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」を合意

移管の範囲を廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市町村(長)が行うこととされている事務の全て(収集・運搬・中間処理・最終処分の全て)とし、移管の時期を平成12年4月とした。

平成10年(1998)5月 地方自治法改正

「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布された。(平成12年4月1日施行) 関連法令として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の改正

2 清掃一組設立までの経緯

平成10年(1998) 10月 特別区長会において清掃事業移管にかかる「基本方針」を了承

<「基本方針」の主な内容>

- ・収集・運搬については、各特別区が直接実施する。
- ・可燃ごみの中間処理についても、協議案どおり実施することが原則であるが、ダイオキシン対策期間中(平成 17 年度まで)共同処理を行うこととし、その期間中に協議案どおり地域処理を行うための諸課題を解決することとする。
- ・最終処分場の確保については、各特別区が責任を有することとなる。将来の最終処分場の確保については、七都県市との 関係もあり、23区が協調して検討していく。

平成10年(1998) 12月 都からの「清掃事業の移管に関する提案」を区長会了承

「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取扱い」についての基本的な考え方について都区及び労使で合意した。

平成11年(1999) 3月 「清掃事業の移管について」を都区で合意

内容は、移管後の清掃事業の運営(「都と特別区の役割分担」を含む。)及び職員の身分取扱いについて。

平成11年(1999) 7月 清掃一組規約(原案)の決定、清掃一組設立にあたっての覚書を23区長が署名

清掃事業共同処理準備委員会(特別区長会)において、清掃一組規約(原案)を決定、「東京二十三区清掃一部事務組合の設立にあたっての覚書」を23区長が署名

東京二十三区清掃一部事務組合の設立にあたっての覚書

特別区長会は、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「組合」という。)の設立に際し、組合規約附則第2項に規定する共同 処理事務(規約第3条第1号に規定する事務)の廃止に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 規約第3条第1号に掲げた事務は、平成10年10月8日及び26日開催の特別区長会で了承された「基本方針」に則り、中間処理の安定的処理体制を確保するため、一定期間共同処理するものであること。
- 2 規約附則第2項の「安定的処理体制の確立」とは、以下の条件を満たした場合を意味すること。
 - (1) 可燃ごみの中間処理について、特別区総体で15パーセント以上の焼却余力が確保されていること。(必要な清掃工場及び灰溶融施設の整備が完了していること。)
 - (2) 地域処理のための各ブロックを構成する関係特別区相互間及び各ブロック相互間において、処理協定が成立していること。
- 3 前項の「安定的処理体制の確立」の確認及び廃止期日は、組合規約第2条に定める関係特別区の協議によること。
- 4 規約第3条第1号に規定する事務の共同処理の廃止に伴い生じる次の事項については、特別区長会で協議のうえ、支障がないよう事前に調整すること。
 - (1) 財産の取扱い
 - (2) 財政調整制度上の取扱い
 - (3) その他の廃止に伴い生じる事項
- 5 本覚書について疑義が生じた場合その他本覚書に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、東京二十三区清掃協議会で協議すること。
- 6 23区長が署名した本覚書の正本は、東京二十三区清掃協議会会長(協議会会長が選任されるまでの間は特別区長会会長) が保管し、23区長は本覚書の正本の写しをそれぞれ保管するものとする。

平成11年7月15日(以下署名)

平成11年(1999) 12月 「東京二十三区清掃一部事務組合の設立に関する協議書」を関係特別区において締結、 清掃一組設立の許可申請を都知事に提出

東京二十三区清掃一部事務組合の設立に関する協議書

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区は、1.可燃ごみの焼却施設(当該施設と一体の溶融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。)の整備及び管理運営、2.1.に掲げる施設以外のごみ処理施設の整備及び管理運営、3.し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営に関する事務を共同処理するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に基づき、別添のとおり規約を定め、一部事務組合を設立する。

平成 11 年 12 月 21 日

東京二十三区清掃一部事務組合の設立の許可申請書

地方自治法第284条第2項の規定により、下記のとおり一部事務組合の設立の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 一部事務組合を設立しようとする地方公共団体(特別区名については記載省略)
- 2 一部事務組合の設立にいたった理由

一部事務組合設立理由書

1 はじめに

各特別区は、「地方自治法等の一部を改正する法律(平成10年法律第54号)」の施行(平成12年4月1日)により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務の全てに責任を負うことになります。

2 共同処理方式を選択する理由

特別区が清掃事業を実施するにあたり、以下の理由により一般廃棄物の中間処理について共同処理する必要があります。

(1) 不燃ごみ、粗大ごみ及びし尿の処理について

現在、特別区の存する区域内から排出される「不燃ごみ」、「粗大ごみ」及び「し尿」については、その処理施設等が臨海部に偏在しているという状況にあります。このことから、平成12年4月以降、特別区はこれらの施設を使用し、「不燃・粗大ごみ」の中間処理及び「し尿」の下水道投入施設の運営を共同処理とすることといたしました。

(2) 可燃ごみの中間処理について

平成9年8月「大気汚染防止法」に基づく環境庁告示、同時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」により、ダイオキシン類の排出基準が新たに定められました。清掃事業の主体となる特別区は、ダイオキシン類の削減計画を緊急課題として、東京都の作成したスリムプラン21を継承し、最優先で取り組んでいく必要があります。しかし、この計画に沿って対策を行うことにより、一部の清掃工場は停止せざるを得ず、清掃工場全体の焼却能力が低下することになります。このためダイオキシン類対策期間中は、清掃工場の焼却余力が少なくなり、清掃工場間の頻繁な搬入調整が必要となるなどの問題が生じます。

このことから、特別区は、清掃工場の安定稼動の確保のために、ダイオキシン類対策期間中、可燃ごみの共同処理を行うことといたしました。

- 3 組合規約の写し
- 4 関係地方公共団体の議決書と会議録(規約に関する部分)

平成12年(2000) 2月 都知事、清掃一組の設立を許可

平成12年(2000) 3月 「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」を都区 で合意

<「都区制度改革実施大綱」の主な内容>

移管等事務事業の運営方法

- (1) 清掃事業の運営形態
 - ア収集・運搬については、各区が実施する。
 - イ 中間処理については、
 - (ア) 可燃ごみの中間処理は、一定期間、23区の共同処理とする。
 - (4) 不燃・粗大ごみ、し尿の中間処理は、23区の共同処理とする。
 - ウ 最終処分場については、都が設置・管理する新海面処分場を使用する。
 - エ 23区の共同処理の形態は、地方自治法第284条に定める一部事務組合及び同法第252条の2に定める協議会とする。
- (2) 「移管後の都及び区における清掃事業の実施方法」及び「23区内の清掃事業に関する各区、一部事務組合、協議会の 役割分担」についてまとめた。

移管等事務事業に係る人事制度

清掃事業の移管に伴う派遣職員の身分取扱いについてまとめた。

移管等事務事業に係る財産の取扱い

清掃事業の区移管に伴う財産の処理について、「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」(平成6年9月)等の内容を踏まえ、次のとおり実施する。

- (1) 特別区の清掃事業の用に供される財産は、原則として事業運営主体である特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合等に無償譲渡する。
- (2) これにより難い場合は、無償貸付等の方法による。

3 清掃一組の設立

平成12年(2000) 4月 東京二十三区清掃一部事務組合設置·一般廃棄物処理基本計画(平成12年度~23年度) 策定

都区制度改革の重要な柱である清掃事業の移管に際し、23区において一部事務組合を設立し、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入について共同で行うこととされた。

<東京二十三区清掃一部事務組合の事務>

- ① 可燃ごみの焼却施設(当該施設と一体の溶融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。)の整備及び管理運営
- ② 上記①以外のごみ処理施設の整備及び管理運営
- ③ し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

なお、①の「可燃ごみの焼却施設の整備及び管理運営」については、規約附則で「平成17年度末日を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。」とした。

4 清掃一組設立後の動き

平成13年(2001) 10月 清掃一組評議会において、中野区、新宿区等からの用地取得要請について審議 事務局に検討下命、検討結果を清掃一組評議会に諮ることとした。

平成14年(2002) 6月 清掃一組評議会において、事務局が「一般廃棄物処理基本計画見直し検討会報告」を説明

- *用地取得の要否については、特別区長会が検討し、評議会に諮るとして、最終結論は持ち越しとなる。
- ⇒用地取得の要否について、「地域処理」に関する検討とあわせて、23区が検討

平成15年(2003) 7月 特別区長会において「特別区における一般廃棄物の中間処理について」を確認

<特別区における一般廃棄物の中間処理について>

- ① 23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の 安定的な中間処理体制を確保することを確認する。
- ② その上で、ごみ量の減少、危機的な財政状況、中間処理をめぐる諸課題等の状況変化を踏まえるならば、今新たな清掃工場の必要性はない。そこで、清掃一部事務組合に対しては、この視点に立って施設整備計画の見直しに取り組むよう回答する。
- ③ 今後の特別区における中間処理のあり方については、平成6年の「協議案」にとらわれることなく、改めて区長会で協議 することとする。

平成15年(2003) 8月 清掃一組「一般廃棄物処理基本計画」変更

施設整備計画部分で、新宿・荒川・中野地区清掃工場の建設計画を削除

平成15年(2003)11月 特別区長会において「特別区における安定的な中間処理のあり方について」(当分の間、清掃一組による中間処理の継続)方針を確認

平成15年11月14日の「特別区長会自治研究会第2分科会報告」(今後の特別区における安定的な中間処理のあり方の研究)を区長会の方針とすることを確認する。

<報告の要旨>

- ① 特別区における中間処理は、平成18年4月1日以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理により行うのが望ましいと考える。その際、清掃一部事務組合の抜本的な改革を行い、効率的・効果的な運営を図るべきである。
- ② 23区間に中間処理に係る様々なアンバランスが存在しているため、清掃一部事務組合による共同処理を継続していくにあたっても、その是正のための検討を行っていく必要がある。
- ③ 清掃一部事務組合規約の附則と設立にあたっての覚書の取扱いについて、清掃協議会で整理する必要がある。

平成15年(2003)11月 特別区長会が清掃事業に関する24課題をとりまとめ、助役会等に検討を下命

平成16年(2004) 6月 助役会「清掃一組の抜本的な改革のあり方」について検討結果をとりまとめ報告

<「清掃一組の抜本的な改革のあり方」報告要旨>

抜本的改革のメニュー

- I 計画体系の整備
 - 1 責任ある経営主体としての諸計画の策定
 - 2 計画策定に伴う計画評価手法の確立
- Ⅱ 経営体制の整備
 - 1 評議会下部機関の設置
 - 2 各機関の連携体制の整備
 - 3 技術・事業開発の推進
- Ⅲ 抜本的な行政改革の推進
 - 1 行政改革プランの策定
 - 2 本庁・工場組織の再構築
 - 3 現行委託業務内容の精査
 - 4 委託業務の拡大
 - 5 新たな施設整備・運営手法の導入
- IV 情報の透明性の確保
 - 1 清掃一部事務組合情報の伝達ルートの確立
 - 2 情報の双方向化の確保
 - 3 積極的な情報公開

平成16年(2004) 9月 特別区長会「清掃一組の抜本的な改革のあり方」について一部了承

○経営体制の整備

「清掃一組の経営体制の整備のためには、管理者を中心とし、各区長が管理者をサポートする体制が必要である。そのため、まず、直ちに実施可能な方法として、定期的に区長会役員会が清掃一組常勤の副管理者から経営等に関する十分な説明をうけて実質的な議論を行い、その結果を評議会に報告して全体の議論を深める、という運営を行っていく。」

○計画体系の整備

「計画体系については、助役会報告のとおり整備を行うものとし、上記の運営体制のなかで方針等を議論する。」

平成16年(2004) 10月 一般廃棄物処理基本計画策定検討準備委員会及びワーキンググループの設置

平成17年(2005) 4月 清掃一組評議会及び全員協議会、一般廃棄物処理基本計画「施設整備計画」(素案) について了承

平成17年(2005)4月 特別区長会「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」了承

<「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」要旨抜粋>

清掃一組の職員について、現計画上の新規4施設の稼動に伴う定数増を行わないことを、平成17年1月14日区長会総会に おいて了承したところである。

その上で、平成18年度から平成20年度までの3年間を暫定的期間とし、下記の6項目の方針により取り扱うことを確認する。

今後直ちに、清掃一組の管理者・副管理者及び役員区長を構成員とする清掃一組経営委員会を設置し、清掃一組の経営のあり方やアウトソーシングの方向等とあわせて平成 21 年度以降の扱いの検討を行い、その検討結果に基づき改めて区長会総会で暫定的期間後の取扱いを確認することとする。

- 1 清掃一組の業務に従事している平成 18 年 4 月身分切替対象の都派遣職員は、職種を問わず、清掃一組に身分を帰属させる。
- 2 各区から清掃一組に派遣している技術系職員は、人事交流により清掃一組に身分を切り替えることができる。
- 3 各区から清掃一組に派遣している事務系職員は、引き続き地方自治法上の派遣を行う。
- 4 清掃一組の本庁及び工場等の職務に従事する管理職員は、各区からの派遣の場合を除き、清掃一組に身分を帰属させる。
- 5 清掃一組は、上記区長会了承事項を踏まえた採用計画に基づき、技術系職員の採用を行う。その際、採用計画、毎年度の 採用の具体的内容等に関して、清掃一組経営委員会において検討を行った後、区長会総会の了承を得るものとする。
- 6 清掃一組に派遣する職員については、各区がそれぞれの区から排出されるごみ量に応じて派遣数を分担する。また、清掃 一組の安定的かつ責任ある運営が可能となるよう派遣期間等の条件を見直す。

平成 17 年(2005) 5 月 清掃一組経営委員会発足

<経営委員会の設置について>

1 設置目的

「評議会事前打合せ会(平成16年9月16日区長会了承)の趣旨及び「清掃一組の人事上の取扱いについて」(平成17年4月15日区長会総会了承)を踏まえて、今後の清掃一組の事業運営をより効率的かつ適正なものにするため経営委員会を設置する。

2 所掌事項

(1) 組合の経営に係る特に重要な事項について審議する

[清掃一組の経営のあり方・アウトソーシングの方向(経営計画)、平成21年度以降の人事上の取扱い等]

- (2) 評議会から依頼された検討事項について審議する
- (3) 議会に関すること
- 3 構成メンバー

管理者、両副管理者、役員区長、大田区長(第2分科会座長)

- 4 運営方法
- (1) 経営委員会は評議会に先行して詳細で集中的な検討を行い途中経過及び検討結果を評議会へ報告する。
- (2) 経営委員会は評議会において検討を要するものとされた案件を審議し、その結果を評議会に報告する。
- 平成17年(2005)9月 清掃一組評議会、アウトソーシングの進め方及び「経営計画」等の取組内容について 了承
- 平成17年(2005) 10月 清掃一組評議会及び全員協議会、「経営計画(原案)」・「経営改革プラン(原案)」を 了承
- 平成17年(2005)11月 清掃一組評議会及び全員協議会、「一般廃棄物処理基本計画(原案)」を了承
- 平成18年(2006) 1月 「経営計画(平成18年度~32年度)」・「経営改革プラン(平成18年度~20年度)」・「一般廃棄物処理基本計画(平成18年度~32年度)」策定
- 平成18年(2006) 3月 「財政計画(平成18年度~32年度)」策定
- 平成18年(2006) 4月 アウトソーシングの取組として、練馬清掃工場、有明清掃工場の運転管理業務の一部 等を委託
- 平成18年(2006) 10月 アウトソーシング及び売電収入向上の取組として、清掃一組と東京ガス株式会社との 出資による合弁会社「東京エコサービス株式会社」を設立
- 平成19年(2007) 3月 「財政計画 改訂版2007(平成19年度~21年度)」策定
- 平成19年(2007) 4月 アウトソーシングの取組として、大田清掃工場、杉並清掃工場の運転管理業務の一部 等を委託
- 平成19年(2007) 9月 特別区長会「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」了承

<「東京二十三区清掃一部事務組合の人事上の取扱いについて」要旨抜粋>

清掃一組の職員について、21 年度以降の人事上の取扱いについて、安全で安定的な工場運営にとって不可欠な職員の能力を維持・継承していくため、下記のとおり確認された。

- 1 各区から清掃一組に派遣している事務職員のうち希望者は、人事交流により清掃一組に身分を切り替えることができるものとする。
- 2 清掃一組は、事務職員の採用を行うことができるものとする。その際、各年度の採用計画に関しては、清掃一組経営委員会において検討を行った後、清掃一組評議会の了承を得るものとする。
- 3 設備管理職員について、将来的に補充の必要性が生じた場合には、清掃一組経営委員会において検討を行い、清掃ー組評議会の了承を得たうえで採用できるものとする。
- 平成20年(2008) 3月 「財政計画 改訂版2008(平成20年度~22年度)」策定
- 平成20年(2008) 4月 アウトソーシングの取組として、北清掃工場、墨田清掃工場、江戸川清掃工場の運転 管理業務の一部等を委託。また、練馬清掃工場、有明清掃工場、大田清掃工場、杉並 清掃工場の運転管理業務の全部を委託
- 平成20年(2008) 4月 平成17年4月、平成19年9月に区長会総会において確認された「清掃一組の人事上の 取扱い」における人事交流については、平成21年度から特別区相互間が実施している ことと同様に行う。
- 平成20年(2008) 10月 人材育成の取組として、清掃技術訓練センターを新江東清掃工場内に開設

- 平成21年(2009) 3月 「経営改革プラン2009(平成21年度~)」及び「財政計画 改訂版2009(平成21年度~23年度)」策定
- 平成21年(2009) 3月 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の設置
- 平成21年(2009) 4月 アウトソーシングの取組として、北清掃工場、墨田清掃工場、江戸川清掃工場の運転 管理業務の全部を委託
- 平成22年(2010) 2月 「一般廃棄物処理基本計画(平成22年度~32年度)」改定
- 平成22年(2010) 3月 建替えにより、練馬清掃工場の運転管理等業務委託を中止
- 平成22年(2010) 3月 「財政計画 改訂版2010(平成22年度~24年度)」策定
- 平成22年(2010) 4月 アウトソーシングの取組として、港清掃工場、千歳清掃工場の運転管理業務等を委託
- 平成23年(2011) 3月 「財政計画 改訂版2011(平成23年度~25年度)」策定
- 平成23年(2011) 4月 アウトソーシングの取組として、豊島清掃工場の運転管理業務等を委託
- 平成24年(2012) 3月 建替えにより、杉並清掃工場の運転管理等業務委託を中止
- 平成24年(2012) 3月 「財政計画 2012(平成24年度~26年度)」策定
- 平成25年(2013) 3月 「財政計画 2013(平成25年度~27年度)」策定
- 平成25年(2013) 4月 アウトソーシングの取組として、品川清掃工場、多摩川清掃工場、世田谷清掃工場、 板橋清掃工場、足立清掃工場、葛飾清掃工場の受付搬入等業務を委託
- 平成25年(2013) 11月 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の設置
- 平成26年(2014) 3月 「財政計画 2014(平成26年度~28年度)」策定
- 平成26年(2014) 4月 大田清掃工場の運転管理等業務は、第一工場については休止。10月稼働の新工場においては、アウトソーシングの取組として、これまでの運転管理等業務の範囲に加え、施設・設備管理や保全業務等の部門も新たに含めた形で委託
- 平成27年(2015) 2月 「経営計画(平成18年度~32年度)」改訂
- 平成27年(2015) 2月 「経営改革プラン 2015(平成27年度~32年度)」策定
- 平成27年(2015) 2月 「一般廃棄物処理基本計画(平成27年度~41年度)」改定
- 平成27年(2015) 3月 「財政計画 2015(平成27年度~29年度)」策定
- 平成27年(2015) 4月 アウトソーシングの取組として、中央清掃工場、渋谷清掃工場の受付搬入等業務を委託
- 平成27年(2015) 11月 千歳清掃工場の運転管理等業務委託を受付搬入等業務委託に変更。また、世田谷清掃 工場の受付搬入等業務委託を運転管理等業務委託に変更
- 平成28年(2016) 4月 「財政計画 2016(平成28年度~30年度)」策定
- 平成28年(2016) 4月 「東京二十三区清掃一部事務組合 15年間の財政状況(平成12年度~26年度)」作成
- 平成29年(2017) 3月 「財政計画 2017(平成29年度~31年度)」策定
- 平成30年(2018) 3月 「財政計画 2018(平成30年度~32年度)」策定

- 平成30年(2018) 5月 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会の設置
- 平成31年(2019) 4月 大田清掃工場の業務委託に定期補修工事等も新たに含めた包括的な委託内容に変更
- 令和2年(2020)3月「財政計画2020(令和2年度~4年度)」策定
- 令和2年(2020) 4月 アウトソーシングの取組として、練馬清掃工場の運転管理等業務と受付搬入等業務の 一部を委託
- 令和2年(2020) 9月 建替えにより、江戸川清掃工場の運転管理等業務委託を中止
- 令和3年(2021) 2月 「基本計画(令和3年度~17年度)・実施計画(令和3年度~7年度)」策定 「一般廃棄物処理基本計画(令和3年度~16年度)」改定
- 令和3年(2021)3月「財政計画2021(令和3年度~5年度)」策定

東京二十三区清掃一部事務組合規約〈総務部総務課〉

平成十二年二月二十一日 東京都知事許可 改正 平成十七年四月二十八日 平成十九年三月二十七日

第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、左の特別区(以下「関係特別区」という。)をもって組織する。

一特別区名については記載省略 —

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- 一 可燃ごみの焼却施設(当該施設と一体の溶融固化施設及びごみ運搬用パイプライン施設を含む。)の整備及び 管理運営
- 二 前号に掲げる施設以外のごみ処理施設の整備及び管理運営
- 三 し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

(組合の事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号に置く。

第二章 組合の議会

(組合議会の設置)

第五条 組合に組合議会を置く。

(議員の定数)

第六条 組合議会の議員の定数は二十三人とし、関係特別区の定数は各一人とする。

(組合議会の議員)

第七条 組合議会の議員は、関係特別区の議会の議長の職にある者をもって充てる。

2 議長の職にある者が欠けたときは、副議長の職にある者をもって充てる。

(議員の任期)

- 第八条 組合議会の議員の任期は、関係特別区の議会の議長の任期による。
- 2 前条第二項の規定により副議長の職にある者が組合議会の議員となる場合の任期は、関係特別区の議会の副議 長の任期による。

第三章 組合の執行機関

(管理者等の設置等)

第九条 組合に管理者一人及び副管理者二人を置く。

- 2 管理者は、関係特別区の区長のうちから互選する。
- 3 副管理者は、関係特別区の区長及び知識経験を有する者のうちから各一人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。

(管理者等の任期等)

- 第十条 管理者及び副管理者の任期は、二年とする。
- 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 前条第一項に定めるもののほか、会計管理者一人を置く。
- 4 前条第一項及び前項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。
- 5 前項の職員は、管理者が任免する。

(常勤の特別職)

第十一条 知識経験を有する者のうちから選任される副管理者は、これを常勤とする。

(評議会)

- 第十二条 組合に評議会を置く。
- 2 評議会は、管理者及び副管理者である関係特別区の区長を除いた関係特別区の区長をもって構成する。
- 3 評議会は、組合議会に提案すべき議案その他組合の運営に係る重要事項について審議する。

(監査委員の設置等)

- 第十三条組合に監査委員三人を置く。
- 2 監査委員は、組合議会の議員のうちから一人、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから二人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、二年とする。ただし、組合議会の議員のうちから選任される者にあっては組合議会の議員の任期とする。

(監査委員の事務局の設置等)

- 第十四条 監査委員に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、書記その他の職員を置き、その定数は条例で定める。
- 3 前項に定める事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員が任免する。 第四章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第十五条 組合に必要な経費は、関係特別区の分担金、手数料その他の組合の収入をもって充てる。

(分担金の決定)

第十六条 前条に規定する分担金の額は、組合議会の議決を経て管理者が定める。

附則

- 1 この規約は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 第三条第一号の事務については、平成十七年度末日を目途に関係特別区が協議し、関係特別区による当該事務の 安定的処理体制の確立をもって、共同処理を廃止するものとする。

附 則(平成十七年四月二十八日)

この規約は、平成十七年六月二十七日から施行する。

附 則(平成十九年三月二十七日)

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

清掃一組分掌事務(組織規則等)〈総務部総務課〉

【議決機関】

〔議会事務局〕

- ・本会議に関すること。
- 委員会に関すること。
- ・議決事件の処理及び報告に関すること。
- 会議録に関すること。
- ・議案の調査及び立案に関すること。
- ・陳情、請願等の受理及び処理に関すること。

【執行機関】

〔総務部〕

<総 務 課>

- 議会に関すること。
- ・評議会及び経営委員会に関すること。
- ・清掃協議会及び各区との連絡調整に関すること。
- ・庁内管理に関すること。
- ・災害対策に関すること。
- ・秘書事務に関すること。
- 組合の組織に関すること。
- ・出資団体に関すること。
- ・公益通報者保護に関すること。
- ・中間処理施設等の電気保安その他電気事業法に関すること。
- ・広報及び広聴に関すること。
- ・施設見学等の連絡調整に関すること。
- ・報道機関等との連絡調整に関すること。
- ・基本的人権の擁護の推進及び啓発に関すること。
- ・条例、規則及び訓令並びに特命による文書の立案に関すること。
- ・事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- ・ 文書の審査及び公印の管守に関すること。
- ・訴訟、和解及び行政不服申立てに関すること。
- ・行政不服審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

<企 画 室>

- ・組合の事業の総合的な企画及び実施に係る調整に関すること。
- ・安定的な廃棄物処理に係る運営体制の構築に関すること。
- ・組合の経営改革施策の実施及び経営評価手法に関すること。
- ・調査及び統計に関すること。
- ・一般廃棄物処理計画及び循環型社会形成推進地域計画に関するこ・清掃技術の研究に関すること。
- ・職員の定数管理に関すること。
- ・情報システムに係る整備計画、運用及び指導に関すること。
- ・東京23区廃棄物情報管理システムに係る企画、立案及び指導に <清掃事業国際協力課> 関すること。
- ・ネットワークの運用及び管理に関すること。
- 情報セキュリティ対策に関すること。

<職 員 課>

- ・職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他人事に関すること。
- ・派遣元等との連絡調整に関すること。
- ・職員の福利厚生に関すること。
- ・職員の給与、諸手当及び旅費に関すること。
- ・職員団体(労働組合)に関すること。
- ・職員の勤務時間等勤務条件に関すること。
- ・職員の安全管理、健康管理及び衛生管理に関すること。
- ・組合安全衛生委員会及び本庁衛生委員会に関すること。
- ・研修計画の策定及び実施に関すること。
- ・人材育成計画に関すること。

<財 政 課>

- ・財政の計画及び調査に関すること。
- ・予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- ・組合債及び一時借入金に関すること。
- ・事業に係る原価計算に関すること。
- ・予算の管理及び財政運営に関すること。

<契約管財課>

- ・物品の購買、工事、修繕その他請負契約に関すること。
- ・財産管理の総合調整に関すること。
- ・財産価格審議会の運営に関すること。
- ・物品の購買、工事、修繕及びその他請負契約に係る検査に関する こと。
- ・庁用自動車の管理及び配車に関すること。
- 事業用地等の取得に関すること。
- ・事業用地等の取得に係る物件等の移転及び損失補償に関すること。

<事業調整課>

- ・清掃協議会(清掃協議会兼務)に係る事務に関すること。
- ・清掃事業月報、年報等に関すること。
- 各種会議体(部課長会等)の運営に関すること。
- ・ごみ・し尿収集作業計画に関すること。
- ・適正処理困難物等の対策に関すること。

〔清掃技術訓練センター〕

- ・センターの管理及び運営に関すること。
- ・職員研修における清掃技術訓練の実施に関すること。
- ・技術委員会に関すること。
- ・清掃技術資料の収集に関すること。

〔清掃事業国際協力室〕

- ・清掃事業国際協力に係る事業の企画、調整及び実施に関すること。
- ・清掃事業国際協力に係る広報及び広聴に関すること。
- ・清掃事業国際協力に係る清掃技術の情報の発信及び収集に関す ること。

[施設管理部]

<管 理 課>

- ・中間処理施設等の管理運営及び連絡調整に関すること。
- 運営協議会等に関すること。
- ・23区連携事業に関すること。
- ・廃棄物の搬入計画及び焼却計画の策定に関すること。
- ・廃棄物の搬入調整に関すること。
- ・焼却残灰等の搬出計画に関すること。
- ・廃棄物の受入れに係る調査及び指導に関すること。
- ・持込承認に関すること。
- ・産業廃棄物の搬入承認に関すること。
- 持込みごみ等の処理手数料に関すること。
- ・ 持込みごみ等の処理手数料の債権管理、収納促進及び滞納整理に 関すること。
- ・焼却灰等の資源化事業に関すること。

<技 術 課>

- 中間処理施設等の技術的標準化及び指導に関すること。
- ・中間処理施設等の技術的資料の収集及び分析に関すること。
- ・中間処理施設等の保安対策に関すること。
- ・ I SO14001の認証取得及び維持更新に関すること。
- ・ 工事等の設計及び監督に必要な基準の整備及び技術調査に関すること。
- ・工事等の計画調整及び促進に関すること。
- ・工事等の起工及びしゅん工に関すること。
- ・工事台帳に関すること。
- ・工事等に係る施設引継ぎに関すること。
- ・発電施設及び電気施設の管理運営及び連絡調整に関すること。
- ・エネルギー売払いの計画及び実施に関すること。
- ・電気保安に係る連絡調整に関すること。
- エネルギーの有効利用に関すること。
- ・中間処理施設等の公害防止に係る資料の収集、分析及び統計調査 に関すること。
- ・中間処理施設等の公害防止に係る技術改善、技術開発及び技術的 指導に関すること。
- ・中間処理施設等の薬剤購入等に関すること。
- ・中間処理施設に搬入される廃棄物の性状調査に関すること。

<施 設 課>

- ・中間処理施設等の業務委託の管理に関すること。
- ・中間処理施設等の業務委託の実施に係る連絡調整、情報収集に関すること。
- ・工事等の計画調整及び促進に関すること。
- ・工事等の起工及びしゅん工に関すること。
- ・工事台帳に関すること。
- ・中間処理施設等の補修に係る計画及び実施に関すること。
- ・中間処理施設等の施設整備に係る計画及び実施に関すること。
- ・中間処理施設等の維持管理及び技術改善に関すること。

- ・中間処理施設等の工事の検査及び監督に係る連絡調整に関すること。
- ・中間処理施設等の建築工事(維持管理に関することに限る。)に係る設計支援並びに施工及び監督に係る連絡調整に関すること。
- ・中間処理施設等の建築工事(維持管理に関することに限る。)に係る官公庁及び関係機関に対する連絡調整に関すること。
- ・清掃工場の施設改善技術に関すること。
- ・清掃工場の適正な施設管理、設計、積算、工事監督及び整備に係る 技術管理指導等に関すること。
- ・清掃工場の延命化に係る計画及び実施に関すること。
- ・清掃工場の延命化に係る環境影響評価及び周辺地域の生活環境に 及ぼす影響についての調査に関すること。
- ・清掃工場の延命化に係る事業実施後の環境影響評価に関すること。
- ・ 清掃工場の延命化に係る官公庁及び関係機関に対する連絡調整に 関すること。
- ・ 清掃工場の延命化に伴う工事の検査及び監督に係る連絡調整に関すること。

[清掃工場等]

19清掃工場、中防処理施設管理事務所が本庁行政機関として設置されている。各出先機関の主な所掌事務は次のとおりである。

<清掃工場>

- ・清掃工場の管理及び運営に関すること。
- ・廃棄物の焼却に関すること。
- ・残灰等の処分に関すること。
- ・公害防止の総括及び施設見学等に関すること。
- ・廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- ・発電、エネルギー管理及び地球温暖化対策に関すること。
- ・施設及び設備機器の維持管理及び補修工作に関すること。

<中防処理施設管理事務所>

- ・中防不燃ごみ処理センターの管理及び運営に関すること。
- ・京浜島不燃ごみ処理センター等の管理及び運営に関すること。
- ・粗大ごみ破砕処理施設等の管理及び運営に関すること。
- ・中防灰溶融施設の管理及び運営に関すること。
- ・揚陸施設の管理及び運営に関すること。
- ・中間処理残さの輸送に関すること。
- ・公害防止の総括及び施設見学に関すること。
- ・廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- ・発電、エネルギー管理及び地球温暖化対策に関すること。
- ・施設及び設備機器の補修整備及び保守委託に関すること。

(建設部)

<計画推進課>

- 中間処理施設等の建設及び整備に係る交付金等の申請及び精算に 関すること。
- ・工事計画の調整及び促進に関すること。
- ・工事の起工及び工事台帳の管理並びにしゅん工後の施設引継ぎに
- ・工事の設計照査並びに工事監督及び検査に係る連絡調整に関する こと。
- ・中間処理施設等の整備計画の策定及び推進に関すること。
- ・中間処理施設等の整備に係る環境影響評価及び周辺地域の生活環・定期監査の実施に関すること。 境に及ぼす影響についての調査に関すること(他の部に属するも のを除く。)。
- ・中間処理施設等の整備に係る事業実施後の環境影響評価に関する こと(他の部に属するものを除く。)。
- ・中間処理施設等の整備に係る都市計画法等の定める手続に関する
- ・中間処理施設等の環境保全に係る技術情報の収集及び分析に関す ること。

<建 設 課>

- 中間処理施設等の建設及び整備に係る実施計画、工事監理、試運 転及び工事完了後における機械及び電気設備の調整に関すること。
- ・機種選定委員会等に関すること。
- ・中間処理施設等の建設及び整備に係る機械及び電気設備工事にお ける設計、施工及び監督に関すること。
- ・中間処理施設等の建設及び整備に係る機械及び電気設備工事にお ける設計基準書及び発注仕様書の作成、機種選定事務等に関する こと。
- ・中間処理施設等の建設に係る実施設計、工事の施工及び監督並び に試運転に関すること。
- ・中間処理施設等の建設工事の積算に関すること。
- ・中間処理施設等の建設工事に伴う官公庁及び関係機関に対する諸 出願及び連絡調整に関すること。
- 中間処理施設等の建設に係る引継調整及び瑕疵判定基準の調整に 関すること。
- ・中間処理施設等の建設及び整備に係る実施計画、工事監理及び工 事完了後における建築の調整に関すること。
- ・中間処理施設等の建設に係る建築工事における設計基準書及び発 注仕様書の作成に関すること。
- ・中間処理施設等の建設及び整備に係る実施計画、工事監理及び工 事完了後における土木の調整に関すること。
- ・中間処理施設等の建設に係る土木工事における設計基準書及び発 注仕様書の作成に関すること。

〔会計室〕

- ・現金(基金に属する現金を含む。)の出納保管に関すること。
- ・中間処理施設等の建設計画及び整備計画の進行管理に関すること。 ・有価証券(公有財産又は基金に属するもの若しくは担保物を含む。) の出納保管に関すること。
 - ・物品の出納保管に関すること。
 - ・ 決算の調製に関すること。
 - ・指定金融機関に関すること。
 - ・収入通知及び支出命令の審査に関すること。
 - ・支出負担行為の確認に関すること。

[監査事務局]

- ・工事監査の実施に関すること。
- 決算の審査に関すること。
- ・例月出納検査の実施に関すること。
- ・住民監査請求に基づく監査の実施に関すること。

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例〈施設管理部管理課〉

平成十二年四月一日条例第四十三号 平成十二年九月二十六日条例第四十五号 平成十三年二月二十三日条例第八号 平成十五年十二月二十五日条例第四号 平成十九年九月二十六日条例第十一号 平成十九年十二月十九日条例第十一号 平成二十三年二月二十二日条例第一号 平成二十四年四月一日条例第一号 平成二十四年十二月二十七日条例第二号 平成二十四年十二月二十一日条例第二号 平成二十五年十二月二十四日条例第二号 平成二十五年十二月二十四日条例第二号 平成二十五年十二月二十四日条例第二号

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 廃棄物の適正処理(第四条-第八条)

第三章 廃棄物処理手数料(第九条—第十三条)

第四章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第十四条-第十七条)

第五章 雑則 (第十八条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「組合」という。)が管理運営する処理施設等で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の例による。
- 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 家庭廃棄物 一般の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - 二 転居廃棄物 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出されたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越 荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせずに所定の場所まで運搬し、特別区の区長又は 一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。
 - 三 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - 四 処理施設 組合が管理運営するごみ処理施設(第六号に規定する運搬施設を除く。)をいう。
 - 五 投入施設 組合が管理運営するし尿を公共下水道に投入するための施設をいう。
 - 六 運搬施設 組合が管理運営するごみ運搬用パイプライン施設をいう。

(処理対象廃棄物)

- 第三条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。
 - 一 次条第一項に規定する一般廃棄物処理計画に適合する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物
 - 二 その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物 第二章 廃棄物の適正処理
- (一般廃棄物処理計画)
- 第四条 管理者は、法第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)

を定め、これを告示するものとする。

- 2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。
- 3 管理者は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理)

- 第五条 管理者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理しなければならない。
- 2 前項に規定する一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理の基準は、東京二十三区清掃 一部事務組合規則(以下「組合規則」という。)で定める。

(中小企業者等の産業廃棄物)

- 第六条 管理者は、組合規則で定める中小企業者から排出される産業廃棄物その他処理施設で処理することが必要であると認める産業廃棄物(以下「中小企業者等の産業廃棄物」という。)を処理することができる。
- 2 管理者は、中小企業者等の産業廃棄物を処理する場合には、その受入れに関し必要な事項を定め、これを告示するものとする。

(受入基準)

第七条 廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に 従わなければならない。

(受入拒否)

- 第八条 管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者に対し、次の各号のいず れかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。
 - 一 前条の受入基準に従わないとき。
 - 二 その他管理者が受け入れることが適当でないと認めるとき。

第三章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

- 第九条 管理者は、廃棄物(特別区の区長が、自ら排出するものを含み、特別区の区域内において収集するものを除く。)の処理について、別表の上欄に掲げる者から同表下欄に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
- 2 管理者は、別表に掲げる廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと 認めるときは、組合規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

(手数料の減免)

第十条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の廃棄物処理手数料を減額し、又は免除する ことができる。

(督促)

- 第十一条 第九条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以 内に組合規則で定める督促状を発行して督促する。
- 2 前項の督促状には、その発行の日から十五日以内において納付すべき期限を指定する。

(滞納者に対する措置)

第十一条の二 管理者は、第九条に規定する廃棄物処理手数料を納期限までに納付しない者に対し、期間を定めて処理施設への廃棄物の搬入及び運搬施設の利用を停止させることができる。

(延滞金の額及び徴収方法)

- 第十二条 第十一条の規定による督促をした場合においては、当該廃棄物処理手数料の金額に、第十一条第一項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(千円未満の端数があるとき、又は二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年十四・六パーセント(督促状に指定する期限までの期間については年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 2 延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第一項に規定する年当たりの割合は、選年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。 (延滞金額の減免)

- 第十三条 第九条に規定する廃棄物処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。
- 第四章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第十四条 法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条第一項に規定するごみ処理施設とする。

(縦覧の期間及び場所)

第十五条 管理者は、対象施設に係る生活環境影響調査をしたときは、組合規則に定めるところにより、調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日の翌日から起算して三十日間、組合の事務所その他対象施設が所在し、又は所在することとなる特別区の事務所等管理者が必要と認める場所において当該調査書を縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第十六条 前条の規定により管理者が調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係 を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示の日の翌日から起算して四十五日以内に、生活環境の保全上の見地からの意見書を管理者に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第十六条の二 対象施設の設置又は変更が東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第二条第 五号の対象事業に当たる場合であって、同条例第五十八条に規定する環境影響評価書(生活環境影響調査に相当す る内容を有するものに限る。)を知事に提出したときは、前二条に定める手続を経たものとみなす。

(関係する市町村の長との協議)

第十七条 管理者は、生活環境影響調査を実施した地域に特別区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第十八条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を処理施設若しくは投入施設に運搬する者又は 運搬施設を利用する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第十九条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の 処理に関し、必要な書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

- 第二十条 法第二十一条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。
- 1 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- 2 技術士法第二条第一項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年省令第三十五号)第八条の十七第二号イからチまで に掲げる者
- 4 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第二十一条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成四年東京都条例第百四十号。以下「都条例」という。)の規定により東京都知事がした処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。) 又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、管理者のした処分等の行為又は管理者に対して行った申請等の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、 施行日前にその手続がされていないものについて、施行日以後において管理者が管理し、及び執行することとなる 事務に係るものについては、管理者に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規 定を適用する。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第十二条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則(平成十二年九月二十六日条例第四十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十三年二月二十三日条例第八号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年十二月二十五日条例第四号)

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則(平成十九年九月二十六日条例第十号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年十二月十九日条例第十一号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年二月二十二日条例第十号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年二月二十一日条例第一号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年六月二十七日条例第二号)

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十五年一月一日から施行する。

附 則(平成二十四年十二月二十一日条例第六号)

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則(平成二十五年二月二十六日条例第二号)

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十二月二十四日条例第五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例附則第二項及び第二条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例附則第四項の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成二十九年二月二十七日条例第六号)

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則(令和二年十二月二十四日条例第四号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例附則第二項及び第二条の 規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例附則第四項の規定は、延滞金のうち令和 三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従 前の例による。

別表 (第九条関係)

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一 事業系一般廃棄物 (し尿を除く。) 又は一般廃棄物 とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入 した者	ーキログラムにつき 十五円五十銭
二 中小企業者等の産業廃棄物を処理施設に搬入し た者	ーキログラムにつき 十五円五十銭
三 運搬施設を利用して一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物又は臨時に家庭廃棄物を排出した者	ーキログラムにつき 四十円 ただし、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を 排出した者は、一日平均十キログラムを超える量ーキログ ラムにつき 四十円
四 運搬施設を利用して、事業系一般廃棄物又は一般 廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出した 者	ーキログラムにつき 四十円
五 転居廃棄物(粗大ごみの形状のものに限る。)を処 理施設に搬入した者	ーキログラムにつき 十五円五十銭

備考 一の項、二の項及び五の項の廃棄物処理手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物の量が十キログラム未満であるときは、十キログラムとする。

※ 手数料の減免体系

減 免 対 象	減 免 根 拠	減 割 合
天災を受けた者	条例第 10 条・規則第 14 条 第 1 号	免除
生活保護法第11条に掲げる保護を受けている者	条例第 10 条・規則第 14 条 第 2 号	免除
児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の 支給を受けている者	条例第 10 条・規則第 14 条 第 3 号	免除
国民年金法等の一部を改正する法律附則第 28 条第1項の規定に基づく遺族基礎年金の支給を受けている者及び同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	条例第 10 条・規則第 14 条 第 4 号	免除
火災等の災害を受けた者	条例第 10 条・規則第 14 条 第 5 号	減 額 (9割以内)
その他管理者が特別の理由があると認める者	条例第 10 条・規則第 14 条 第 6 号	減額 (5割以内) 又は 免除

[※] 条例は「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例」、規則は「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理 条例施行規則」である。

廃棄物処理手数料の変遷〈施設管理部管理課〉

				=	手数料単価	i	徴収	基準	
施行年月日		分類	区分	収 集	持中間処理	込 最 終	継続	臨時	動物の死体 (1頭につき)
		一廃	家庭廃棄物	円/kg	施 設 円/kg	処分場 円/kg	家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量	1 kgから徴収	
		産廃	事業系あわせ産廃汚泥等	28. 5	12. 5 — —	9.5 — 10	について徴収	粗大ごみは品目別に徴収 (平成10年10月1日からは	
12. 4. 1	廃棄物	/±.//E	その他	— 円/L	12.5	9. 5	事業系については1kg から有料ごみ処理券によ り徴収	有料粗大ごみ処理券によ り徴収)	2,600
		一廃 (し尿)	事業系一般 廃棄物(浄 化槽汚泥を 除くし尿)	44.5	8.	5	10 L (54円券) 20 L (108円券) 45 L (243円券) 70 L (378円券)	A券 200円 B券 300円	
	廃	一廃	家庭廃棄物	円/kg	円/kg —	円/kg —		同 上	
13. 4. 1	棄物	産廃	事業系 あわせ産廃 汚泥等	28. 5 —	12. 5 — —	9. 5 — 10	同 上	有料粗大ごみ処理券により徴収 A券 200円	2,600
			そ の 他 家庭廃棄物	— 円/kg 28.5	12.5 円/kg —	9.5 円/kg 一		B 券 300円 同 上	
16. 3. 1	廃棄物	一廃	転居廃棄物 事 業 系 あわせ産廃		12.5	9. 5 —	同上	有料粗大ごみ処理券によ り徴収	2,600
		産廃	汚泥等	_ _	12.5	10 9. 5		A券 200円 B券 300円	
		一廃	家庭廃棄物	円/kg 32.5 (品川区内 は28.5)	円/kg —	円/kg —	家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収。		
20. 4. 1	廃棄物		転居廃棄物 事 業 系 あわせ産廃	— 32. 5	14. 5	9.5 —	事業系については 1 kg から有料ごみ処理券によ り徴収	有料粗大ごみ処理券によ り徴収	2,600
		産廃	汚泥等		14. 5	10	10 L (61円券) 20 L (122円券) 45 L (274円券) 70 L (427円券)	A券 200円 B券 300円	
		一廃	家庭廃棄物	円/kg 36.5 (品川区内 は34.5)	円/kg	円/kg —	家庭廃棄物については 1日平均10kgを超える量 について徴収。		
25. 10. 1	廃棄物		転居廃棄物 事 業 系 あわせ産廃	36. 5	15. 5	9. 5 —	事業系については 1 kg から有料ごみ処理券によ り徴収	有料粗大ごみ処理券によ り徴収	2,600
		産廃	汚泥等		15. 5	9. 5	10 L (69円券) 20 L (138円券) 45 L (310円券)	A券 200円 B券 300円	
		一廃	家庭廃棄物	円/kg 40.0	円/kg	円/kg —	70 L (483円券) 家庭廃棄物については 1 日平均10kgを超える量 について徴収。		
29.10. 1	廃棄		転居廃棄物 事業系	40.0	15. 5	9.5	事業系については 1 kg から有料ごみ処理券によ り徴収	有料粗大ごみ処理券によ り徴収	各区の条例に より定める金
	物	産廃	あわせ産廃汚泥等		— —	10	10 L (76円券) 20 L (152円券)	A券 200円 B券 300円	額
			その他		15. 5	9.5	45 L (342円券) 70 L (532円券)		

- 注1 し尿手数料は昭和44年4月から平成10年6月まで無料、平成10年7月より浄化槽汚泥を除くし尿が有料化された。その後、民間し尿処理施設での全量受け入れ体制が整備されたことに伴い、平成13年4月から受け入れを行っていない。
- 注2 平成8年12月から、事業系一般廃棄物が全面有料化された。
- 注3 汚泥等とは、汚泥・燃え殻・ばいじん・鉱さいである。
- 注4 平成16年3月から、23区では一般廃棄物処理業者が家庭ごみである転居廃棄物(粗大ごみの形状のものに限る)を収集運搬できるようになったため、転居廃棄物の処理手数料を新たに設けた。

東京二十三区清掃一部事務組合告示第7号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第6条第1項及び東京二十三 区清掃一部事務組合廃棄物処理条例(平成 12 年条例第 43 号)第4条第1項の規定に基づき、令 和3年度の一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山 﨑 孝 明

令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理計画

- 1 施行区域 特別区全域
- 2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

(1) ごみ

2,783,774 トン

(日量 8,922 トン)

(2) し尿、浄化槽汚泥等

11,780 トン (日量 38 トン)

3 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に 関する基本的事項等

別表のとおり

4 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設名	しゅん工予定
目黒清掃工場	令和4年度
江戸川清掃工場	令和9年度

(令和3年4月1日現在建替え中)

(別表) 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

(1 区 分)ごみ 種別	処理量	収集 区域	収集方法	運搬方法	処分方法
	可燃ごみ(管路ごみを除く。)	1,454,444トン (日量 4,662トン)	特別区	各特別区が収集	各特別区が自動車 及び船舶により運	
	不燃ごみ	42, 159トン (日量 135トン)	全域	する。	搬する。	
家庭廃棄	管路ごみ(大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、 等に重いもの及び不燃 ごみを除く管路収集の対象となるごみをい う。)	876 (日量 2トン)		原則として東京 二十三区清掃一 部事務組合が毎 日収集する。	運搬用パイプライ ンによる。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処
*物	粗大ごみ (特定家庭用機器廃棄 物及びパーソナルコン ピュータを除く。)	54,357トン (日量 174トン)		各特別区が収集する。	各特別区が自動車 により運搬する。	分場に埋立処分す る。
	転居廃棄物であって粗 大ごみの形状をしたも の (特定家庭用機器廃棄 物及びパーソナルコン ピュータを除く。)		特別区 全域	ら委任を受け所知 し、一般廃棄物場	者が転居する者か 定の場所まで運搬 収集運搬業の許可 度しを受け、収集	
	可燃ごみ	1, 203, 532トン (日量3, 857トン)	特別区	責任で行うもの	事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が	
事業系	不燃ごみ	19,109トン (日量 61トン)	全域		かは、各特別区が 自動車及び船舶に より運搬する。	
· 一般廃棄物	管路ごみ	3,054トン (日量8トン)	管路ごみ収集区域	原則として東京 二十三区清掃一 部事務組合が毎 日収集する。	運搬用パイプライ ンによる。	清掃一部事務組合が 中間処理した後、東
	粗大ごみ	6,243トン (日量 20トン)	特別区 全域	事業者が自らの〕	責任で行う。	

区分	種別	処理量	収集 区域	収集方法	運搬方法	処分方法
	廃棄物とあわせて処理 産業廃棄物	一般廃棄物の処理又に 障が生じない範囲に 業系一般廃棄物とあ る。	おいて、家	庭廃棄物及び事		

(備考) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、各特別区が定める規模の事業者から排出されるもの又は各特別区が定める一事業者当たりの平均排出日量未満のものをいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

(2) し尿、浄化槽汚泥 区分	処理量	収集 区域	収集方法	運搬方法	処分方法
し尿(事業活動に伴って生 じたし尿並びに浄化槽汚泥 及びし尿混じりのビルピッ ト汚泥を除く。)	2,387トン (日量 8トン)		各特別区が収集する。	各特別区が自動車 により運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合投入施設
浄化槽汚泥及び専ら居住用 のし尿混じりのビルピット 汚泥	9,393トン (日量 30トン)	特別区全域	一般廃棄物収集 運搬業の許可を 受けた者が収集 する。	一般廃棄物収集運 搬業の許可を受け た者が運搬する。	から下水道投入により処分する。きょう雑物及び処理残さは、清掃工場へ搬入し焼却処分する。
事業活動に伴って生じたし 尿及びし尿混じりのビル ピット汚泥			一般廃棄物収集 運搬業の許可を 受けた者が収集 する。	一般廃棄物収集運 搬業の許可を受け た者が運搬する。	一般廃棄物処分業者が処分する。

東京二十三区清掃一部事務組合告示第8号

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例(平成12年条例第43号)第6条第2項の規定に基づき、令和3年度の東京二十三区清掃一部事務組合が処理することが必要であると認める産業廃棄物の受入計画を、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山 﨑 孝 明

令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画

- 1 受入廃棄物の排出区域 東京都全域
- 2 受入廃棄物の種類及び受入基準 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規 則 第4条の2及び第8条第3号のとおり
- 3 受入場所 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設
- 4 受入量 年量 11,363 トン (日量 41 トン)
- 5 受入対象事業者
- (1) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であって、中小企業基本法(昭和 38 年法 律第 154 号) 第 2 条第 1 項に定めるもの
- (2) その他特に管理者が受入の必要があると認める者
- 6 一排出事業者が搬入できる廃棄物の量 月間 10,000kg (10 t) までとする。
- 7 処理方法 中間処理後、埋立処分する。
- 8 搬入者の範囲 5 に掲げる事業者のうち管理者が搬入承認をした事業者又はその者から 運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者

別表 (第8条関係) 受け入れる産業廃棄物の種類別受入基準

産業廃棄物	受入基準	
の種類	個 別 基 準	共 通 基 準
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの。 排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。 なお、襖、障子のうち産業廃棄物(紙くず)に該当する部分については縦2メートル×横1メートル×厚さ3センチメートルに収まる大きさでの搬入を認める。	れていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法 律第303号)第2条に規定する毒物、
木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のため使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの。 破砕、切断の場合は、排出者自らが破砕、切断等処理したものに限る。 柱状のものは、長さ180センチメートル以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。板状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートルの長方形に収まる大きさで、厚さ3センチメートル以下のもの。また、箱状のものは、縦180センチメートル×横90センチメートル×奥行き50センチメートル以下のもので中空のもの。 パレットは、縦140センチメートル ※厚さ15センチメートル以下のもの。	4 ロール状のものは、当処理施設の破砕機に投入した際に、破砕機のハンマーに巻きつく等、重大な故障の原因になるため受け入れしない。 5 おが屑等の細かいものは、内容物が飛散しないよう適度な強度を持った袋等に梱包し搬入すること。 6 その他、処理施設の管理運営に支障がないものであること。
繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの。 排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が1メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。なお、畳のうち産業廃棄物(繊維くず)に該当するものについては一畳の大きさでの搬入を認める。	

〈施設管理部施設課〉 配 1 埀 Η 喍 無 表 W 一 1

					•	; ;	<u> </u>	=	ł	K						
				Н	單	報子者				1	規模	華	部十			余 熱 利 用
Н	場名	所 在 地	電話番号	着年日日	しゅん 年 月		(百万米1		月 ※2	発数量 (kJ/kg)	(トン×を 数)		5 5	発電出力 (kW)		給 熟※4
極	当 明	3 江東区有明2-3-10	(3529) 3751	平 3. 4	4 平 7.	12 24,000	41,695	А	三菱重工マルチン式	14, 200	200×2	400	113, 200	5,600		蒸気 : 給熱(地域冷暖房) 高温水:有明スポーツセンター
#	振	8世田谷区八幡山2-7-1	(3302)2590	平 3. 12	2 平 8.	3 17,000	27, 311	А	川崎重工中ン型	12, 100	600×1	009	169, 800	10,000	高温水	千歳温水プール
뻬	田	3 墨田区東墨田 1 10 23	(3613)5311	平 6. 7	7 平10.	1 18,000	33, 388	А	日立造船ディ・ロール式	13,000	600×1	009	169, 800	13,000	高温水	すみだスポーツ健康センター
l	壯	北区志茂1-2-36	(3598) 5341	平 5. 4	4 平10.	3 19,000	33, 565	А	三菱重工マルチン式	12, 100	600×1	009	169, 800	11,500	声音水	元気 ぷらず
華	江東	[江東区夢の島 3-1-1	(5569) 5341	平 6. 7	7 平10.	9 61,000	88, 193	А	タクマ HN型	13, 400	600×3	1,800	509, 400	50,000	蒸 高 温水	蒸気 : 東京辰巳国際水泳場 高温水:東京スポーツ文化館、夢の島熱帯植物館
	搬	港区港南5-7-1	(5479) 5300	平 7. 3	3 平11.	1 29,000	44,570	A	三菱重工マルチン式	13, 400	300×3	006	254, 700	22,000	-	
■	曹	豊島区上池袋2-5-1	(3910) 5300	平 7. 9	9 平11.	6 12,000	16,977	В	IHI 散気管式	13, 400	200×2	400	113, 200	7,800	高温水	健康プラザとしま
被	*	渋谷区東1-35-1	(3498) 5311	平10. 4	4 平13.	7 9,000	13,310	В	荏原 旋回流型	13, 400	200×1	200	56, 600	4,200	I	
●	4	- 中央区晴海5-2-1	(3532) 5341	平10.	4 平13.	7 29,000	29,400	A	日立造船ディ・ロール式	13, 400	300×2	009	169, 800	15,000	蒸減	ほっとプラザはるみ
清板	反橋	杨杨区高島平9-48-1	(5945) 5341	平11. 12	平14.	11 44,000	29,828	A	住友重機械 W+E式	12, 100	300×2	009	169, 800	13, 200	高温水	板橋特別支援学校、高島平温水プール、熱帯環境植 物館、高島平ふれあい館
葃		大田区下丸子2-33-1	(3757) 5383	平12. 3	3 平15.	6 32,000	15, 599	А	IHI 回転ストーカ式	12, 100	150×2	300	84, 900	6,400	高温水	矢口区民センター
H 퍼	급	2 足立区西保木間 4-7-1	(3859) 4475	平11. 12	2 平17.	3 37,000	28,651	А	荏原 HPCC型	12, 100	350×2	700	198, 100	16, 200	高温水	スイムスポーツセンターうきうき館、悠々会館
器	111	品川区八潮 1 - 4 - 1	(3799) 5353	平14.	9 平18.	3 47,000	27,500	А	日立造船ディロール式	12, 100	300×2	009	169, 800	15,000	高温水	給熱(地域冷暖房)
極	章 飾	葛飾区水元1-20-1	(5660) 5389	平15. 6	6 平18.	12 52,000	15,770	А	タクマ SN型	12, 100	250×2	200	141, 500	13, 500	高温水	水元総合スポーツセンター体育館、水元学び交流館
丰	田田	k 世田谷区大蔵1-1-1	(3416) 5355	平16. 7	7 平20.	3 30,000	16,685	Э	川崎重工 流動床式	12, 100	150×2	300	84, 900	6,750	蒸	世田谷美術館
- 11	* *	1 の 6 申 米平 △ 田十	1162(0026)	平22. 6	6 平26.	6	18, 797	A	タクマ SNF型	14,800	300×2	009	169, 800	22,800	1	
	第一 第一 ※2	人田凸坑供商 9 — 0 —	1160(8816)	昭62. 7	7 平 2.	3 32,000	19,800	A	タクマ IN型	12,600	200×3	009	169, 800	9,000	_	
薬	東馬		(3995) 5311	平22. 12	平27.	11 15,000	18,908	Α	J形 ハイパー21ストーカ	14,300	250×2	200	141, 500	18,700	高温水	三原台温水プール、三原台児童館、三原台敬老館
加		並 杉並区高井戸東3-7-6	(3334)5301	平24. 9	9 平29.	9 36,000	28, 355	А	日立造船ディロール式	14, 300	300×2	009	169, 800	24, 200	温水	高井戸地域区民センター、高井戸温水プール、高齢 者活動支援センター
米	6 が丘	- 練馬区光が丘5-3-1	(5967)1356	平28.	6 令 3.	3 23,000	34, 977	A	タクマ SNF型	13,500	150×2	300	84, 900	9,150	蒸煮温水	給熟(地域冷暖房)
*	建設費に	建設費は主体工事に要した経費である。大用清掃工場第一工場の再接働に係る経費は含またい、	大田清掃工場\$	第一工場の)再終働に	係る経費は	今またい。									

建設費は主体工事に要した経費である。大田清掃工場第一工場の再稼働に係る経費は含まない。 権力何の分類は次のとおりである。A:X体本イストーが)式権力何(全連網燃焼式) B:流動床式焼却炉(全連網燃焼式) C:ガス化溶融炉(全連続運転式) 年間焼却能力は、焼却能力は、焼却能力(1-7-11)に割画年間稼働 目数(2881)を乗じて算出している。 総索棚の高温水・温水は、総製媒体として指蝦使用している。 大田清掃工場第一工場/平成26年に休止)は、1炉目を合和3年3月に再稼働した。また、残りの2炉を合和4年度までに整備する予定である。

^{******}

灰溶融施設・不燃・粗大ごみ処理施設・し尿施設 (施設管理部施設課) 表M-2

(1) 尿溶彈粘殼

(1)	(1) 灰谷配加取								
				Η	朔	1 % 年 译 世 1 % 表 史 析 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	神空事次 1		
加	施 設 名	一 所 在 地	電話番号	着工	しるん工		准取其※ 1	光	規模
				年 月	年 月	約 ㎡	百万円		
	板橋清掃工場※2	板橋区高島平9-48-1	(5945) 5341	平11.12	平14.11			電気式灰溶融炉	署 Z ×日/√√ 06
////	多摩川清掃工場※2	大田区下丸子2-33-1	(3757) 5383	平12. 3	平15.6		1	燃料式灰溶融炉	30トン/日×1基
	足立清掃工場※2	足立区西保木間4-7-1	(3859) 4475 平11.12	平11.12	平17. 3			電気式灰溶融炉	署 Z ×日/ベ√ 59
	品川清掃工場※2	品川区八潮1-4-1	(3799) 5353	平14.9	平18. 3			燃料式灰溶融炉	署 3 × 日 / ペ√ 06
	葛飾清掃工場※2	葛飾区水元1-20-1	(5660) 5389	平15.6	平18.12			電気式灰溶融炉	署 Z × 日 / ペ √ 99
+	世田谷清掃工場※2	世田谷区大蔵1-1-1	(3416) 5355	平16. 7	平16. 7 平19.12			電気式灰溶融炉	署 Z ×日/ベ√09
1	中防灰溶融施設※3	江東区海の森2-4-79	(3599) 5310 平15. 6	平15.6	平18.12	21,000	18,375	電気式灰溶融炉	100トン/日×4基
•	一番 田十四代 "五千	TH 47 4H							

表 M - 1 清掃工場一覧参照

板橋、足立、品川、多摩川、葛飾及び世田谷清掃工場は、灰溶融炉を休止している。 中防灰溶融処理は、灰溶融炉を休止し飛灰固化及び主灰積替を行っている。 - 0 m * * *

(2) 不燃ごみ処理施設

			Н	姢	H	111		
施 設 名	所 在 地	電話番号	十二	しゅんエ	郑地闻俱	是 以 (光	規模
			年 月	年 月	約 m²	百万円		
中防不燃ごみ処理センター 第二プラント	江東区海の森2-4-79	(3599) 5310	6 9 址	平 8.10	68, 000	12,050	横型回転衝擊式	48トン/時×2系列
京浜島不燃ごみ処理センター	大田区京浜島3-7-1		平 6.12	平 8.11	46,000	46,000 18,700	縦型回転衝撃式	8 トン/時×4系列

(3) 粗大ごみ処理施設

			Н	和	H E	길			
施	所 在 地	電話番号	上	しゅんエ		是 改 其	光	規模	
			年 月	年 月	約 m²	百万円			
粗大ごみ破砕処理施設	2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年	(3500) 5910	昭52.12	昭54.6	33,000	1,650	統型回転衝擊式	32.1トン/時×2系列	
破砕ごみ処理施設※4	仁木	_	平 2. 7	平 4. 7	5,000	6, 400	流動床式	180トン/日×1基	

※4 破砕ごみ処理施設は、休止している。

(4) し尿の下水道投入施設

	規模			100トン/日
	形式		希釈処理	(工場汚水処理水・ 再生水及び薬液)
母引用	是 改复	百万円		1,821
新州州海	郑地即傾	約 ㎡		7,000
朔	しゅんエ	年 月		平11. 1
Н	着工	年月		平 9.10
	電話番号			(3799) 5353 平 9.10
	型			1 - 4 - 11
	所在			品川区八潮1-
	各			業所
	款			品川清掃作業
	暑			-ш

表Ⅵ-3 令和2年度清掃施設見学者数〈総務部総務課〉

(単位:件、人)

	一般住民		一般住民 小・中学生		高·	大学生	生 官 公 庁 報道・議会			外	民	間	合	計
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
中 央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目 黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋 谷	0	0	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	2	6
杉 並	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	1	9
豊島	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	1	14
板橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練馬	0	0	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	1	12
光が丘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新江東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葛 飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工場計	0	0	0	0	0	0	5	41	0	0	0	0	5	41
中防処理施設	6	118	165	11,808	0	0	14	89	0	0	1	4	186	12,019
合計	6	118	165	11, 808	0	0	19	130	0	0	1	4	191	12, 060
27年度	464	8, 237	692	41, 123	37	1,021	184	2, 791	201	4, 236	66	1, 295	1,644	58, 703
28年度	526	8, 887	670	41, 901	54	1,600	195	2, 839	207	4, 310	85	1,517	1,737	61,054
29年度	571	10,012	637	38, 882	53	910	181	2, 742	234	4, 642	88	1,752	1,764	58, 940
30年度	683	8, 698	853	38, 085	48	866	200	3, 175	272	5, 409	75	1, 368	2, 131	57, 601
元年度	563	9, 586	564	39, 629	37	921	117	1,563	289	6,230	63	1,060	1,633	58, 989

[※] 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は原則として全ての清掃工場及び中防処理 施設 (バス見学を除く) で見学者を受け入れていない。 ※ 目黒清掃工場及び江戸川清掃工場 (令和2年9月~) は、建替工事に伴い稼働停止している。 ※ 光が丘清掃清掃工場は、令和3年3月から稼働している。

(参考) 令和2年度東京都環境局主催の埋立処分場・中防施設の見学者数

(単位:件、人)

	一般	住民	小・中学生		高・大学生		官 公 庁 報道・議会		海			民 間		計
华		人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
	6	118	165	11,808	0	0	6	44	0	0	0	0	177	11,970

表VI-4 主な貸出し用資料〈総務部総務課〉

	題 名	媒体	制作年月	概 要
1	清掃工場へようこそ	15分 DVD	令和3年 3月	清掃工場等を見学に訪れた来場者に対し、清掃事業の概要とごみ処理の流れ、中間処理施設の役割としくみ・環境対策、循環型社会へ向けた取組についてわかりやすく解説する。小学校高学年から大人までを対象とし、日本語、日本語対応手話、英語、中国語、韓国語の5パターンを1枚に収録している。
2	23区のごみは 14分 どこへ行くの? DVD		平成25年 10月	清掃工場等を見学に訪れた小学生を対象とし、上記DVD「ようこそ清掃工場へ!」を再編集することで、清掃事業の概要等をよりわかりやすく解説する。復習用のクイズを収録し、親しみやすい内容となっている。
3	清掃事業の歴史 一東京ごみ処理 の変遷―	展示パネル	平成28年 5月	江戸時代から現在までのごみ処理方法の変遷や、清掃事業に関わる事件等を、当時の写真を使って解説している。(A1サイズ全25枚)

表VI-5 東京二十三区清掃一部事務組合事業史年表<総務部企画室>

年	月	事項
	4月	東京都が行ってきた清掃事業が23区に移管される
		▽東京二十三区清掃一部事務組合発足(議会、管理者及び事務局として4部14課、17清掃工場、中防処理施設管理事務所、収入役室、議会事務局、監査事務局より構成)
平成12年		▽東京二十三区清掃協議会発足
(2000年)		▽東京都から可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、し尿の下水道投入にかかる事業を引継ぐ
		▽「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例(平成12年条例第54号)」(同条例施行規則平成12年規則第54号)公布、施行
		▽「一般廃棄物処理基本計画ー循環型ごみ処理システムを構築するために」策定
	4月	▽事業系し尿受入れ廃止
		▽余剰電力の売却に初の入札を行う
平成13年	6月	▽焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針を策定
(2001年)	8月	▽中央清掃工場、渋谷清掃工場本稼動
	10月	▽一般廃棄物処理基本計画における「施設整備計画」の変更を告示
	11月	▽東京都の依頼を受けて、千歳清掃工場で肉骨粉等の焼却処理開始
	3月	▽大井清掃工場プラント更新のため停止
平成14年 (2002年)	9月	▽世田谷清掃工場が建替え、葛飾清掃工場がプラント更新のため停止
(2002-4-)	12月	▽板橋清掃工場本稼動
	7月	▽多摩川清掃工場本稼動
平成15年	8月	 ▽一般廃棄物処理基本計画における「施設整備計画」の変更を告示
(2003年)	11月	▽区長会総会で「平成18年4月以降も当分の間、一部事務組合による共同処理を行うことが望ましい」と確認される
	4月	▽大井清掃作業所民間委託開始(平成17年4月、品川清掃作業所に名称変更)
平成16年		▽計画推進部、建設部を施設建設部に統合し、3部13課とする
(2004年)	10月	▽板橋清掃工場の壁面緑化が「壁面・特殊緑化大賞(環境大臣賞)」を受賞
#415 <i>F</i>	3月	▽足立清掃工場本稼動 (新設炉のうち1炉は平成14年9月より稼動)
平成17年 (2005年)	4月	▽総務部財政課、契約管財課を経理課に、施設建設部管理課、計画推進課を管理課に統合し、3部11課とする
	1月	 ▼「経営計画」・「経営改革プラン」・「一般廃棄物処理基本計画」策定
	3月	▽品川清掃工場本稼動
平成18年 (2006年)	4月	▽清掃協議会の見直しに伴い事業調整課を総務部に新設、施設建設部建設第一課・第二課を建設課に統合、事業移管に伴い施設管理部工務課を廃止し、3部10課とする
(20004-)	7月	▽品川清掃工場に廃プラスチックのサーマルリサイクルに伴うモデル収集ごみの搬入を開始(18~20年度にかけて、各区のモデル収集や本格実施に合わせて各工場で廃プラ混合可燃ごみ搬入開始及び実証確認実施)
	12月	▽葛飾清掃工場、中防灰溶融施設本稼動
平成19年	4月	▽地方自治法改正に伴い、収入役及び副収入役を廃止し、会計管理者を新設、収入役室を会計室に組織改正、施設建設部計画推進 課を新設、建設調整課を建設課に統合し、3部10課とする
(2007年)	12月	▽容融処理技術対策室を設置
	1月	▽大田清掃工場(第二工場)が建替えのため停止
平成20年	3月	▽世田谷清掃工場本稼動
(2008年)	4月	 ▽廃棄物処理手数料の値上げ 12.5円/kg→14.5円/kg
	10月	▽清掃技術訓練センターを新設
	3月	▽廃プラスチックのサーマルリサイクル本格実施
平成21年	4月	□ ▽ 「経営改革プラン2009 策定
(2009年)		▽総務部経理課を財政課、契約管財課に分割、施設管理部施設課を新設し、3部12課(室)とする
		▽中防不燃ごみ処理センター第一プラント休止
	2月	▽「一般廃棄物処理基本計画」改定
平成22年	271	▼
(2010年)	4月	▽ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
	4月	▼ 存储
平成23年 (2011年)		
(======================================	12月	▽宮城県女川町災害廃棄物の受入れ開始

年	月	事 項								
平成24年 (2012年)	2月	▽杉並清掃工場が建替えのため停止								
平成25年	3月	▽宮城県女川町災害廃棄物の受入れ終了								
(2013年)	10月	▽廃棄物処理手数料の値上げ 14.5円/kg→15.5円/kg								
	1月	▽大島町災害廃棄物の受入れ開始								
平成26年	4月	▽大田清掃工場(第一工場)休止								
(2014年)	10月	▽大田清掃工場(新工場)本稼働								
		▽大島町災害廃棄物の受入れ終了								
	2月	▽「経営計画」改訂、「経営改革プラン2015」策定、「一般廃棄物処理基本計画」改定								
平成27年 (2015年)	4月	▽焼却灰のセメント原料化を本格実施								
	12月	▽練馬清掃工場本稼働								
	2月	▽光が丘清掃工場が建替えのため停止								
平成28年		▽中防破砕ごみ処理施設休止								
(2016年)	4月	▽清掃事業国際協力室を部として設置し、4部(室)12課(室)とする								
		▽灰溶融施設について多摩川・葛飾清掃工場の2施設体制に移行								
平成29年	4月	▽目黒清掃工場が建替えのため停止								
(2017年)	10月	▽杉並清掃工場本稼動								
	2月	▽宮城県大崎市災害廃棄物受入れ開始								
	3月	▽灰溶融処理施設(多摩川・葛飾清掃工場)の休止								
令和2年 (2020年)	4月	▽焼却灰の徐冷スラグ化を本格実施								
	9月	▽江戸川清掃工場が建替えのため停止								
	10月	▽宮城県大崎市災害廃棄物の受入れ終了								
	2月	▽「基本計画・実施計画」策定、「一般廃棄物処理基本計画」改定								
令和3年 (2021年)	3月	▽大田清掃工場第一工場1炉目再稼働								
,		▽光が丘清掃工場本稼動								

東京二十三区清掃一部事務組合施設配置図

